

令和 6 年 版

環 境 白 書

(越前市環境基本計画年次報告書)

越 前 市

はじめに

越前市は、豊かな自然環境に恵まれ 1500 年に亘る輝かしい歴史と文化、伝統のものづくりを継承し、発展してきました。

先人が築いて来たこのすばらしい環境とそこからもたらされる恵みを生かすとともに、より良い形で次の世代に継承し、自らが住むことに誇りを持てるまちを築いていくことが、私たちに与えられた責務です。

近年、私たちは、物質的な豊かさや利便性の高いライフスタイルを追求した結果、大気汚染や水質汚濁、廃棄物の不法投棄などの身近な環境問題から、地球温暖化の進行、頻繁に発生する異常気象、生物多様性の喪失といった大規模な問題に直面しています。

本市では、行政活動から生じる環境負荷の一層の低減を図るため、平成 24 年 5 月に越前市環境マネジメントシステム（EEMS）を「越前市地球温暖化対策実行計画（市事務事業編）」に位置づけ、システムの運用を推進しています。また、令和 3 年 8 月 19 日に、「ゼロカーボンシティ宣言」表明し、国の示す 2050 年カーボンニュートラルに向け、令和 6 年度から環境省の地域炭素推進交付金（重点対策加速化事業）を活用し、進めていきます。

また、平成 19 年 10 月に、本市の環境の現状を認識し、全市民が一体となって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市を創造し、これを将来の世代に引き継ぐことを目指して「越前市環境基本計画」を策定し、令和 4 年 3 月には 2 度目の改定を行いました。この計画では、越前市の目指すべき環境像と市民すべてが取り組むべき方針を示すとともに、計画推進主体となる市民・事業者・市のそれぞれが担う役割を明確にし、より良い環境の保全と創造を目指しています。

この「越前市環境基本計画」に基づき、豊かな自然環境の保全と再生の活動や、省エネ・省資源を意識したライフスタイルの実践など、私たち一人ひとりが積極的に環境問題に取り組んでいくことが大切です。

その他、本市では市政 10 周年を迎えた平成 27 年に、本市の豊かな自然環境や歴史と文化、1500 年の歴史を誇る伝統工芸やものづくりの技術をアピールし、まちづくりの方向を明らかにするため、「環境・文化創造都市」を宣言しました。

本書は、越前市環境基本条例第 16 条に基づき、本市における環境や廃棄物の現状と、環境の保全に関する施策の実施状況についてとりまとめた年次報告書です。本書が幅広く活用され、市民の皆様の環境問題に対する関心と理解を深め、環境保全の取り組みが推進されるための一助となれば幸いです。

目 次

第1部 環境の現況

越前市の概況

1 地勢	1
2 人口・世帯数	1
3 土地利用	2

第1章 越前市環境基本計画の推進

1 計画の体系	3
2 環境基本計画の進捗管理	4
(1) 脱炭素社会の実現に向けた都市づくり	4
(2) 水や空気がきれいな安心安全が実感できるまちづくり	5
(3) コウノトリが舞う自然豊かなまちづくり	5
(4) 資源が循環するごみの少ない都市づくり	6
(5) 環境共育で環境を守り育むまちづくり	7

第2章 地球温暖化問題

1 地球の温暖化	8
(1) 地球温暖化問題の概要	8
(2) 国際的動向及び国の動向	8
(3) 脱炭素社会実現に向けた市の動向	8
(4) 具体的な取組み	8

第3章 大気環境

1 大気汚染の概況	11
2 大気汚染物質別の調査結果	12
(1) 硫黄酸化物	12
(2) 窒素酸化物	12
(3) 浮遊粒子状物質	12
(4) 光化学オキシダント	13
(5) 微小粒子状物質	13
(6) 一酸化炭素	13
3 大気に関する規制	14
(1) 大気汚染防止法に基づく規則	14
(2) 福井県公害防止条例に基づく規制	15
(3) 環境保全（公害防止）協定に基づく規制	15
4 光化学スモッグ対策	15
5 微小粒子状物質（PM2.5）対策	16

第4章 水環境

1	水環境の概況	17
2	河川水質の調査結果	17
(1)	健康項目調査	17
(2)	生活環境項目調査（一般調査）	17
(3)	生活環境項目調査（流域調査）	18
3	水質に関する規制	20
(1)	水質汚濁防止法に基づく規制	20
(2)	福井県公害防止条例に基づく規制	20
(3)	環境保全（公害防止）協定に基づく規制	20
(4)	その他ゴルフ場における農薬の規制	20
第5章 地下水・土壌の環境		
1	地下水汚染の現況	21
2	地下水質調査結果	21
(1)	県地下水質調査	21
(2)	市地下水質調査	22
3	浄化対策	22
4	土壌汚染の現況	22
第6章 有害化学物質等		
1	ダイオキシン類	24
(1)	ダイオキシン類の概況	24
(2)	ダイオキシン類調査結果	24
2	P R T R制度	24
3	空間放射線量	24
第7章 騒音・振動・悪臭		
1	騒音・振動	25
(1)	現況	25
(2)	自動車騒音常時監視調査結果	25
(3)	騒音・振動に関する規制	25
(4)	新幹線鉄道騒音に係る環境基準	25
2	悪臭	26
(1)	現況	26
(2)	悪臭調査結果	26
(3)	悪臭に関する規制	26
第8章 廃棄物（一般廃棄物）		
1	ごみの排出量	27
2	ごみ排出量削減に向けた取組み	27
(1)	出前講座の実施	27
(2)	古紙類のリサイクルの推進	28
(3)	生ごみリサイクルの推進	28

(4) 金属類・電気製品リサイクルの推進	29
3 廃棄物の適正処理に向けて	29
(1) 不法投棄	29
(2) ごみの野焼き	30
第9章 自然環境	
1 越前市の豊かな自然	31
(1) コウノトリ	31
(2) アベサンショウウオ	32
(3) トミヨ	33
2 自然豊かな魅力ある里づくり	33
(1) 里地里山の保全再生・活性化	33
(2) 森林等の保全	33
(3) 森林・林業マスタープランの策定	33
3 日本の音風景100選	34
4 ふるさと福井の自然100選	35
5 市内の湧水地	35
6 自然と共に生きることができる環境の推進のために	35
(1) 生物多様性の保全再生	35
(2) 外来生物について	35
(3) 自然とふれあえる場の確保	36
(4) 環境調和型農業の推進	36
(5) 冬期湛水の推進	36
第10章 都市環境	
1 生活系排水	37
(1) 公共下水道事業	37
(2) 農業・林業集落排水事業	37
(3) 合併処理浄化槽事業	38
2 自然とのふれあいの場	38
(1) ビオトープ	38
第11章 環境に対する市民意識と保全活動	
1 公害苦情	39

第2部 環境マネジメントシステム活動

1 システム取組みの経緯	41
2 システムの適用範囲	41
3 環境管理組織体制	42
4 EEMSの実施内容	42

資 料 編

1 越前市の概況

- (1) 脱炭素社会の実現に向けた都市づくり43
- (2) 水や空気がきれいな安心安全が実感できるまちづくり43
- (3) コウノトリが舞う自然豊かなまちづくり44
- (4) 資源が循環するごみの少ない都市づくり45
- (5) 環境共育で環境を守り育むまちづくり46

2 大気環境

- 大気汚染に係る規制47
- (1) 大気汚染防止法に係る規制基準47
- (2) 福井県公害防止条例に係る規制基準49
 - ・ 大気汚染防止法に定める施設（抜粋）の届出状況51
 - ・ 大気環境調査結果53

3 水環境

- ・ 水質汚濁防止法に定める公共用水域の水質汚濁に係る環境基準60
- ・ 水質汚濁防止法に定める環境基準水域類型指定状況62
- ・ 水質汚濁防止法に定める要監視項目63
- ・ 水質汚濁防止法に定める特定施設（抜粋）の届出状況64
- ・ 水質汚濁防止法に定める一律排水基準66
- ・ 福井県公害防止条例に定める上乗せ排水基準67
- ・ 水質環境調査結果68
- ・ 生活系排水対策資料76

4 地下水・土壌環境

- ・ 地下水の水質汚濁に係る環境基準77
- ・ 要監視項目及び指針値（人の健康の保護に係る項目）78
- ・ 地下水調査結果79
- ・ 土壌汚染対策法に基づく区域指定81
- ・ 土壌の汚染に係る環境基準82

5 有害化学物質等

- ・ ダイオキシン類に係る環境基準83
- ・ ダイオキシン類に係る大気排出基準83
- ・ ダイオキシン類に係る大気基準適用施設83
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設の届出状況84
- ・ ダイオキシン類調査結果84
- ・ ごみ焼却施設からのダイオキシン類濃度85

6 騒音・振動・悪臭

- ・ 騒音規制法に基づく指定地域の区分86
- ・ 騒音の環境基準89

・ 特定工場等から発生する騒音の規制基準	92
・ 騒音規制法に定める特定施設及び届出状況	93
・ 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準	94
・ 騒音規制法に定める特定建設作業及び届出状況	94
・ 福井県公害防止条例に定める騒音の規制基準	95
・ 振動規制法に基づく指定地域の区分	97
・ 特定工場等から発生する振動の規制基準	97
・ 振動規制法に定める特定施設及び届出状況	100
・ 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準	101
・ 振動規制法に定める特定建設作業及び届出状況	101
・ 道路交通振動に係る要請限度	102
・ 悪臭防止法に基づく指定地域の区分	103
・ 悪臭防止法に基づく規制基準	105
・ 福井県公害防止条例に定める特定工場に係る悪臭の規制基準	108
・ 福井県公害防止条例に定める悪臭に係る特定施設及び届出状況	108
・ 悪臭に係る事業所調査結果	108
・ 悪臭物質の臭気強度別濃度	108
・ 道路交通騒音調査結果	109
・ 悪臭調査結果	114
7 環境関係条例・規則等	116
8 環境保全協定関係	155
9 その他	
・ 環境行政のあゆみ	164
・ 越前市環境・文化 創造都市宣言	167

第1部 環境の現況

越前市の概況



図1 越前市の位置図

1 地勢

越前市は福井県のほぼ中央に位置し、市域北側が鯖江市と越前町に、南側が南越前町に、東側が池田町に、西側が越前町と南越前町に接しています。

本市の市域面積は 230.70 km²で、県面積の約 5.5%を占めています。本市は、東部を越前中央山脈、西部を丹生山地、南部を「越前富士」と呼ばれる日野山などの 400～700m級の山々に囲まれており、その中央に武生盆地が開け、日野川が南北に貫流しています。

2 人口・世帯数(令和6年4月1日)

住民基本台帳人口	80,173 人
〔うち日本人〕	75,245 人
〔うち外国人〕	4,928 人
男	39,573 人
〔うち外国人〕	2,481 人
女	40,600 人
〔うち外国人〕	2,447 人
世帯	31,842 世帯
〔日本人世帯〕	28,871 世帯
〔外国人世帯数〕	2,971 世帯

3 土地利用

本市の市域面積23,070haから道路・河川を除いた面積は13,159.3haであり、うち36.7%を山林が占めています。次いで28.0%を田が占めており、宅地は14.9%です。

また、騒音、振動に係る指定地域としては都市計画法で定める用途地域に基づいており、各地域別の面積は下記の表のとおりです。

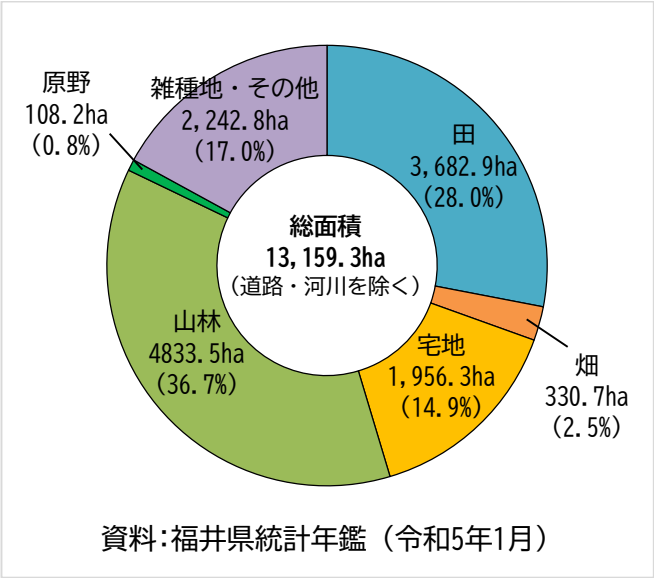


図2 地目別土地利用面積(固定資産概要調書による)

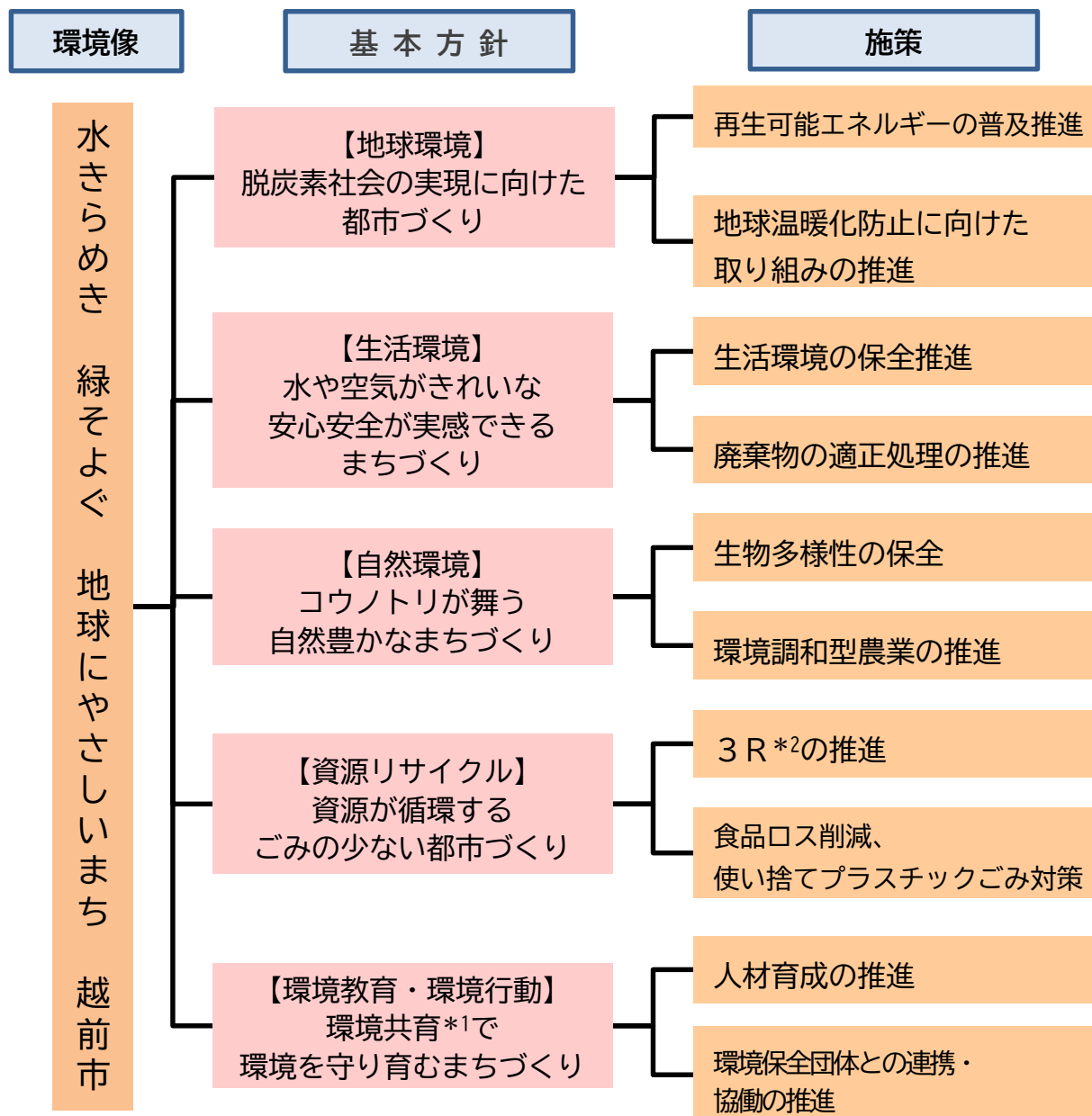
表1 都市計画用途地域別面積(令和6年3月31日)

区 分		面 積(ha)	構成比(%)
用 途 地 域	第 1 種 低 層 住 居 専 用 地 域	195.1	9.8
	第 2 種 低 層 住 居 専 用 地 域	0.0	0.0
	第 1 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	402.0	20.2
	第 2 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	9.4	0.5
	第 1 種 住 居 地 域	449.0	22.5
	第 2 種 住 居 地 域	2.4	0.1
	準 住 居 地 区	0.0	0.0
	近 隣 商 業 地 域	101.0	5.1
	商 業 地 域	49.1	2.5
	準 工 業 地 域	518.0	26.0
	工 業 地 域	264.0	13.3
	工 業 専 用 地 域	0.0	0.0
	計	1,990.0	100.0
都 市 計 画 区 域		12,218.0	
行 政 区 域		23,070.0	

第1章 越前市環境基本計画の推進

1 計画の体系

越前市の目指すべき環境像を実現するための計画の柱となる5つの基本方針と、それぞれの分野における施策の枠組みを示します。



*1：「共育」とは様々な主体が対等な立場で学びあい、共に育みあうことを意味します。

*2：「3R」とは廃棄物処理やリサイクルを推進する上での優先順位のこと。

①リデュース（排出抑制）②リユース（再使用）③リサイクル（再生利用）の頭文字

図 1-1 越前市環境基本計画の体系図

2 環境基本計画の進捗管理

越前市環境基本計画では、令和4年度から令和8年度の5年間において具体的な指標を定めており、最終年度である令和8年度を目標年とし、目標値を定めています。

令和5年度の達成状況を次表に示します。

<< 令和5年度具体的な指標の達成状況 >>

(1) 脱炭素社会の実現に向けた都市づくり

表 1-2-1 再生可能エネルギーの普及促進



No.	指標名	単位	目標値 (目標年)	R5 実績	説明
1	太陽光発電設備設置件数	件/年	35 (R8)	122	2020(R2)年度を基準として、一般家庭における設置数の約5割増を目標としていましたが、事業所を含めた固定価格買取制度の実績値しか算出できなくなったため、目標値の見直しが必要です。 2020年実績：23件/年



表 1-2-2 地球温暖化防止に向けた取組みの推進

No.	指標名	単位	目標値 (目標年)	R5 実績	説明
2	越前市の二酸化炭素排出量	千t -CO ₂	1,037.2 (R8)	1,538.4 (R3 実績)	2018(H30)年度を基準として基準年比29%削減を目指します。 農林業や製造業等による産業部門において排出量が増加しています。 2018年実績：1,460.8千t
3	市施設におけるエネルギー消費原単位削減率（学校・公民館等を除く）	%	6 (R8)	-10.7	2020(R2)年度を基準として毎年1%の削減を目指します。 市の所管施設の増加により、電気使用量が増加したため、消費原単位削減率が減少しています。
4	電気自動車・燃料電池自動車補助件数	件/年	20 (R8)	40	2020(R2)年度を基準として倍増を目指します。 2020年実績：10件/年

(2) 水や空気がきれいな安心安全が実感できるまちづくり



表 1-2-3 生活環境の保全推進

No.	指標名		単位	目標値 (目標年)	R5 実績	説明
5	污水处理人口普及率		%	96.0 (R5)	95.0	「越前市下水道整備基本構想」の目標に合わせて取り組みます。
6	市内主要河川水質調査の環境基準値達成率	生活環境項目 健康項目	%	95.0 100.0 (R8)	97.7 99.3	各調査地点において、環境基準の達成を目指します。
7	汚染（有機溶剤）区域内地下水質の環境基準達成率		%	100.0 (R8)	100.0	全ての監視井戸において、環境基準の達成を目指します。



表 1-2-4 廃棄物の適正処理の推進

No.	指標名	単位	目標値 (目標年)	R5 実績	説明
8	不法投棄ゴミ回収量	kg/年	2,000 (R8)	2,230	2020(R2)年度を基準として約 2 割減を目指します。 2020 年実績：2,450kg/年

(3) コウノトリが舞う自然豊かなまちづくり



表 1-2-5 生物多様性の保全

No.	指標名	単位	目標値 (目標年)	R5 実績	説明
9	森林施業面積	ha/年	60.0 (R8)	25.6	年間60ha以上の施業面積を目指します。
10	里山の森林づくりボランティア参加人数	人/年	350 (R8)	388	「越前市総合計画実践プログラム」の目標に合わせて取り組みます。
11	水田魚道の施設数	箇所	32 (R6)	22	「越前市食と農の創造ビジョン」の目標に合わせて取り組みます。
12	休耕田ビオトープの面積	ha	13.0 (R6)	11.5	「越前市食と農の創造ビジョン」の目標に合わせて取り組みます。



表 1-2-6 環境調和型農業の推進

No.	指標名	単位	目標値 (目標年)	R5 実績	説明
13	コウノトリ呼び戻す農法米を含む有機 JAS・県認証区分①の栽培面積	ha	80 (R6)	104	「越前市食と農の創造ビジョン」に沿って取り組みます。
14	有機栽培農作物（米、大麦、大豆）作付面積	ha	103 (R6)	133.3	「越前市食と農の創造ビジョン」に沿って取り組みます。
15	有機 JAS・県認証区分①～③に取り組む農業者数	人	150 (R6)	153	「越前市食と農の創造ビジョン」に沿って取り組みます。

(4) 資源が循環するごみの少ない都市づくり



表 1-2-7 3R の推進

No.	指標名	単位	目標値 (目標年)	R5 実績	説明
16	家庭系ごみ排出量 (市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量)	g/日・人	562 (R8)	552	2019 (R1) 年度を基準として、「一般廃棄物処理基本計画」に基づき基準年の成果を維持することとしていましたが、「チャレンジ 30」に合わせ、目標値の見直しが必要です。
17	ごみのリサイクル率	%	22.9 (R8)	19.1	2019 (R1) 年度を基準として、「一般廃棄物処理基本計画」に基づき基準年の成果を維持します。
18	古紙の集団回収実施団体数	団体	161 (R8)	138	2019 (R1) 年度を基準として、基準年の成果を維持します。
19	下水汚泥の資源化率	%	100 (R8)	100	「越前市下水道整備基本構想」の目標に合わせて取り組みます。



表 1-2-8 食品ロス削減、使い捨てプラスチックごみ対策

No.	指標名	単位	目標値 (目標年)	R5 実績	説明
20	フードドライブ実施回数	回/年	4 (R8)	4	2019 (R1) 年度を基準として、倍増を目指します。 2019 年実績：2 回/年

(5) 環境共育で環境を守り育むまちづくり

表 1-2-9 人材育成の推進



No.	指標名	単位	目標値 (目標年)	R5 実績	説明
21	環境教育提供総時間数（小学生）	時間/年	27.2 (R8)	27.2	2020(R2)年度を基準年として、 基準年の成果を維持します。
22	環境教育提供総時間数（中学生）	時間/年	20.9 (R8)	20.9	2020(R2)年度を基準年として、 基準年の成果を維持します。
23	環境学習実施率 (幼稚園・保育園・認定こども園)	%	100 (R8)	100	全国での開催を維持します。
24	公民館、地区が開催する環境学習会	回/年	102 (R8)	94	各地区平均 6 回以上開催します (6 回×17 地区)。
25	同 参加者数	人/年	1,020 (R8)	1,142	環境学習会 1 回当たりの参加者 を 10 人程度とします (10 人× 102 回)。
26	市政出前講座（ごみの分け方）実施回数	回/年	30 (R8)	19	2019 (R1) 年度を基準として、5 割増を目指していましたが、ご み分別動画の活用を見込み、目 標値の見直しが必要です。 2019 年実績：21 回/年
27	エコビレッジ交流センターを活用した 環境学習会参加人数	人/年	3,500 (R8)	2,773	環境学習会参加者を毎月 300 人 程度とします。(約 300 人/月× 12 ヶ月)



表 1-2-10 環境保全団体との連携・協働の促進

No.	指標名	単位	目標値 (目標年)	R5 実績	説明
28	ごみ減量化・リサイクル推進団体数	団体	5 (R8)	1	年間 1 団体以上の認定を目指し ます。

第2章 地球温暖化問題

1 地球の温暖化

(1) 地球温暖化問題の概要

大気中の二酸化炭素濃度は、産業革命前に比べて約40%増加しています。二酸化炭素などの温室効果ガスの急激な排出により、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書（2013～2014年）によると、陸域と海上を合わせた世界平均地上気温は、1880年から2012年の期間に0.85℃上昇しました。今後、温室効果ガス濃度がさらに上昇し続けると、気温はさらに上昇すると予測されています。IPCC第6次報告書によると、今世紀末までに3.3～5.7℃の上昇と予測されています。地球温暖化による影響として、近年、局地的な集中豪雨や大雪、台風の増加、暖冬冷夏などの異常気象が多発しており、また、海面上昇や伝染病の発生などが懸念されています。

(2) 国際的動向及び国の動向

平成9年（1997年）の京都議定書や、平成27年（2015年）のパリ協定をうけて、我が国は中期目標を2030年に2013年比で温室効果ガスを26%削減することとしておりましたが、令和2年（2020年）10月、政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。2030年度に2013年度比で温室効果ガスを46%削減すると表明するなど、新たな目標を設定し、実現を目指して取り組んでいくこととしています。さらに令和3年（2021年）、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、市町村は、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることと定められました。

(3) 脱炭素社会実現に向けた市の動向

政府の「2050年カーボンニュートラル宣言」に基

づき、越前市は令和3年8月19日に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、脱炭素の取組みを市民・事業者・行政が一体となって進めていくことを宣言しました。令和4年3月に改定した市環境基本計画では、重点項目として「脱炭素社会の実現に向けた都市づくり」を掲げ、新たな取組みについて検討を始めています。また、令和5年3月に策定した、越前市総合計画におけるチャレンジプロジェクトの1つに「脱炭素チャレンジプロジェクト」を定め、市として優先的、重点的に脱炭素社会の実現に向けて取り組むこととしています。

(4) 具体的な取組み

① 公共施設照明のLED化

令和5年から令和7年までの3か年で、市内の小中学校や図書館などの全ての公共施設（76施設、約33,000灯）の照明を10年間のリース方式によりLED化します。照明の更新が完了した場合、照明の電力使用に伴う二酸化炭素排出量の約7割が削減される見込みであり、年間削減量は844t-CO₂の温室効果ガスの削減が見込まれます。公共施設の屋内照明を一括でLED化するのは、県内市町で初めての取組みです。

② 市有街路灯等のLED化

平成25年度から必要経費の圧縮を図りながら効率的に市有街路灯等のLED化を推進し、省エネルギー化と温室効果ガスの排出抑制を図るため、10年間のリース方式によるLED化事業を実施しました。

市が管理する防犯灯や道路灯、施設外灯など2,351灯のLED化により、10年間で5,122MWhの電力量を削減し、3,396t-CO₂の温室効果ガスを削減しました。

③ 地域一体型 食と農の温室効果ガス削減運動に関する連携協定の締結

令和5年6月に越前たけふ農業協同組合、福井県民生活協同組合、越前市社会福祉協議会の3者と「地

域一体型 食と農の温室効果ガス削減運動に関する連携協定」を締結しました。農産物の生産、流通及び消費までの一連の過程において生じる温室効果ガスを削減することを目的としています。農業由来の二酸化炭素削減、フードマイレージやフードロスの削減、フードドライブの他、家庭でのごみ排出量削減などの取組みを通じ、生産者や事業者、市民、行政が一体となり、温室効果ガスの削減を推進していきます。



連携協定締結時の様子

④ 越前市カーボンニュートラル推進協議会の設立

令和5年11月に、地域ぐるみ脱炭素経営支援体制づくりとして、産学官金連携コンソーシアム「越前市カーボンニュートラル推進協議会」を設立しました。市内の産学官金の関係団体を構成団体とし、北陸有数のものづくりの町として、脱炭素経営に向けた取り組みを推進し、地域経済の活性化や経済と環境の好循環を目指すものです。主な実施内容としては、市内中小企業の脱炭素経営の支援策を協議し、個別企業へ対して支援の実施、J-クレジットの創出及び活用方法の検討、市民の脱炭素行動の啓発方法を検討します。



脱炭素経営セミナーの様子

⑤ J-クレジット等の環境価値に関する連携協定の締結

令和6年3月にJ-クレジットの売買を仲介する企業である株式会社バイウィルと「環境価値を介した地域におけるカーボンニュートラル及びサーキュラーエコノミーの実現に関する連携協定」を締結しました。両社が連携し、環境価値であるJ-クレジットなどのカーボンクレジットを活用した環境価値と経済価値の循環を支援するものです。市内の公共施設のLED化において創出されたJ-クレジットを市内企業に販売し、その販売収益を中小企業の脱炭素経営支援に活用していきます。

県内の自治体がLED化によるJ-クレジット創出に取り組むのは、初めてのことであり、また、バイウィルと自治体が、LED化によるJ-クレジット創出を前提として協定を締結するのは、越前市が全国初です。



協定締結時の様子

⑥ 水田由来のJ-クレジット覚書

令和6年3月に農業分野におけるJ-クレジットの活用のために、農業機械メーカーである株式会社クボタと市内農業者3者と覚書を交わしました。水田の水を抜いて乾かす「中干し期間」を通常より一週間延長することで、水田からのメタンガスの排出量を3割削減する効果があり、削減量からJ-クレジットを創出することが出来ます。市内の農業者3者が約40haで取り組み、年間で200tの温室効果ガスの削減を見込みます。

株式会社クボタはJ-クレジットの申請代行や中干し技術の支援を行い、市は中干しの確認やクボタとJ-クレジットの購入者を仲介します。



締結式の様子

⑦ CO2C02（コツコツ）ダイエットの実施

市内の小学5年生を対象に、夏休み期間中、CO₂を減らす身近なエコ活動に取り組むことをミッションとした「CO2C02（コツコツ）ダイエット」を実施しています。地球温暖化について考えるきっかけを作り、低炭素なライフスタイルを意識することを目的としています。令和5年度は379名の参加があり、参加賞としてポータブルストローを配布しました。

表2-1 CO2C02ダイエット参加者数

年 度	参加者数（人）
令和元年度	518
令和2年度	740(チラシ配布数)
令和3年度	334
令和4年度	341
令和5年度	379

⑧ 公共施設屋根貸しによる太陽光発電設備普及事業

市内の太陽光発電設備の普及や公共施設の有効利用等を目的として、平成24年度及び25年度に太陽光発電売電事業を行う事業者により市公共施設の屋根の使用を許可し、再生可能エネルギーの導入を促進する事業を実施しました。公募型プロポーザル方式により事業者を決定し、市内の6施設の屋根に合計243kWの太陽光発電設備が設置されています。設置された設備は、非常用の電源になるほか、環境教育に利用されています。

表2-2 各施設の太陽光発電設備容量

施設名	太陽光発電設備容量（kw）
吉野小学校屋内運動場	49.9
越前市広瀬勤労者研修センター	27.0
武生南小学校屋内運動場	48.6
白崎地区農業集落排水処理施設	39.6
越前市水循環センター	28.5
武生第一中学校屋内運動場	49.5

第3章 大気環境

1 大気汚染の概況

大気汚染については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい値として二酸化硫黄、光化学オキシダントなどに環境基準が定められています。（表 3-1-1）

また、ベンゼンなど有害大気汚染物質として 4 項目に環境基準が定められています。市では大気環境の状況を把握し、汚染を未然に防止するため、市内の 2 地点（味真野・武生北）において二酸化硫黄や浮遊

粒子状物質等の常時監視を行いました。また県は、市街地域（武生局）及び今立地域（今立局）において窒素酸化物、光化学オキシダント等の常時監視を行いました。（表 3-1-2）

令和 5 年度における環境基準の達成状況をみると、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子物質について、環境基準を満たしていました。

表 3-1-1 大気汚染に係る環境基準

物質名	物質特徴	環境基準
二酸化硫黄 (SO ₂)	石油、石炭が燃焼したときに、含有する硫黄が酸化されて発生する。呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨の原因物質になる。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること
一酸化炭素 (CO)	炭素化合物の不完全燃焼等により発生する。人体に猛毒であるほか、温室効果ガスである大気中のメタンの寿命を長くする。	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM)	浮遊粉じんのうち、10μm 以下の粒子状物質。ボイラーや自動車の排ガス等から発生し、大気中に長時間滞留して呼吸器に影響を及ぼす。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	SPM のうち粒径 2.5μm 以下の粒子。SPM に比べ小さいため、肺の奥深くまで入りやすい。呼吸器系だけでなく循環器系への影響が懸念されている。	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ 1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること
二酸化窒素 (NO ₂)	ものの燃焼や化学反応により生じる窒素と酸素の化合物。発生源は工場・事業所、自動車、家庭など。大部分は NO として排出されるが大気中で酸化され NO ₂ となる。酸性雨や光化学オキシダントの原因物質となる。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、またはそれ以下であること
光化学オキシダント (O _x)	大気中の窒素酸化物や炭化水素が紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質で、光化学スモッグの原因となる。	1 時間値が 0.06ppm 以下であること

表 3-1-2 越前市内における大気汚染常時観測局について

局名	所在地	用途地域	設置	測定項目								
				環境基準項目					その他の項目			
				SO ₂	NO ₂	SPM	Ox	PM2.5	NO	H ₂ S	WD	WS
武 生	越前市平出一丁目 6-1 (武生第一中学校校内 北側)	準 工	県		○	○	○		○		○	○
今 立	越前市定友町 21-5-1 (今立図書館 北東側)	第1 種住居	県		○	○	○	○	○		○	○
味真野	越前市上真柄町 44-6 (上真柄公民館 東側)	準 工	市	○		○				○	○	○
武生北	越前市家久町 105-13 (柳荘別館敷地内 東側)	工 業	市	○		○					○	○

2 大気汚染物質別の調査結果

(1) 硫黄酸化物 (SO_x)

硫黄酸化物は、主に重油などの燃料や原料中に含まれる硫黄分が燃焼することにより生じ、呼吸器に影響を及ぼすほか、大気中で硫酸に変化し酸性雨の原因にもなります。

環境基準は、硫黄酸化物の大部分を占める二酸化硫黄について定められています。

全測定局の年平均値の推移は、近年、概ね横ばいで推移しています。(図 3-2-1)

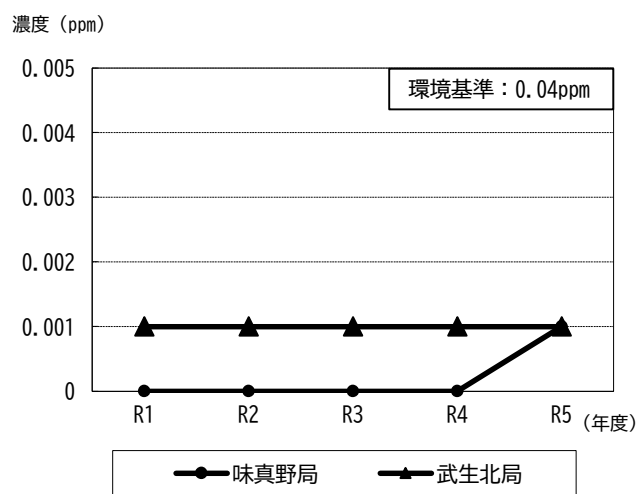


図 3-2-1 二酸化硫黄の年平均値の推移

(2) 窒素酸化物 (NO_x)

窒素酸化物は、主に石油等の化石燃料の燃焼によって生じ、発生源としてはボイラーや自動車等があります。窒素を含む燃焼物から発生するフューエル NO_xと熱により空気中の窒素から生成するサーマル NO_xが主な生成過程です。

排出ガス中の窒素酸化物の主成分は、一酸化窒素ですが、大気中に排出されると、次第に酸化されて二酸化窒素になります。呼吸器に影響を及ぼすほか、大気中で硝酸に変化し酸性雨の原因となります。

また、光分解することで光化学スモッグ汚染の原因物質となるため、二酸化窒素について環境基準が定められています。武生局・今立局の年平均値の推移は、両局ともに概ね横ばいで推移しています。(図 3-2-2)

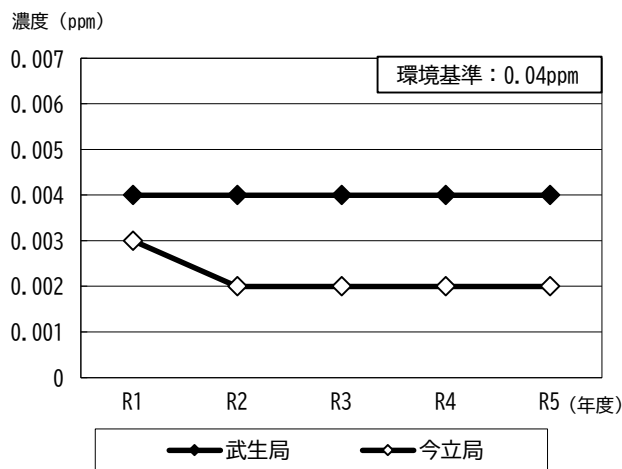


図 3-2-2 二酸化窒素の年平均値の推移

(3) 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊している埃や砂じん、すす等の粒子状物質のうち、粒径10 μ m以下のものを浮遊粒子状物質(以下「SPM」という)といいます。発生源としては、工場等からのばいじんや粉じん、ディーゼル車の黒煙、あるいは土壌飛散といった自然原因などがあります。

SPMは、大気中に比較的長時間滞留すること、気道や肺胞に沈着して呼吸器に影響を及ぼすことから、環境基準が定められています。

全測定局の年平均値の推移は、環境基準以下で推移しています。(図 3-2-3)

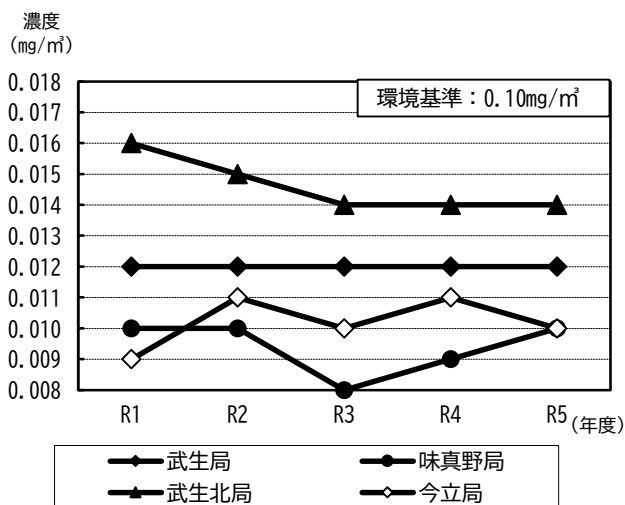


図 3-2-3 SPM の年平均値の推移

(4) 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントとは、大気中の窒素酸化物や炭化水素を含む揮発性有機化合物(VOC)が紫外線により光化学反応を起こし、二次汚染物質として生成するオゾンやPAN(パーオキシアセチルナイトレート)等の酸化性物質のうち、二酸化窒素を除いたものをいい、光化学スモッグ状態を示す指標として用いられます。

光化学オキシダントの発生は、気象条件(晴天で微風)の影響が大きいとされ、近年では昼間の一時間値が0.06ppmを超える日数は減少傾向にあります。

近年、市内では注意報の発令には至っていませんが、今後も注意していく必要があります。(図3-2-4)

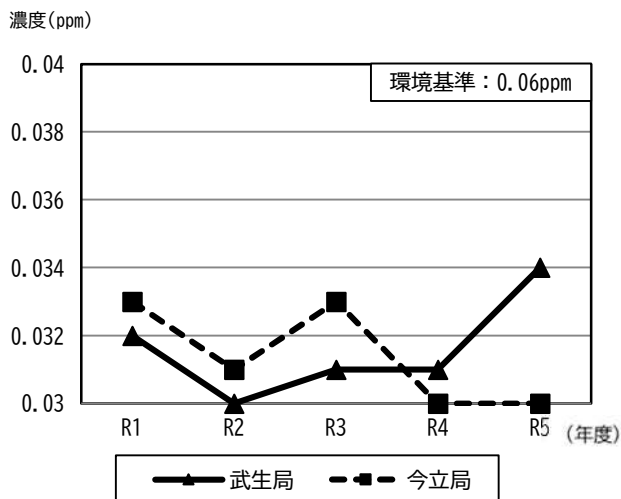


図 3-2-4 光化学オキシダントの年平均値の推移(昼間1時間値)

(5) 微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下のものを微小粒子状物質(以下「PM2.5」という)といいます。発生源としては、焼却炉や工場等からのばい煙や粉じん、自動車、航空機等、あるいは土

壌、火山等の自然原因などがあります。

PM2.5は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響を及ぼす可能性があることから、環境基準が定められています。

近年、市内では注意報の発令には至っておらず、環境基準以下で推移していますが、大陸由来で上昇することが多く、今後も注意していく必要があります。

(図3-2-5)

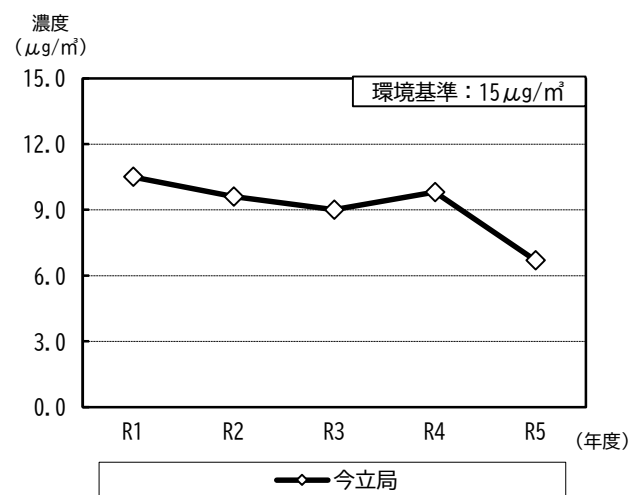


図 3-2-5 PM2.5 の年平均値の推移

(6) 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素は、血液中のヘモグロビンと結合して酸素を運搬する機能を阻害するなど人の健康に影響を与えることから、環境基準が定められています。一酸化炭素は、近隣では鯖江市健康福祉センターの自動車排気ガス測定局で国道8号沿いにおいて福井県が測定しており、平成18年度から令和5年度までの年平均値を見ると0.2~0.3ppmの環境基準値以下で推移しています。

3 大気に関する規制

(1) 大気汚染防止法に基づく規制

工場・事業場や建築物の解体作業等から発生するばい煙や粉じんについては、大気汚染防止法により、それらの排出が規制されています。

① 硫黄酸化物

硫黄酸化物については、ばい煙の排出口の高さや地域に応じた排出基準（K値規制）が定められています。地域によって値は異なり、旧武生市区域のK値は10.0、旧今立地区は17.5です。

② 窒素酸化物

窒素酸化物については、昭和48年の規制開始以降、排出基準が段階的に強化されるとともに、規制対象施設として、ディーゼル機関、ガソリン機関、ガスタービン等が追加されました。

③ ばいじん

ばいじんについては、昭和43年の規制開始以降、排出基準が段階的に強化されるとともに、規制対象となる施設が追加されました。

また、ダイオキシン類をはじめとする、近年の廃棄物焼却炉を巡る大気汚染問題への対応を図るため、平成10年4月に廃棄物焼却炉に係るばいじんの規制基準が強化されました。

④ 有害物質

窒素酸化物を除く有害物質（カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素、ふっ素、ふっ化水素、ふっ化珪素、鉛及びその化合物）については、廃棄物焼却炉や溶解炉などのばい煙発生施設ごとに排出基準を定め、規制を行っています。

⑤ 粉じん

大気汚染防止法において、粉じんのうち、石綿（アスベスト）を特定粉じん、これ以外のものを一般粉じんと規定しています。

特定粉じん発生施設については、敷地境界における規制基準が設定されており、一般粉じん発生施設については、粉じん飛散防止のための施設の構造、及び使用・管理に関する基準が設定されています。

また、特定建築材料（アスベスト）が使用されてい

る建築物等を解体、改造又は補修する作業を、特定粉じん排出等作業と定め、作業実施に係る届出と作業基準が規定されています。

ア) 民間施設におけるアスベストについて

民間施設におけるアスベスト対策工事については、大気汚染防止法に基づき福井県に工事届出が必要です。届出があった場合には、その写しが県から市に届けられることとなっています。また、福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例に基づき、工事完了時の届出が義務付けられています。

イ) 市公共施設におけるアスベストについて

本市所有施設について、平成17年度及び平成20年度に設計図等によってアスベスト含有について調査を行い、含有の可能性のあるものについて、専門分析機関でサンプリング調査と現況調査を行ってきました。

これをもとに、アスベスト対策が必要な施設を絞り込み、除去や囲い込み等の工事対策等を行うとともに、施設管理台帳により所管する課等で、管理を徹底することとしています。

⑥ 揮発性有機化合物（VOC）

揮発性有機化合物は、大気中においてガス状となる有機化合物のことであり、主に塗料や洗浄剤として使用されています。浮遊粒子状物質（SPM）や光化学オキシダントの原因の1つと考えられており、その排出が多い施設については、排出基準が定められています。

⑦ 水銀

平成29年8月16日に水俣条約が発効され、それに伴い大気汚染防止法の一部改正がなされ、平成30年4月1日から水銀大気排出規制が開始されました。大気中においてガス状となった水銀を規制するもので、水銀排出施設の設置者に対し、都道府県等への届出、排出基準の遵守、水銀濃度の測定、記録および保存の実施を義務付けています。

（２）福井県公害防止条例に基づく規制

① 特定工場

通常の燃料使用が600kg／時間以上（重油換算）の工場・事業所を特定工場と定め、県では硫黄酸化物の総量規制を実施するとともに、低硫黄分の燃料（Ａ重油など）を使用するよう指導し、硫黄酸化物の排出の抑制を図っています。（表 3-3）

表3-3 燃料中の硫黄分について指導基準

工場・事業場	丹南地域での基準
特定工場	1.3%以下
特定工場以外	1.5%以下

② ばい煙に係る特定施設

金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉、廃棄物焼却炉、酸による反応施設など、有害物質を使用又は排出する施設をばい煙に係る特定施設と規定し、これらの施設を設置するものに届出義務を課するとともに、溶解にあつてはばいじんの量、廃棄物焼却炉にあつてはカドミウム等の有害物質 4 項目、有害物質使用施設にあつてはカドミウム等有害物質 5 項目の

規制基準を定め、大気汚染のより一層の軽減を図ることとしています。

③ 炭化水素類に係る特定施設

揮発性の高い石油類の貯蔵施設、出荷施設および給油施設を炭化水素類に係る特定施設として規定し、これらの施設を設置する者に届出義務を課するとともに施設の構造、使用、管理基準を定め、光化学オキシダントの発生抑制および地球温暖化の推進を図ることとしています。

（３）環境保全（公害防止）協定に基づく規制

本市は令和 6 年 3 月 31 日現在、市内 67 事業所と協定を締結しており、ばい煙などを発生するおそれのある事業所に対しては立入検査を実施し、施設の維持管理状況等の確認、使用燃料の確認、排出ガス中のばい煙等の検査を行っています。近年は、低硫黄分重油の使用、ガスボイラーへの変更、高度排ガス処理施設の導入など環境対策が事業所において積極的に推進されており、ばい煙等の発生量は減少傾向にあります。

4 光化学スモッグ対策

光化学スモッグの原因物質である光化学オキシダントについては、近年、全国の観測局において環境基準達成率が1%未満であり、極めて低い水準となっています。

令和5年は、全国17都府県で光化学スモッグに係る注意報の発令が延べ45日ありましたが、県内及び本市内においての発令はありませんでした。本市内においてはこれまで発令されたことはありませんが、県内ではこれまでも嶺南地域で発令されたことがあります。近年は大陸から光化学オキシダントが直接飛来する越境汚染の可能性も示唆されています。

光化学オキシダントは高濃度になると、目や呼吸器などの粘膜を刺激し、健康被害が発生することがあります。光化学オキシダントの濃度は、全国的には夏季に上昇する傾向にあります。

福井県内においては、5月から6月にかけてもっとも濃度が高くなる傾向があります。

大気汚染防止法では、硫黄酸化物、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素及び光化学オキシダントによって、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがあるような緊急事態が発生した場合に、知事がとるべき措置を定めています。これを受けて、県では、県内複数のエリアごとに県民への周知に係る体制の整備を図っています。

本市では、「越前市光化学スモッグ緊急時措置連絡会」を設置し、注意報等発令時の関係機関への円滑な連絡や、市民への周知に係る体制の整備をしています。

5 微小粒子状物質（PM2.5）対策

福井県では、県が三国、神明（鯖江）、今立、大野、敦賀、三方、小浜の7つの固定局、福井市が福井、自動車排ガス測定局福井の2つの固定局で監視を行っています。

平成25年3月1日付環境省の暫定指針に基づき、県はPM2.5濃度の日平均が70μg/m³を超えると予想したときには、外出や野外活動の自粛を促す注意喚起

を行うこととなっています。県は、平成26年2月26日に初の注意喚起を行いました。

その際、本市では、光化学スモッグ注意報等発令時の連絡体制に準じて、円滑に関係機関及び市民に周知しました。令和5年度は、注意喚起の実施はありませんでした。

表3-4 光化学オキシダント注意報等の発令及び解除の基準

区分	発 令 基 準	解 除 基 準
注 意 報	定時観測におけるオキシダント測定値が0.12ppm以上になり、かつこの状態が気象条件からみて継続すると認められるとき	定時観測におけるオキシダント測定値が左欄の数値未満であって、気象条件からみてその状態が悪化する恐れがなくなったと認められるとき
警 報	定時観測におけるオキシダント測定値が0.24ppm以上になり、かつこの状態が気象条件からみて継続すると認められるとき	
重大警報	定時観測におけるオキシダント測定値が0.4ppm以上になり、かつこの状態が気象条件からみて継続すると認められるとき	

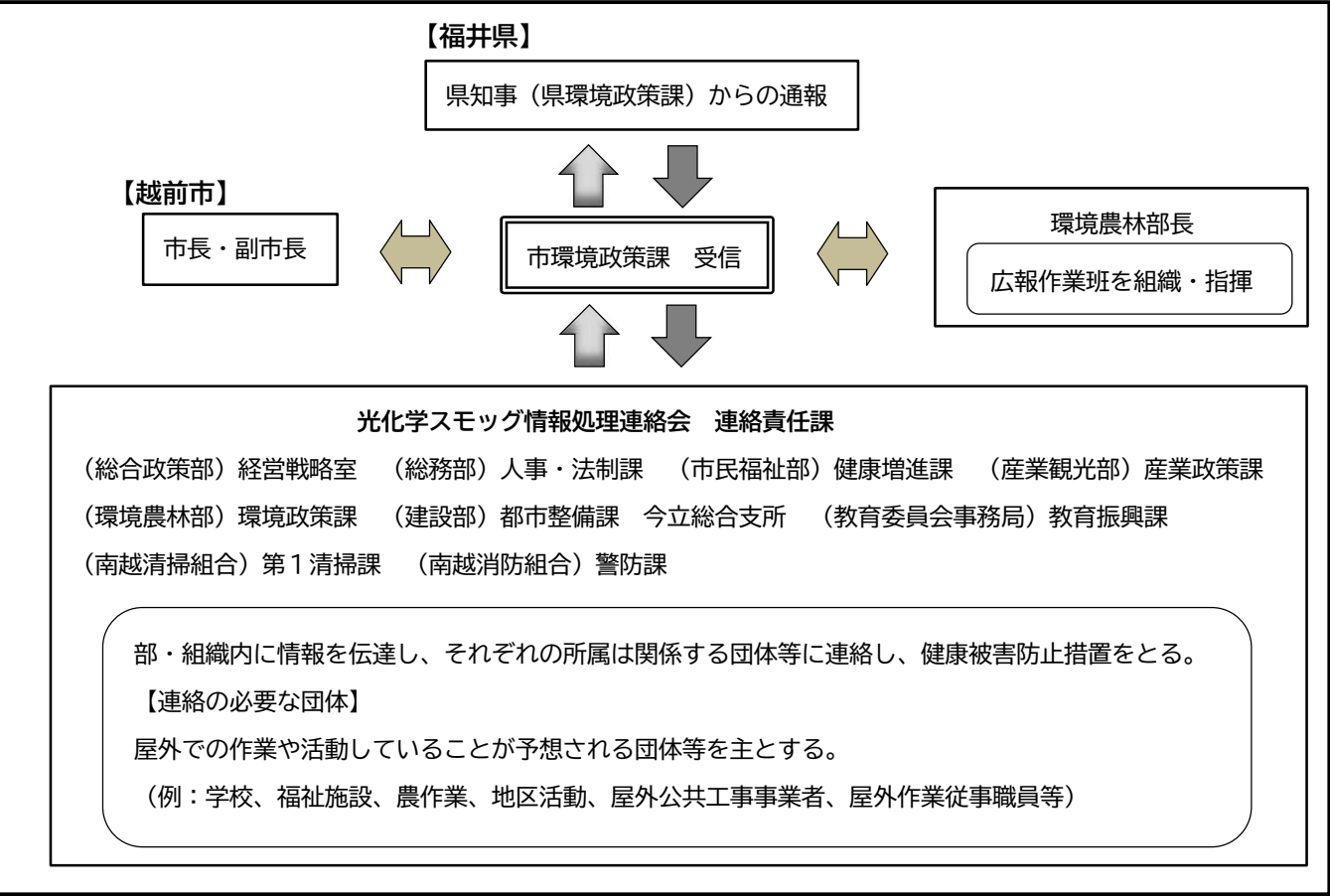


図 3-5 越前市光化学スモッグ緊急時措置連絡系統図（令和6年4月現在）

第4章 水環境

1 水環境の概況

河川は地域の社会経済活動のみならず、日常生活とも密接な関係を持ち、水道水・農業用水・工業用水などとして広範囲に利用されています。また、河川は優れた自然景観及び身近な水辺環境を構成する上で重要な要素であり、その水質については極めて高い関心が寄せられています。

河川の水質については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基準（行政上の目標値）が定められています。

環境基準は、「人の健康の保護に関する項目（以下「健康項目」という。）」と、「生活環境保全に関する項目（以下「生活環境項目」という。）」の2種類から成り立っています。

「健康項目」とは、工場排水等に起因する有害物質（全 27 項目）に関する基準で、すべての公共用水域において一律に適用され、達成し維持されることが望ましい基準です。（資料編表 3-1）

また、「生活環境項目」とは、水道・農業・工業用水などの利用目的に応じて県知事により定められた公共用水域の類型（AA～E）ごとに基準値が定められているもので、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、溶存酸素量（DO）、浮遊物質（SS）等全 9 項目について、生活環境を保全する上で維持することが望ましいとされる基準です。（資料編表 3-2）

2 河川水質の調査結果

（1）健康項目調査

カドミウムやシアンなどの有害物質全27項目について、市内の15河川（日野川、吉野瀬川、天王川、浅水川、穴田川、大塩谷川、御清水川、河濯川、鞍谷川、小松川、岡本川、服部川、月尾川）のうち、毎年5河川の調査を実施しています。（資料編表3-10）

令和5年度は、日野川、吉野瀬川、鞍谷川、御清水川、沖田川で調査した結果（表 4-1-1）、環境基準達成率は 99.3%でした。（国内達成率 99.1%：令和6年3月環境省発表）

表 4-1-1 令和5年度健康項目調査結果

河 川 名	調 査 月	基準達成数
日 野 川	8 月	27/27
吉 野 瀬 川	8 月	27/27
鞍 谷 川	8 月	27/27
御 清 水 川	8 月	26/27
沖 田 川	8 月	27/27

（2）生活環境項目調査（一般調査）

生活環境項目全 9 項目のなかで河川に適用される 5 項目について、令和5年度は、市内 9 河川（11 地点）で年 6 回（隔月）、調査を実施しました。（図 4-1-2）なお、調査した河川全てにおいて、pH、DO、BOD については全ての河川において環境基準を満たしていました。（BOD 国内達成率 93.1%：令和6年3月環境省発表）

また、SS が吉野瀬川及び穴田川において一部適合していない地点があり、大腸菌数が吉野瀬川、天王川及び穴田川において、一部適合していない地点がありました。（資料編表 3-11）

大腸菌群数については、国の中央環境審議会においても指標としての意義や適切な対策について議論され、環境省においても基準見直しの検討が行われた結果、令和4年4月1日から「大腸菌数」という指標に変更することとなりました。本市では下水処理設備の整備と接続が大腸菌数の減少につながる

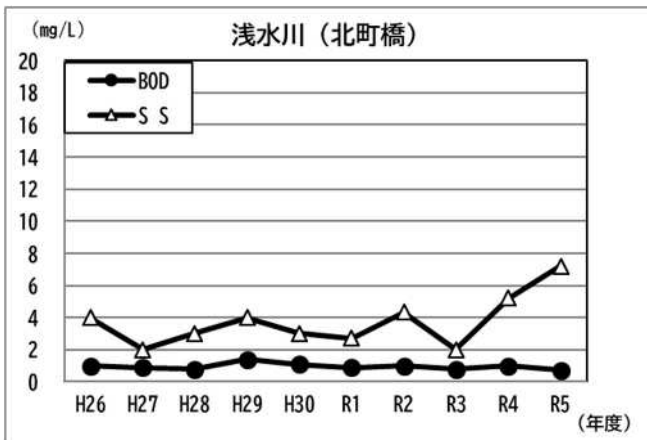
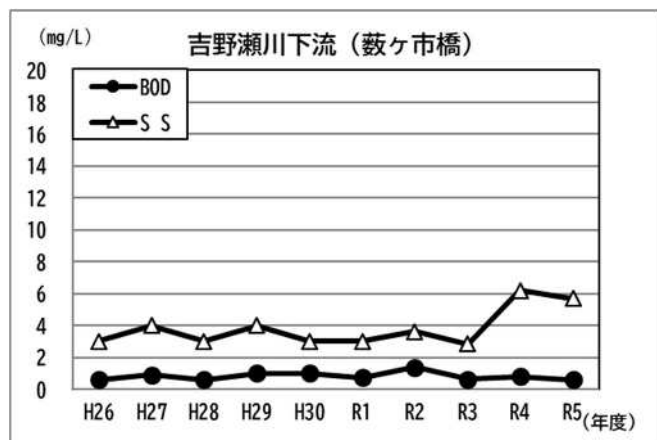
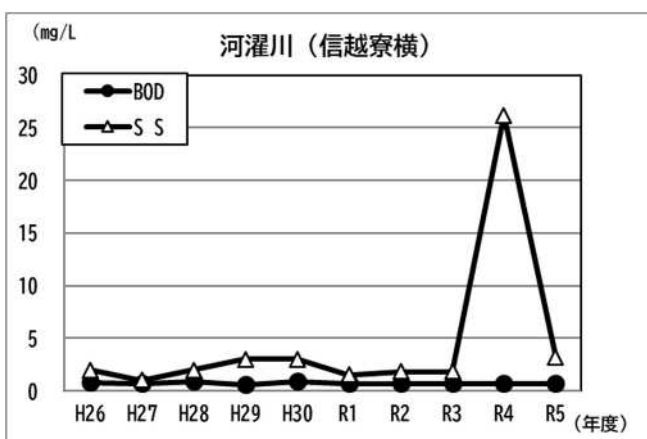
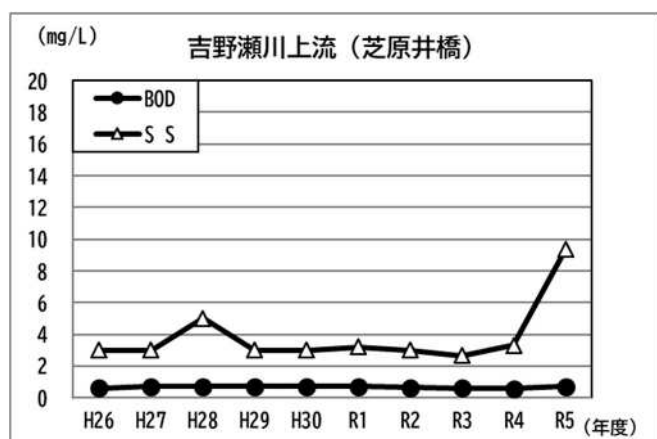
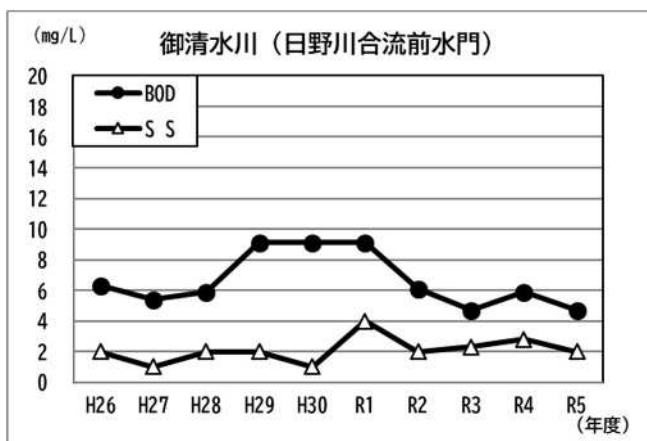
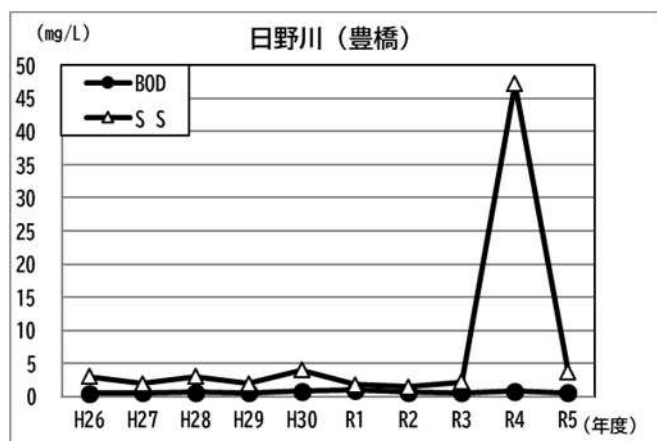
と考え、汚水処理人口普及率の向上に努めています。

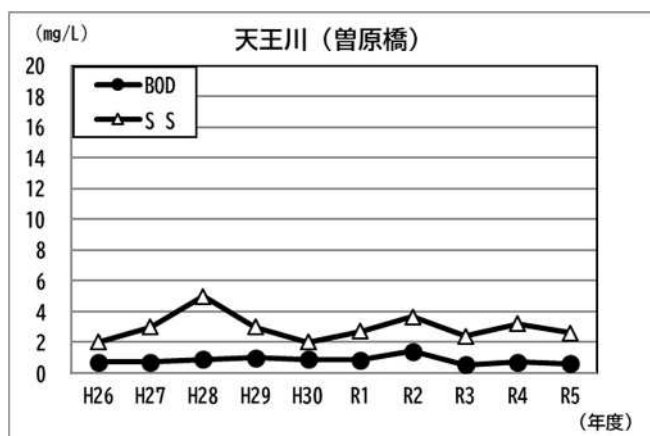
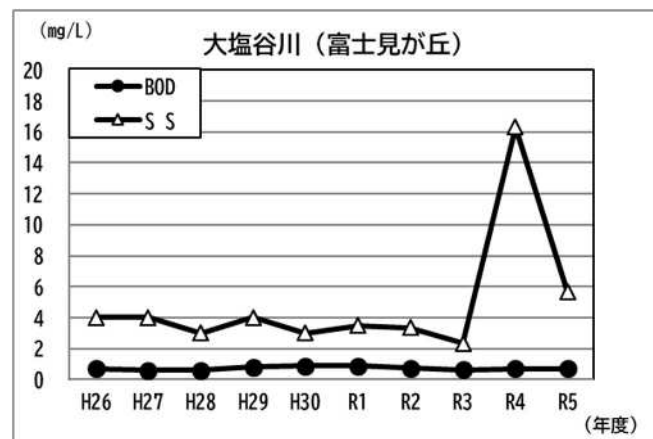
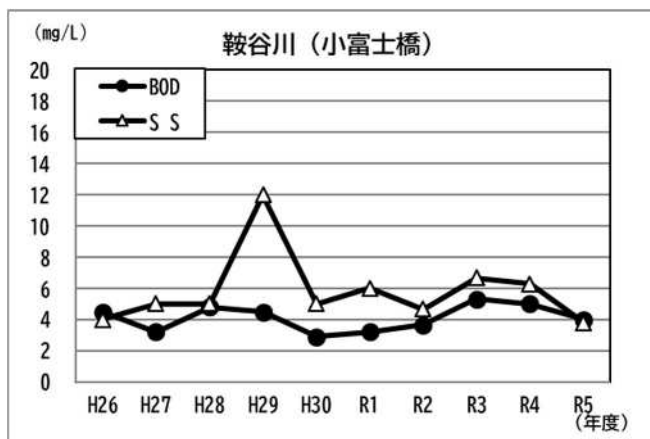
(3) 生活環境項目調査（流域調査）

図4-2の9河川及び、これに小松川、春日野川、服部川、水間川、月尾川、岡本川、不老川、沖田川を加えた17河川について、上流から下流地点での水

質を調査し監視を行っています。

なお、上記のうち、環境基準が設定されている河川については概ね基準に適合しており、それ以外の河川についても概ね良好な水質でした。（資料編表3-13～表3-23）





※令和4年度は夏期の大雨により、大量の土砂が流れ込んだ影響を受け、一部の河川においてSSが上昇した。

図 4-1-2 河川水質調査経年変化グラフ (年間平均値)

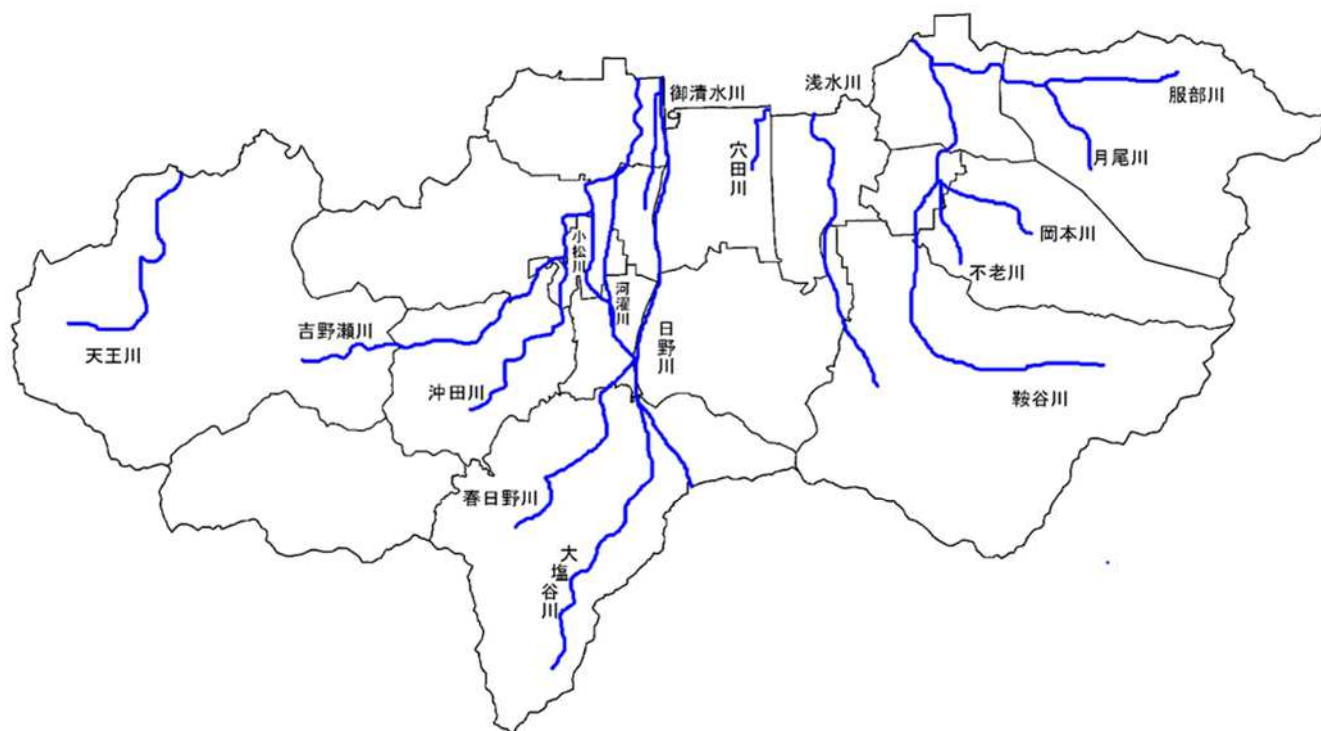


図 4-2 市内の主要な河川の位置図

3 水質に関する規制

(1) 水質汚濁防止法に基づく規制

特定施設を設置する工場・事業所（以下「特定事業場」という）が規制対象となり、有害物質として、カドミウム等 28 項目（資料編表 3-7）、生活環境項目として、BOD 等 15 項目（資料編表 3-8）について排水基準が適用されます。

なお、有害物質の排水基準は全ての特定事業所に対し、生活環境項目の排水基準は、排出水量 50 m³/日以上の特特定業場に対し、それぞれ適用されます。

また、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項により、生活環境の保全にあたり県がより厳しい排水基準を条例により設定できます。これに基づき、福井県は、九頭竜川水域において、BOD および SS に係る上乗せ排水基準（資料編表 3-9）を規定しています。

(2) 福井県公害防止条例に基づく規制

① 特定工場

一日あたりの通常の排出水量が 3,000 m³（製紙業の場合 2,000 m³）の工場、事業所を特定工場と定め、知事への届出を義務付けるとともに、排出水の濃度および負荷量を規制しています。

② 汚水および廃液に係る特定施設

有害物質を使用し、または排出する施設（資料編表 3-6）の届出を義務付けています。

また、条例に基づく特定工場および特定施設において汚水等の量および濃度等を測定結果の記録に加えて、その記録の保存が義務付けられています。

(3) 環境保全（公害防止）協定に基づく規制

本市は令和 6 年 3 月 31 日現在、市内 67 事業所と協定を締結し、法・条例より、厳しい排水基準を設定しています。なお協定では、環境への影響が考えられる施設の設置にあたっては、事前協議または届出を義務付けており、事業場からの水質汚濁の未然防止に努めています。

また、協定を締結している事業所の一部で排水調査を行い、排水処理施設の維持管理状況や排水基準適合状況の確認を実施しています。令和 5 年度では、市の立入調査等における協定基準違反は 2 事業所あり、県調査における法及び条例に係る排水基準違反は 1 事業所ありました。違反の内容は、pH 又は透視度が排出基準を超過していたもので、改善指導を行いました。

(4) その他ゴルフ場における農薬の規制

ゴルフ場では、芝生の維持管理のため、殺虫剤、殺菌剤、除草剤等が使用されていることが多いことから、県は、平成 2 年 4 月に「ゴルフ場における農薬等の安全使用に関する指導要綱」を策定し、事業者に対し、水質測定の義務や、魚毒性の高い農薬の使用禁止等の規制をしています。

また、環境省では、都道府県に対し、ゴルフ場で使用される農薬について、水質調査の方法や、ゴルフ場の排水口において遵守すべき農薬濃度の指針値を定めた「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」（平成 2 年 5 月 24 日付）を定めています。

第5章 地下水・土壌の環境

1 地下水汚染の現況

平成元年の水質汚濁防止法の改正により、県の地下水質の常時監視と有害物質に、有機塩素化合物が追加され、市では平成元年から県と協力して、地下水調査を実施しています。

県は、「地下水の水質に関する計画」に基づき、平成元、2年度において、市内13地点で地下水概況調査を実施し、4地区（吉野・大虫・王子保・北府）を、トリクロロエチレン等が水道水の水質基準を超える汚染範囲とし、現在も監視を続けています。

また、平成10年度には、白山地区の事業所から、有機塩素系溶剤による地下水汚染について県へ報告があり、事業所周辺を調査した結果、1井戸から基準を超えるトリクロロエチレンが検出されました。平成12年度には、県の概況調査で、塚町、三ツ屋町において砒素が、環境基準を超えて検出されました。平成13年度には、四郎丸町（王子保地区）で実施した定期モニタリング調査及び詳細調査で、トリクロロエチレンの分解生成物であるシス-1,2-ジクロロエチレンが、環境基準を超えて検出されました。さらに、平成19年度には、戸谷片屋線道路建設予定地周辺において、総水銀等が、環境基準を超えて検出され、平成30年度には、県の調査で、池ノ上において砒素が、環境基準を超えて検出されました。

以上の結果、県は、砒素による自然由来の汚染2地区（長尾・塚町、池ノ上）と、有機塩素や重金属などの人為的汚染6地区（吉野、大虫、王子保、北府、米口、家久）について監視を行っております。なお、現在市内には、土壌汚染対策法第11条に基づき県知事が指定した形質変更時要届出区域が2箇所あります。（資料編表4-7）

近年、有機フッ素化合物である、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）の動向についても注目されています。これらは、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質を持ち、人の健康や動植物の生息、生育に影響を及ぼす可能性が懸念されています。国は、令和2年3月にPFOS及びPFOAを水道水質の水質管理目標設定項目に位置付け、河川や地下水などの水質汚濁に係る要監視項目に追加しています。また、令和5年2月にはこれらを水質汚濁防止法の指定物質に追加し、事故に伴って流出した場合の措置を関係事業者に義務づけるなど、監視強化やばく露防止の対応を図っています。市では、調査主体である県とともに、年に1回地下水の継続監視調査を実施しており、今後とも引き続き確認していきます。

2 地下水質調査結果

（1）県地下水質調査

① 概況調査

概況調査については、県が毎年エリアを定め調査を実施しています。令和5年度においては2地点で実施し、調査結果では汚染は見られませんでした。（資料編表4-3）

② 定期モニタリング調査

県の地下水調査によって汚染が確認された7地区

27地点において、汚染の改善状況を把握するため、定期モニタリングを実施しています。令和5年度の調査においては、27地点中18地点で環境基準を達成しました。いずれの地区においても、過去に検出された最高濃度と比較し、改善傾向にあります。近年、このうち有機溶剤系汚染の定点地16地点においては、環境基準達成率が概ね横ばいの傾向となっていました。平成26年度にトリクロロエチレンの環境基準が強化

されたことで一時的に達成率は下がりましたが、その後は一旦横ばいとなり、現在は減少傾向にあります。（表5-1、資料編図4-5）

なお、トリクロロエチレン等の有機塩素溶剤系物質における環境基準の考え方としては、体重50kgの人が汚染された地下水を毎日2リットル、70年間飲み続けたとき、10万分の1の確率で発がんするおそれのある濃度を踏まえて国が設定しています。

表 5-1 有機溶剤汚染区域内地下水改善状況
(%：環境基準適合検体/調査検体)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
地下水達成率 (対象井戸数)	86.5 (19)	86.7 (16)	90.0 (16)	92.9 (16)	100 (17)

(2) 市地下水質調査

市では、過去に汚染が確認された地区において、市が浄化対策を実施していた地区や、特に監視が必要だと定めた地区を、県の調査とは別に年 1 回調査を実施しています。

① 吉野地区地下水調査

吉野地区では地下水揚水ポンプ 1 箇所と地下水を利用した消雪装置 1 箇所の計 2 箇所についてトリクロロエチレンの調査を行っています。令和 5 年度の調査では環境基準を満たしていました。

② 家久地区地下水調査

平成 21 年に戸谷片屋線道路高架橋周辺の調査専用井戸において、総水銀やベンゼンが検出されたことに伴い、その工事施工による周辺地下水への環境影響を調べるために、県の定期モニタリング調査とは別に、市においても周辺民家井戸で地下水の調査を開始し、現在も継続調査を実施しています。

これまで、民家の井戸水で、総水銀とベンゼンが検出されたことはありません。また、平成 21 年に新たに環境基準が設定された塩化ビニルモノマーにおいては、全ての地点で、環境基準を満たしていました。

戸谷片屋線道路高架橋は完成していますが、当面の間、市は県と連携して、調査を実施していくこととしています。令和 5 年度の調査においても異常な変動はありませんでした。

3 浄化対策

市では、平成8年度から平成10年度にかけて、有機溶剤汚染地区内（吉野、北府地区）に地下水揚水ポンプを設置し、揚水による浄化対策を実施していました。吉野地区においては、改善が進み、環境基準を長期にわたって満たしていたため、浄化対策を終了しています。北府地区においても、改善が進んでいるため浄化対策を終了しています。

4 土壌汚染の現況

一般土壌の環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として定められています。（資料編表 4-8）これは、土壌の汚染状態の有無を判断する基準となるとともに、汚染土壌にかかる改善対策を講ずる際の目標となるものです。

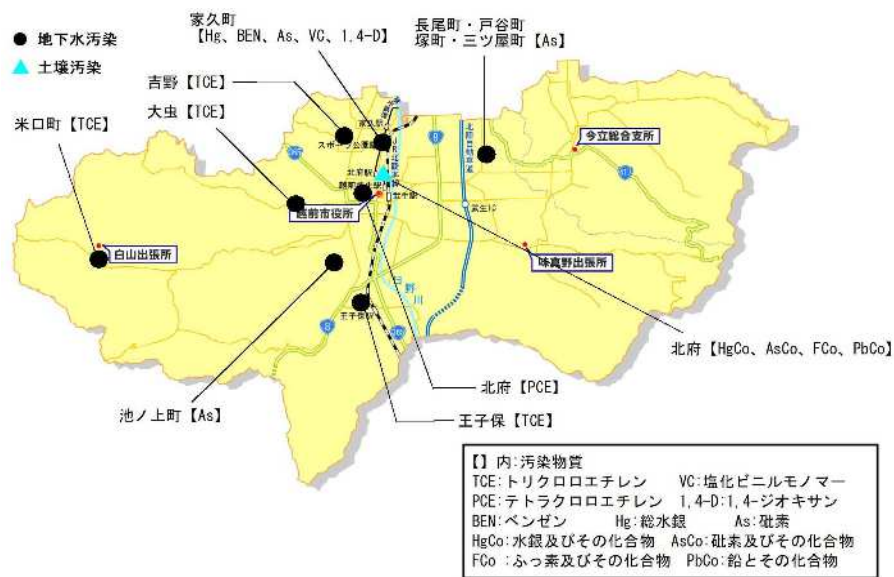


図 5-2 市内における地下水汚染および土壌汚染の状況

第6章 有害化学物質等

1 ダイオキシン類

(1) ダイオキシン類の概況

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)類、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)類およびコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)類の総称であり、物質によって毒性の強さが異なるため、比較や加算が可能な毒性等量(TEQ)に換算して評価します。

表 6-1 ダイオキシン類の環境基準

大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水 質	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土 壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

(2) ダイオキシン類調査結果

河川水質、土壌および河川底質について、市では項

目と地点を定め、ダイオキシン類の調査を実施しています。令和5年度は、河川の水質と土壌について調査を行いました。

① 水質

令和5年度は、浅水川で調査を行いました。その結果、服部川の河川水のダイオキシン類濃度は0.047 pg-TEQ/Lで、環境基準(1 pg-TEQ/L)を満たしていました。(資料編表 5-5)

② 土壌

令和5年度は、北新庄地区の北新庄小学校校庭、南地区の武生南小学校校庭で調査しました。その結果、北新庄小学校校庭のダイオキシン類濃度は0.59pg-TEQ/g (dry)、武生南小学校校庭は0.16pg-TEQ/g (dry)で、共に環境基準(1,000 pg-TEQ/g (dry))を満たしていました。(資料編表 5-6)

2 PRTR 制度

平成14年4月から、PRTR法(「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」)に基づく化学物質の排出量等の届出制度が施行されました。対象となる事業者は、どのような化学物質を1年間にどれだけ環境中へ排出したか、あるいは廃棄物として移動させたかなどについて報告し、国はそれを集計し公表しています。

(参考：PRTR法は、有害性のある化学物質の環境への排出量等を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的としています。報告が義務付けられている化学物質は515種類です。)

3 空間放射線量

本市では原子力災害に備え、緊急時に市民への情報提供や避難誘導が迅速に行えるよう、平常値を把握するため、令和2年度まで毎年9月と3月に市内17地区で空間放射線量率の測定を実施していましたが、令和3年度より、市役所本庁舎敷地内などに設置した空間放射線量率を常時監視できる設備である「モニタリングポスト」での監視を行っています。

本市の市役所本庁舎における空間放射線量率の結果は、0.04～0.07 マイクロシーベルト毎時であり、日本での平均的な空間放射線量率(0.02～0.15 マイクロシーベルト毎時)となっています。

第7章 騒音・振動・悪臭

1 騒音・振動

(1) 現況

騒音は、公害の中でもとりわけ日常生活と関係が深く、その発生源は、工場・事業所・建設作業・飲食店などの深夜営業等の事業活動から発生するもの、自動車や鉄道などの交通手段から発生するものなど多様です。

近年の騒音に関する苦情内容は、ほとんどが騒音規制法の適用を受けない事業所や一般家庭などから発生する騒音に対する苦情でした。また、振動に関する苦情は、近年ほとんど寄せられていません。

(2) 自動車騒音常時監視調査結果

指定地域内において測定路線を選別し自動車騒音の測定を行っています。測定の結果、要請限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を要請します。令和5年度は、一般国道8号線の測定を行いました。その結果は、調査路線において環境基準達成率が昼間、夜間とも100%でした。（資料編表6-45）

(3) 騒音・振動に関する規制

① 騒音規制法・振動規制法に基づく規制

騒音については、達成することが望ましい基準である「環境基準」と、遵守しなければならない「規制基準」があります。また、振動については「規制基準」が定められています。

騒音、振動については、生活環境を保全する必要があると認める地域（都市計画法で定める用途地域に準ずる。）を指定することにより、地域内において騒音規制法及び振動規制法に係る届出が必要な特定施設を有する工場・事業所及び届出が必要な特定建設作業については規制基準が適用されます。

ア) 工場・事業所の規制

指定地域内において、特定施設（一定出力を超える送風機、金属加工機など著しい騒音・振動を発する施設）を設置しようとする者は、事前に市へ届け出ることを義務付けています。

イ) 建設作業の規制

指定地域内において、特定建設作業（くい打ち機等を使用する作業等著しい騒音・振動を発生させる作業）を伴う建設工事を実施しようとする者は、事前に市へ届け出ることを義務付けています。

② 県公害防止条例に基づく規制

県公害防止条例では、特定工場において発生する騒音、飲食店営業、カラオケボックス営業及び車両洗浄装置営業における深夜（午後11時から翌朝5時まで）の騒音を規制しています。また、午後9時から翌朝8時までの屋外における拡声器放送について、一部の例外を除き禁止しています。

③ 環境保全（公害防止）協定に基づく規制

本市では、協定を締結している事業場に対して、法および条例の規制より、厳しい規制を行っています。

(4) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

平成29年3月24日付け福井県告示113号により、環境基本法の規定に基づく新幹線鉄道騒音に係る環境基準について、地域類型を当てはめる地域の指定がなされました。現在、鉄道運輸機構が調査、対応をしています。必要に応じて本市においても、基準順守を求めています。

2 悪臭

(1) 現況

悪臭は、騒音・振動と同様に「感覚公害」と言われ、臭覚を通して人に不快感を与えます。臭いの感じ方については、個人の嗜好性や心理状態、健康状態などによって差があり、臭気に対する評価が異なるため、悪臭公害を複雑にしています。近年は、規制地域外や、家庭での生活そのものから苦情が発生することが少なくありません。

令和 5 年度における悪臭に係る苦情件数は、1 件でした。

(2) 悪臭調査結果

悪臭苦情の内容から必要に応じた立ち入り調査を行っています。

① 硫化水素濃度調査結果

大気汚染常時監視味真野局において、特定悪臭物質（資料編表 6-29）の一つである硫化水素の測定を行っています。硫化水素は、硫黄と水素の化合物です。硫黄自体は無臭ですが、硫化水素は、温泉臭によく例えられ、汲み取り式便所や汚れた道路側溝などからバクテリアにより自然発生しています。

観測局において冬期に濃度が上昇傾向にあります（資料編表 6-48）が、発生源の一つである事業所が観測局の北に位置し、夏期は南風が多いのに対し、冬期は北西の風が多いことが原因と考えられます。現在観測されている濃度域においては、人体への悪影響はないと認識しています。

また、味真野地区の一部では、通常より厳しい硫化水素の規制を実施（資料編図 6-27、資料編表 6-28）しています。

令和 5 年度において、環境保全協定を締結している事業者のうち 1 事業所の敷地境界線で調査を実施したところ、基準値超過確認したため、改善指導を行い、その結果、事業者から改善報告を受けています。

（資料編表 6-33）

③ 臭気指数調査結果

市では、協定を締結している事業所において、必

要に応じて臭気指数調査を実施しています。令和 5 年度においては、調査が必要な事業所はありませんでした。

(3) 悪臭に関する規制

① 悪臭防止法に基づく規制

悪臭については、住民の生活環境を保全する必要性があると認める地域を指定し（原則として都市計画法で定める用途地域に準ずる。）、規制地域内にある全ての工場・事業所に、規制基準を適用して指導しています。

② 県公害防止条例に基づく規制

県公害防止条例では、悪臭に係る特定施設を定め、その使用方法や構造について、市へ届け出ることを義務付けています。

また、法による規制地域外であっても、特定施設設置工場・事業所に対しては規制を設けられています。

③ 環境保全（公害防止）協定に基づく規制

市では、協定を締結している事業所に対して、法及び条例の規制よりも厳しい規制を行っています。

また、平成 18 年 4 月に、環境審議会「環境保全協定モデル」が答申され、進出する事業所だけでなく、今まで締結している企業に対しても協定更新を促し、より規制の強化を図っています。

第8章 廃棄物（一般廃棄物）

1 ごみの排出量

令和5年度における市内のごみ総排出量は23,532tで、令和4年度（24,942t）より1,410t減少しました。市民1人1日当たりのごみ排出量は805gで、令和4年度（840g）より35g減少しています。（図8-1）

また、事業系の市民1人1日あたりのごみ排出量は253gで、令和4年度（258g）より5g減少していますが、家庭系の市民1人1日あたりのごみ排出量は552gで、令和4年度（582g）より30g減少しました。

今後もさらに「チャレンジ30」やマイボトルとマイバッグの推進により、最も少なかった544gを目指し、さらなるごみの減量に向けた取り組みを推進していきます。

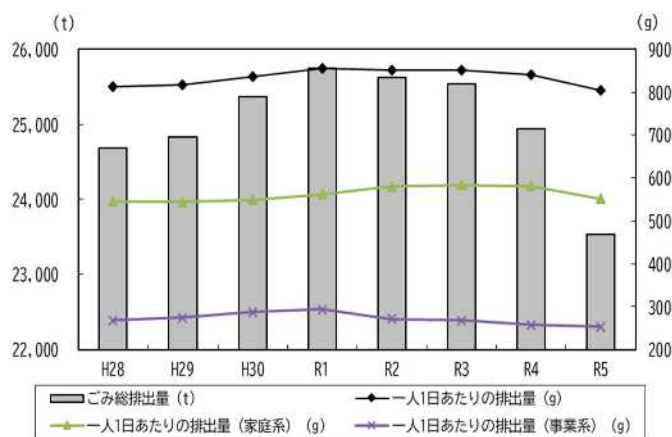


図 8-1 ごみ総排出量と市民1人1日当たりの排出量



「マイボトル、マイバッグ運動」啓発チラシ



「チャレンジ30」啓発チラシ

2 ごみ排出量削減に向けた取組み

ごみ排出量の削減に向けて、ごみの分別の徹底やリデュース・リユース・リサイクルの3R運動を推進していますが、全体の約75%を占める燃やせるごみを減らすため、本市では次の取組みを重点的に推進しています。

（1）出前講座の実施

市民に正しいごみ分別方法や、家庭でできる生ごみ堆肥化を学んでもらい、ごみの減量化、リサイクルに繋げようと、市では出前講座を実施しています。

ごみに関する出前講座として、平成23年度からごみ分別講座（外国人向けを含む。）を実施しています。

表 8-2 出前講座の実施回数

年 度	実施回数
令和元年度	21回
令和2年度	72回
令和3年度	26回
令和4年度	18回
令和5年度	22回



「雑がみ救出作戦」啓発チラシ

(2) 古紙類のリサイクルの推進

古紙類の回収については、町内会や子ども会など地域住民により実施されていますが、回収量を増やすために、実施回数を増やす呼びかけや、普段燃やせるごみとして出されることの多い雑がみを古紙類のリサイクルに回すために、「雑がみ救出作戦」と銘打って、その普及啓発に取り組んでいます。

燃やせるごみには、資源としてリサイクルできる菓子の空き箱などの紙類がまだあると予想され、ごみ排出量の削減が可能と考えられます。

近年、市が把握している回収量は減少していますが、理由として、スーパーなどの店頭回収を利用する人が増えていることや電子書籍の普及により雑誌類の流通が減少していることが要因の1つと考えられます。

表8-3 古紙回収量経年変化

年 度	回 収 量	実施回数
令和元年度	1,873 t	639回
令和2年度	1,241 t	563回
令和3年度	1,196 t	531回
令和4年度	1,185 t	546回
令和5年度	1,009 t	550回

(3) 生ごみリサイクルの推進

生ごみは、燃やせるごみの約4割を占めており、水分を多く含むため、焼却には多くのエネルギーが必要です。

ア) 生ごみ処理器設置の推進

市では、生ごみ減量化と再利用化を促進するため、微生物を利用した生ごみ処理器を購入する世帯に奨励金を交付しています。

イ) おいしいえちぜん食べきり運動の推進

まだ食べられるのに捨てられている食べ物「食品ロス」は、日本で年間 472 万トン（令和 4 年度推計値：農林水産省公表）にもなり、これを国民一人あたりに換算すると、お茶碗 1 杯分くらいの食べ物が毎日捨てられていることになります。

市では、「おいしい えちぜん 食べきり運動」として、食べ物に感謝して、おいしい食事を楽しみながら食べきりましょう！という運動で、以下のことを推進しています。

- ・ 食材の使い切り
- ・ 適量購入
- ・ 適量注文

また、年末年始等の忘新年会の多いシーズンには、宴会五箇条として以下のことを幹事さんに呼びかけています。

- 1 適量注文
- 2 幹事さんから「おいしく食べきろう」の声かけ

- 3 開始 10～30 分、終了 10 分は、席を立たずにしっかり食べる「食べきりタイム」
- 4 食べきれない料理は仲間で分け合う。
- 5 食べきれなかった料理は、お店の方に確認して持ち帰る。



「おいしいえちぜん食べきり運動」啓発チラシ

(4) 金属類・電気製品リサイクルの推進

小型家電製品や金属製品には希少な金属（レアメタル）など有用な資源が含まれていますが、有用な金属の有効活用と小型家電等の不適正な処分による環境汚染防止のため、平成 25 年 6 月から回収ボックスによる小型家電回収を、平成 26 年 5 月から令和 5 年 10 月までは、月に 1 回（1 月、2 月を除く）の金属

類・電気製品の拠点回収を行いました。令和 6 年度 4 月からは、ストックヤードの供用が開始され、引続き金属資源のリサイクルに取り組んでいます。

また、これまで地域によっては粗大ごみ排出時に回収業者とのトラブルが発生していましたが、粗大ごみに出される金属や電気製品が大幅に減少し、県外事業者等とのトラブル防止にもつながっています。

表8-4 回収ボックスによる小型家電回収量

年 度	小型家電
R1	2,310 kg
R2	2,590 kg
R3	2,310 kg
R4	2,650 kg
R5	2,730 kg

表8-5 拠点回収による金属類・電気製品回収量

年 度	金属類	電気製品	実施回数
R1	56,433 kg	77,910 kg	10回
R2	56,041 kg	79,970 kg	8回
R3	43,103 kg	67,780 kg	10回
R4	37,295 kg	58,615 kg	10回
R5	22,061 kg	31,570 kg	7回

3 廃棄物の適正処理に向けて

社会経済活動が活性化する中で、廃棄物量の増大や廃棄物の質の多様化が進み、その処理に伴う生活環境への影響が大きな社会問題となっています。

このような状況の中で、自然・生活環境の保全、限りある資源の有効利用及び廃棄物最終処分場の延命化を図るためには、廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルを推進し、廃棄物を可能な限り資源として有効に活用することが必要です。

(1) 不法投棄

不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（廃棄物処理法）により禁じられた行為であり、悪質なケースについては、警察が捜査を行います。

廃棄物をみだりに捨てる行為は、重大な犯罪であり、産業廃棄物、一般廃棄物に関らず、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金（又はこの併科）が科せられます。

また、法人等の従事者などが、法人等の業務に関し廃棄物を不法投棄した場合には、法人等に対し3億円以下の罰金が科せられます。

不法投棄された廃棄物の処理は、投棄した者が行います。しかし、投棄者が判明しない場合には、土地

の所有者（管理者）が処理を行うことになりますので、不法投棄されないように日常から土地の管理を行うことも大切です。

しかしながら、廃棄物処理や不法投棄の問題は、切実さを増しています。

本市では、廃棄物の不適正処理、不法投棄等の防止と廃棄物処理関係事業者の資質の向上を図るため、丹南地域廃棄物不法処理防止連絡協議会とともに、これらの事犯に対しては、迅速かつ的確な対応を行い、地域住民とともに廃棄物の適正処理と生活環境の保全に努めています。

主な活動としては、以下のものがあります。

- ①廃棄物の不適正処理、不法投棄事犯等の情報交換
- ②産業廃棄物不法投棄事犯の防止の広報、啓発
- ③パトロールの実施および指導
- ④監視カメラの設置



市内に設置している監視カメラ

焼却

- ・国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ・災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却・風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（例えばどんど焼き）
- ・農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（例えば米のもみ殻焼き、焼畑）
- ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
- ・法令等で定める構造を有する焼却設備を用いて適切な方法で行う焼却

（２）ごみの野焼き

ごみの野焼きは、廃棄物処理法により禁じられた行為で、以下に掲げる例外を除き不法投棄と同様の刑罰規定があります。

なお、例外で認められている野焼きであっても、苦情が発生しないように近隣に配慮することが大切です。

【例外として認められている野焼き】

- ・法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の

第9章 自然環境

1 越前市の豊かな自然

本市には豊かな里地里山が存在し、水田、ため池、河川等には、多種多様な野生動植物が生息しています。

また、多くの希少野生生物が生息しており、サギソウ、メダカ、トミヨ、ゲンゴロウ、ハッチョウトンボなど、市内では国レベルで約40種、県レベルでは約80種の絶滅危惧種が確認されており、希少野生生物の宝庫として、良好な自然環境を有しています。

特に、市の西部地域（白山・坂口地区）は、環境省のレッドリストで最も絶滅が危惧されているアベサンショウウオの国内最大の生息地であることがわかっています。

これらの貴重な自然環境を今後も守り育てていくために、市では西部地域を対象に平成17年に「人も生き物も元気な里地づくり地域再生計画」を策定し、里地里山の自然環境の保全活動を市民との協働によって進めてきました。

平成23年3月には、里地里山保全再生活動を全市域に広げるため、本市に縁のあるコウノトリを生物多様性や自然再生のシンボルとした「コウノトリが舞う里づくり構想」を、平成24年3月には「同実施計画」を策定し、同年12月にこれらの構想と実施計画を、「コウノトリが舞う里づくり戦略」に改め、平成28年3月に「同第2次実施計画」を策定しました。

令和2年3月には、目指す方向性に共通部分の多かった「食と農の創造ビジョン」と同戦略を統合し、「生きものと共生する越前市」を目指しています。

（1）コウノトリ

コウノトリは、水田や湖沼、河川周辺に棲み、アカマツなどの高い木の頂上部に営巣します。

水田や湖沼、川などを歩行しながら、魚類やカエル、ヘビやトカゲなどの爬虫類や昆虫類を日に約500g捕食します。

国内の野生のコウノトリは、狩猟による乱獲、営

巣木の伐採、農薬の使用などにより昭和46年に一度絶滅しました。

現在、コウノトリは兵庫県立コウノトリの郷公園や多摩動物公園などで飼育・繁殖が行われています。平成17年には豊岡市で放鳥され、その後、野外での繁殖が進み、国内では364羽（令和5年度末時点）の野外個体が生息しています。

また、環境省によるレッドデータリストでは「絶滅危惧ⅠA類」、また福井県カテゴリーでは「県域絶滅危惧Ⅰ類」に指定される非常に希少な野生動物です。

本市は、日本の野生コウノトリ最後の生息地（兵庫県豊岡市、福井県越前市・小浜市）のひとつで、昭和30年代には約9年間にわたり一つがいが営巣を続けました。昭和45年には、西部地域に、下くちばしが折れた1羽のコウノトリが降り立ち「コウちゃん」と名付けられ翌年保護されました。その後、繁殖に取り組む兵庫県豊岡市のコウノトリの郷公園に引き取られ、旧武生市にちなみ「武生^{たけふ}」の名で平成17年までの34年間飼育されました。その保護活動が絵本や紙芝居になり、全国で読み語られています。

平成22年4月1日、「武生」の飛来から40年ぶりに2羽のコウノトリが白山地区に飛来しました。うち1羽は、長期間滞在したことから「えっちゃん」と命名し、特別住民票を発行しました。

その後も毎年「えっちゃん」を含むコウノトリが飛来し、市民からも親しまれ、平成24年7月にはコウノトリを市の鳥に指定しました。

一方、福井県は平成23年12月からコウノトリの郷公園からつがい1組（オス：「ふっくん」、メス：「さっちゃん」）を借り受け、コウノトリの野外定着に向けた共同研究として、白山地区で飼育を始めました。

つがいは、平成25年から平成29年まで計22個を産卵しましたが、全て無精卵でした。平成26年に福井県

は有精卵3個をコウノトリの郷公園から譲り受け、つがいに托卵(*1)し、福井県で50年ぶりにひなが誕生しました。ひなは公募で「ゆうきくん」「げんきくん」「ゆめちゃん」と名付けられました。平成28年5月には、「たからくん」と「さきちゃん」が、平成29年5月には、くちばしの折れたコウノトリ「コウちゃん」の孫にあたる「かけるくん」と「ほまれくん」が誕生しました。

そのうち平成27年10月に「げんきくん」と「ゆめちゃん」が、平成28年9月に「たからくん」と「さきちゃん」が、平成29年10月に「かけるくん」と「ほまれくん」が放鳥されました。平成30年の繁殖では、つがいの飼育方法を改善したことで、飼育開始から7年目に初めて「ふっくん」と「さっちゃん」に有精卵が生まれ、5月に4羽のひながふ化しました。ひなのうち3羽は、無事巣立ちを迎え「りゅうくん」、「ひかりちゃん」、「こころちゃん」と名付けられ、同年9月17日に坂口地区から放鳥されました。

野外では、平成28年3月白山地区にオスの「みほとくん」、4月にメスの「ゆきちゃん」が飛来し、翌年2月には福井県内で51年振りとなる野外での産卵がありました。平成30年4月には、大塩町にオスのJ0098とメスのJ0078が飛来し、5月に産卵しました。令和元年5月から7月にかけては、東部地域の南中山地区・服間地区に「りゅうくん」が飛来し、滞在を続けました。また同年5月には、安養寺町にオスの「たからくん」とメスの「みやび」が飛来し、県内で55年ぶりの野外コウノトリのひなが誕生しました。残念ながら、巣立ちを迎えられませんでした。令和2年にも同ペアから4羽のひなが誕生し、市内で初めての巣立ちを迎えました。このペアからは、令和3年に1羽、令和4年に3羽誕生しました。また、令和5年にはオスの「ほまれくん」とメスの「みやび」から2羽のひなが誕生し、4年連続で巣立ちを迎えました。下中津原町では令和3年よりオスの「イチローくん」とメスの「ななちゃん」のペアから、市内2か所目となるひなが誕生し、3羽が、令和4年に4羽、令和5年には4羽が巣立ちました。

これらのことから、コウノトリの飛来が市全域に

拡がり、野外コウノトリの巣立ちは令和5年度までに21羽となりました。平成23年に市の「コウノトリが舞う里づくり戦略」が始まってから、着実に成果が表れています。

*1：托卵とは、巣作りや抱卵、子育て等を仮親に託す行為のこと。



兵庫県豊岡市のコウノトリの郷公園から借り受けたコウノトリのつがい
(左) オス「ふっくん」 (右) メス「さっちゃん」



令和元年5月 安養寺町コウノトリひな誕生



令和2年6月に越前市で初めて巣立ったひな「やまちゃん」(右)

(2) アベサンショウウオ

アベサンショウウオは、環境省のレッドリストで

「絶滅危惧ⅠA類」に分類され、また「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において、国内希少野生動植物種に、指定されている非常に貴重な野生生物です。

12月中旬～1月中旬の降雪期に、湧水がみられる湿地で産卵が行われます。卵嚢はコイル状で、卵嚢外皮上に縦線が見られることが大きな特徴です。幼生は2月頃に孵化し、初夏には外鰓が吸収されて変態し、それまでの水中生活から陸上生活へと移行します。変態後の成体は、落ち葉の下などで生活し、ミミズやクモ、昆虫などを捕食します。

(3) トミヨ

トミヨはトゲウオ科に属する魚類で、背中に9～10

本のとげをもつ魚です。日本海側では福井県以北、太平洋側では青森県のみ分布し、湧水池や湧水の流れる細流で一生を過ごし、水草に巣を作って卵を産む特異な習性があります。

トミヨは体長 5～6cm に成長して成熟し、3～7月の繁殖期には、雄は体全体が黒青色(婚姻色)になり、水草の茎の泥面から少し離れたところに巣をつくり、雄は巣の周りに縄張りを持ち、雌の産卵後に、卵と仔魚を保護します。餌は幼魚期にユスリカ幼虫、ツツガタケンミジンコなどを食べ、成魚期はユスリカ幼虫、ヨコエビ、イソコツブムシ、カゲロウ幼虫などを捕食します。(資料：福井県のすぐれた自然データベース)

2 自然豊かな魅力ある里づくり

(1) 里地里山の保全再生・活性化

本市西部地域は、平成16年に環境省の「里地里山保全再生モデル事業」の実施地域に選定されました。その保全活動の実施主体として、地域住民等で「水辺と生き物を守る農家と市民の会」を設立し、取組みが始められました。平成20年10月には、「里地里山保全再生全国フォーラム」を当地域で開催し、情報の発信と取組みの活性化、活動の輪を広げました。

(2) 森林等の保全

本市の森林面積は14,186 ha(令和4年3月31日現在：福井県林業統計書)、で、市域面積の61.5%を占め、コナラなどの群落やスギなどの植林地が存在しています。

木材等林産物の供給、水源の涵養、生活環境の保全、教育活動の場の提供など森林の有する公益的機能を維持するため、林業事業者や地域住民・団体による健全な森林整備を推進するための支援・事業を実施し、森林環境譲与税の有効活用も併せて検討しながら、森林整備や森林資源の利用促進に努めています

(3) 森林・林業マスタープランの策定

本市では、森林や林業全般に市の方針を示す森林・林業マスタープランを令和6年3月に策定しました。

美しい都市と自然の調和を守り、住み続けられるまちを実現するとともに、森を未来につなげていくための基本的な方針は次の4つです。

① 森の役割と価値の再確認

森林には、木材やキノコ、山菜、竹など私たちの生活に必要な資源を生産する機能だけではなく、様々な機能を有しています。森林には多くの鳥類と植物が生息しており、土地の環境に応じた多様な生態系を形成しています。森林を守ることは、個々の生物を始め、遺伝子や生態系等の多様性の保全に繋がります。

また森林は、地球温暖化の原因である二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を抑える働きや、渇水や洪水を緩和する水源かんよう機能、土砂崩れを防ぐ山地災害の防止機能、レクリエーションや自然環境教育の場や野鳥の生息の場等の保健文化機能など多面的な機能を持っています。

② 産業としての可能性の追求

木を「植える」「育てる」「伐採する」という一連の森林経営において、多額の損失が生じると言われています。しかしながら、伐採条件がよく、収益性の高い森林であれば、黒字化できる可能性があります。そのために詳細な森林の情報が必要となります。

そこで、森林資源情報や地形情報を正確に把握で

きる航空レーザ測量を行い、森林所有者に対して森林経営に対する意向調査を取り進めます。

一方で、木材生産に適さない森林については、森林の有する防災機能を高めるため、適切に整備をし、針広混交林への転換を目指します。また人工林においては、産業を主とする育成単層林のゾーンと、産業には向かない場所については育成複層林ゾーンとする、ゾーニングを進めて行きます。

③ 市民と森の距離を近づける

本市の各地区には、地域に密着し市民に親しまれている様々な山が存在します。これらの山は、市民が森と直接触れ合うことに適したフィールドです。市が直接管理する村国山の芦山公園においては、歩きたくなる自然空間を再整備し、良好な森林景観を創出し、森林環境を保全することで、山の活用を推進します。また、地域にある山々においては、各地域自ら山を守り、保全する山守（やまもり）の取組みが既になされています。この取組みを支援することで、地域において森林に触れあう機会を創出します。

さらに、市民が森に思いを馳せる機会を創出するために、森から生み出される山菜や竹を利用したメニューの生産や販売を支援します。

一方で、里地と里山の適切な距離を保つため、鳥獣害対策を行います。中山間地域において人家と里山との間に大規模緩衝帯を設け、物理的に動物との距離を取るとともに、森林内においてはネットによる

獣害防除や罠による捕獲を推進します。この取組みは森林の持つ公益的機能が向上するため、防災やコウノトリの舞う里づくりにもつながります。

④ 都市レベルのカーボンニュートラル実現

現在、世界全体で脱炭素社会に向けた動きが加速している中で、森林や木材の有する二酸化炭素(CO₂)吸収・貯蔵機能が期待されています。木は光合成によって温室効果ガスであるCO₂を取り込み、酸素を放出します。この働きによって、森林は大気中のCO₂を抑える役割を果たします。

温室効果ガスの排出削減に努めたい一方で、どうしても排出される温室効果ガスについて、他の場所や産業で削減された温室効果ガスの量を取引することで、その削減を図ります。この取引に活用できるのがカーボンクレジットです。この取引に活用できるよう、市内の森林管理を通してカーボンクレジットの創出を目指します。

森林を適切に保全し、公益的機能を発揮させるとともに、木材適地で木材生産を行いつつ、森林空間や特用林産の活用やカーボンクレジットの創出といった新たな森林の価値を生みだします。森林の価値を高めることで、いつまでも続く美しい「やまなみ」を維持し、「まちなみ」と併せて「1000年未来につなぐふるさと」をつくります。さらにその「ふるさとづくり」を通して市民のウェルビーイングの向上を図ります。

3 日本の音風景 100 選

環境省では、人々が地域のシンボルとして大切に、将来に残していきたいと願っている音の聞こえる環境（音風景）のうち、音環境を保全するうえで特に意義があるとして認められるものを、平成8年7月に「残したい“日本の音風景100選”」として認定しています。

県内では、本市の「蓑脇の時水」（みのわきのときみず）が認定されています。蓑脇の時水は、味真野地

区の蓑脇町の大平山（標高 611 m）の北向きの谷間の中腹にある間歇冷泉で、自然の組石状の洞孔の奥の亀裂から、ほぼ 60 分間隔で、最高で毎分 200 L の水が噴き出しています。最高水位の近くになると下流の滝の音が大きくなり、昔山仕事をしている人たちが、この音を時計代わりにしたことから「時水」といわれています。

4 ふるさと福井の自然 100 選

郷土の豊かで美しい自然を次代に引き継いでいくことは、私たちに課せられた重要な責務です。

この優れた自然を再認識してもらうため、県では、地域のシンボルとして親しまれている優れた自然を募集したところ、3,933件の応募があり、380か所について推薦がありました。この中から、学識経験者や市町村の意見を取りいれながら、平成7年3月、原始的な

自然から鎮守の森のような身近な自然まで、幅広く100か所を「ふるさと福井の自然100選」に選定しました。

本市からは、「鬼ヶ嶽」、「日野山」、「村国山」、「花筐公園」、「権現山・柳の滝」、「大滝神社の森」の6ヶ所が選ばれています。

5 市内の湧水地

福井県の水資源のブランド化を図るため、直接飲用可能な湧水等を「ふくいのおいしい水」として、知事が県内各地35箇所を認定し、地域の貴重な資源として、積極的な活用と情報発信に取り組んでいました。

本市では、次の7箇所が認定を受けていましたが、生水を直接飲用することへの不安の声が多数寄せられ、安全性を維持するためには管理者に今後相当の負担が求められることから、令和5年9月に県が認定制度を終了しました。なお、本市からは各管理者に引き続き湧水地の維持管理に努めていただくようお願いをしています。

表9-1 市内のふくいのおいしい水認定箇所

名 称		所 在 地
1	お清水不動尊の水	吾 妻 町
2	解雷ヶ清水	千 合 谷 町
3	治左川井戸	上 真 柄 町
4	榎清水	横 住 町
5	瓜割清水	赤 谷 町
6	段田清水	米 口 町
7	石神の湧水	大 虫 町

6 自然と共に生きることができる環境の推進のために

(1) 生物多様性の保全再生

わたしたちの周りに生息する多様な生物は、生態系の中でそれぞれ役割を担って相互に影響しあい、人間の生存にとって欠かすことのできない、生態系のバランスを維持しています。

また、生物と、それを中心として構成される生態系は、様々な恵みを人間にもたらすとともに、すべての生物の生存の基盤となっています。

本市では、生態系から得られる恵みを未来の世代へ持続的に遺していくため、自然環境や生物多様性の保全再生のための様々な取り組みが行われています。主な活動として、次の3つの項目を中心に活動を行っています。

ア) 生物多様性を保全再生するため、野生動植物の

生息状況調査を行い、生息地の保全対策を講ずるとともに、結果を広く公開し、各種開発の事前調整等に活用

イ) ビオトープネットワークの形成を図るため、自然環境や生き物の生息に配慮した河川、緑地の整備や実のなる木の植栽や保全

ウ) 絶滅のおそれのある種について、生息状況の把握に努めるとともに、生息環境保全に関する調査・研究及び地域住民主体の保全・再生活動の支援と推進

(2) 外来生物について

現在、本市において外来生物が確認され、在来種を駆逐、捕食するおそれがあります。「特定外来生物に

よる生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法)では、生態系、人の生命・身体、農林水産業など人間活動に被害を及ぼす外来生物種を「特定外来生物」として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入等の取り扱いを原則禁止しています。

本市では外来生物対策として主に次の2点について活動を行っています。

- ア) 特定外来生物の分布状況の把握と駆除
- イ) 特定外来生物に指定されていない外来生物の駆除、防除の実施

(3) 自然とふれあえる場の確保

恵まれた自然環境を保全し、水や緑、生き物などとのふれあいを通じて、自然と上手につきあい、自然と共生する技術や文化を育むことによって、自然の豊かさを身近に実感できるまちづくりを推進します。主な活動は次の2点です。

- ア) 水辺のふれあいの場の保全
フナやメダカが泳ぎ、素足で水遊びが楽しめる川の実現
- イ) 歴史文化的施設における緑の保全
市街地等に残っている社寺林・巨木・名木など、親しみのある緑の保全

(4) 環境調和型農業の推進

農産物に対する消費者の嗜好が高まってきており、減農薬や無化学肥料による農業への転換が求められてきています。

県では、環境にやさしい農産物の生産促進に向けて、「特別栽培農産物認証制度」を設け、農薬や化学肥料の使用を、これまでの慣行栽培に対し極力削減した環境調和型農業を推進しています。

本市においても県認証の特別栽培米等の作付けを支援し、環境調和型農業を積極的に推進しています。

主な活動は下記の3点です。

- ア) 農薬や化学肥料の使用を抑制した農業の普及促進

- イ) 環境調和型農業に取り組む生産者の支援と、市内産農産物のブランド化推進
- ウ) 地場農産物の学校給食導入推進等、「地産地消」運動の推進

表 9-2 有機 JAS・県認証区分①の栽培面積(ha)

年度	農地面積 (ha)
令和元年度	73
令和2年度	77
令和3年度	75
令和4年度	90
令和5年度	104

(5) 冬期湛水の推進

冬期湛水とは、冬に飛来する白鳥などの渡り鳥の休息場やアカガエル類の産卵場所となるなど、生きものの生息環境を保全するために、冬期間に圃場の水を張る取組みです。この取組みより、営農面では繁殖したイトミミズにより細粒化した微小な土壌を水田表面に堆積させ、雑草の発芽を抑制する効果があります。

本市での令和5年度の実績は88haでした。

主な活動として、冬期に水を張ることにより、生きものの生息場の保全と営農面に効果のある冬期湛水圃場を普及促進します。

第10章 都市環境

1 生活系排水

地域の住環境と公共用水域の保全には、生活系排水の浄化が大変重要です。本市では昭和55年に日野川左岸区域の下水について家久浄化センターでの処理が開始され、その後今立処理区、東部処理区が供用開始され、公共下水道による整備が進められてきました。

また、6か所の農業集落排水事業と1か所の林業集落排水事業による整備が進められてきました。しかし、近年の社会、経済情勢の変化等から、より事業の効率と経済性かつ迅速な生活系排水浄化を推進するため、平成22年度に市下水道整備基本構想を策定し、

- (1) 公共下水道事業
- (2) 農業・林業集落排水整備事業
- (3) 合併処理浄化槽整備事業

それぞれの事業特性と地域の特性から整備区域を定めてより効率的な整備を推進することとしています。なお、令和5年度末現在で本市の污水处理人口普及率は95.0%であり、未だ約4,000人の市民が未普及となっていることから、未普及地域の早期解消と合併処理浄化槽への切り替え促進を図り、令和5年度末で污水处理人口普及率96.0%を目指しています。
※污水处理人口普及率(%)

$$= (\text{污水处理施設の処理人口} / \text{総人口}) \times 100$$

表10-1 污水处理人口普及率
(令和6年3月31日現在)

総人口	80,173人
污水处理人口	76,145人
公共下水道	65,603人
農業・林業集落排水	3,317人
合併処理浄化槽	7,225人
污水处理人口普及率	95.0%
令和17年度末目標	96.0%

(1) 公共下水道事業

本市では、昭和39年3月に公共下水道の都市計画決定を行い、最初に家久処理区について、昭和46年1月に国の事業認可を受け、昭和55年8月に家久浄化センターで処理を開始しました。

また、東部処理区においては、平成11年4月に事業認可ののち、平成21年9月に水循環センターで処理を開始しました。

今立処理区においては、平成12年3月に都市計画決定を行い、平成12年5月に国の事業認可を受け、平成17年3月に今立浄化センターで処理を開始しました。

令和5年度末において公共下水道事業の整備については認可面積2,185haに対し整備可能面積が1,938.6haであり、整備率は88.7%となっています。水洗化率は90.3%であり、さらなる整備と加入促進が必要です。(資料編表3-25)

(2) 農業・林業集落排水事業

農業集落排水処理施設及び林業集落排水処理施設とは、農山村部における公衆衛生及び環境衛生の向上並びに水質保全を図るため設置された「排水処理施設」をいいます。

越前市では、昭和59年度から事業に着手し、農業集落排水事業により6地区(塚地区、北地区、平吹地区、白崎地区、安養寺地区、大塩・国兼地区)と、林業集落排水事業により1地区(中山地区)が完成し、供用を開始しています。

令和5年度末現在では、農業集落6地区の接続可能区域内戸数1,214戸のうち、1,103戸(90.9%)が、林業集落1地区の接続可能区域内戸数16戸のうち、16戸(100%)が接続を完了しており、農業・林業集落排水施設全体の接続率は91.0%となっています。
(資料編表3-26)

(3) 合併処理浄化槽事業

生活排水対策を効率的にかつ迅速に行うために、平成22年度に策定された越前市下水道整備基本構想により、公共下水道の整備が困難な地域や、整備に長期間を要する地域においては、合併処理浄化槽の整備を推進することとしています。この合併処理浄化槽整備推進における設置者の負担軽減のため、設置費用に対する市独自の補助や修繕費などに対する補助を行っています。さらに一般社団法人越前市浄化槽維持管理協会に委託し、浄化槽の維持管理を適正

に行うことで、合併処理浄化槽事業による水環境と公共用水域の保全に努めています。

令和5年度設置補助基数 41基

令和5年度末協会加入基数 2,956基

2 自然とのふれあいの場

(1) ビオトープ

今日、環境に対する意識の高まりとともに、人と自然との共生が大きな課題とされています。人との関わりあいのなかで、存在する野生生物の生息・育成空間であるビオトープの確保を推進することは、生物多様性の保全と自然とのふれあいの促進につながります。

ビオトープとは、ギリシャ語のBios(生命) + Topos(場所)が、ドイツ語のBio(生き物) + Top(場所)

を意味する言葉として、Biotop(=「生き物の住む空間」)の言葉となった、ドイツ語の合成語です。市内には、村国山の押田公園、ハーモニータウン姫川公園、武生東小学校、家久浄化センターなど、全部で54箇所のビオトープがあり、市民に身近に生き物とふれあえる場を提供しています。

また、子どもたちの、自然環境について身近で学べる場所としても重宝されています。

第11章 環境に対する市民意識と保全活動

1 公害苦情

公害に関する苦情は、市民生活に密着した問題であり、その法令等に基づく適切な処理は、市民の良好な生活環境を保全するため及び将来の公害紛争の未然防止を図るために重要です。

令和5年度中における公害苦情受付(処理)件数は25件で、種類別では大気8件、水質7件、騒音2件、悪臭1件、その他不法投棄等が7件となっています。(表11-1)

公害苦情以外の苦情としては、空き地の管理(草刈等)に関するものがあり、令和5年度は41件となっています。(表11-2)

寄せられる苦情は、法令等が適用されるものは少なく、また外国人世帯の増加などといった市民生活を取り巻く状況が複雑化していることもあり、市としても対応が難しい案件が増加しています。特に、家庭生活に起因する苦情については、近隣同士が配慮しあうことで解決するような事例が多く、第三者である市が介入することで逆にトラブルになるケースが見受けられます。日頃から近隣同士コミュニケーションを保つことが大切です。

(1) 大気について

近年、住みよい生活環境への関心が高まったことや、新興住宅地の増加に伴い、ごみの野焼き・廃棄物焼却炉に対する苦情が多くなっています。廃棄物の焼却行為に対しては、法で禁止されているため、適切に処理をするよう指導しました。また、法の規制対象外とされている農業を営む上でやむを得ない焼却や軽微な焼却行為においても、行為を中止させる強制力はありませんが、近隣に配慮して焼却を行うよう注意を行いました。

(2) 水質について

近年、市街地を流れる中小河川あるいは水路への

市民の関心が高まっており、河川水の異常などに対するものが多くなっています。内容としては、油の流出が発生し、県や消防と連携してオイル吸着マット等による迅速な処理及び原因究明と原因者への指導を行いました。そのほか事業排水による河川水の着色などの苦情がありましたが、水の着色自体に関しては法的に規制がないことから、発生元の排水処理設備等に異常がない限りは原因者への指導は困難であり、その対応には非常に苦慮しているところであります。

(3) 騒音・振動・悪臭について

事業所の活動等に起因するものに加え、家庭生活に起因するものも増えています。事業所の活動に起因する苦情については、調査の結果、悪臭や騒音が法の規制値以内であることや、そもそも規制の対象にあたらない事業所又は規制の地域外であることが多くあります。法の範囲内又は対象外である場合は、苦情が発生しているという理由で原因者に任意で対策をお願いすることしかできないために解決が難しく、解決できたとしても対応が長期間におよびます。

(4) その他(不法投棄等)について

不法投棄については、県が中心となり、警察や市と連携して監視パトロールや監視カメラにより防止活動を行っています。市においても啓発看板の設置や町内会への看板の提供、監視カメラの設置、監視パトロールの実施を行っています。不法投棄は重大な犯罪であり投棄者が特定されれば重い刑罰が科せられる場合があります。投棄者が特定されない場合、投棄物はその土地の所有者・管理者が処分しなければならないため、不法投棄されないよう、普段からの土地の管理も大切です。

表 11-1 年度別環境公害苦情受付(処理)件数の推移(件数)

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
大 気 (野外焼却)	24 (24)	18 (15)	17 (14)	15 (15)	12 (12)	23 (23)	28 (27)	57 (55)	8 (7)
水 質	19	20	16	19	15	14	7	13	7
騒 音	5	3	6	6	5	7	3	2	2
振 動	0	0	0	0	0	1	0	0	0
悪 臭	9	6	6	6	1	1	3	1	1
その他 (不法投棄)	23 (16)	16 (11)	24 (23)	28 (18)	16 (12)	18 (17)	2 (2)	1 (0)	7 (6)
合 計	80	63	69	74	49	64	43	74	25

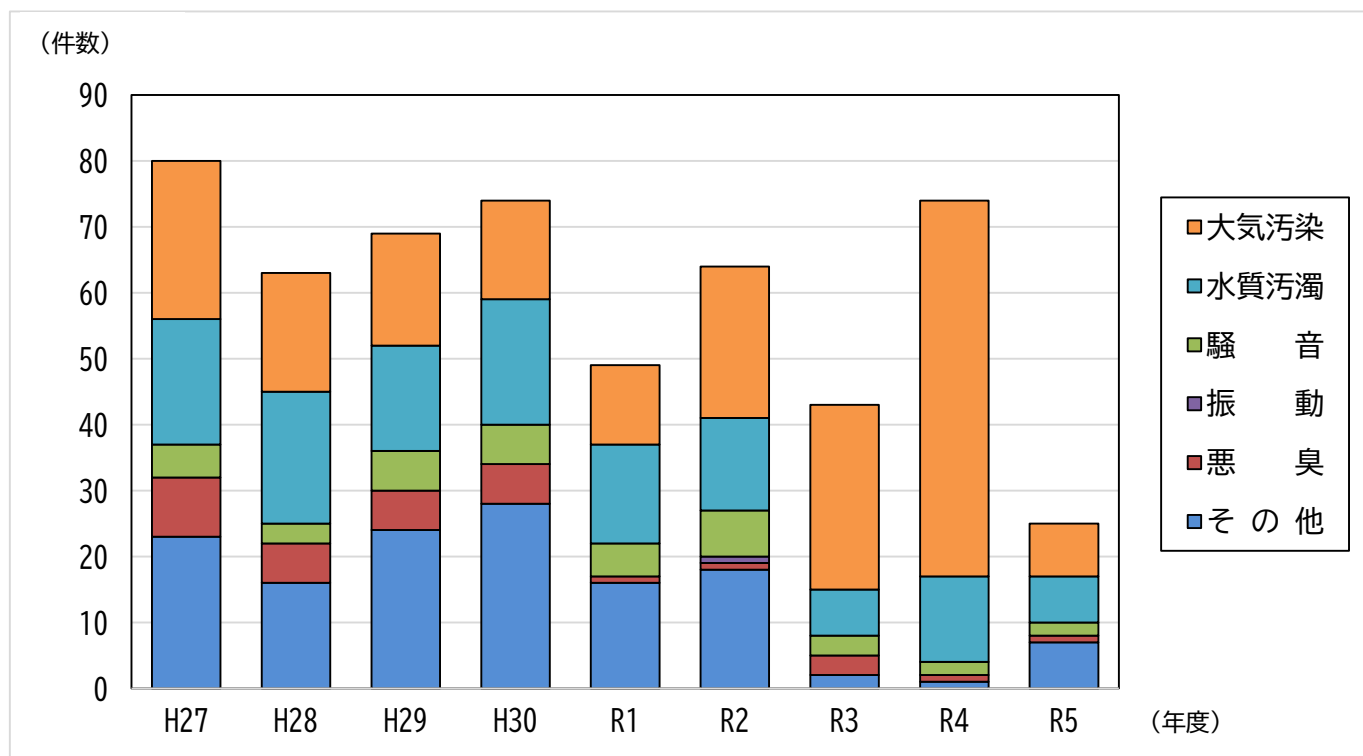


図 11-1 年度別環境苦情件数

表 11-2 空き地苦情処理件数 (年度別件数)

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
空き地 苦情件数	32	56	43	28	53	37	25	46	41

第2部 環境マネジメントシステム活動

1 システム取組みの経緯

旧武生市は、地球環境問題に対して、地方公共団体としての先導的な役割を担うことや、市環境基本計画の具体化を推進するため、平成11年9月に環境管理マニュアルを制定し、環境マネジメントシステムの運用を始めました。

平成12年2月には、国際標準規格 ISO14001 の認証を、審査登録機関より取得、平成15年1月に更新審査、同年11月に定期審査を受審し、システムの継続的改善に取り組んできました。その後4年間の経験を踏まえ、平成16年2月25日には、ISO14001との適合を自己決定し、自己宣言方式に切替えました。

さらに平成17年10月1日からは、合併に伴い、旧武生市の環境マネジメントシステムに準じた越前市環境マネジメントシステムを構築し、運用を行ってきました。

また、平成24年5月から本システムを地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出の抑制のための計画（越前市地球温暖化対策実行計画 市事務事業編）として位置付け、本市の行政活動から生じる環境負荷の一層の低減を図るための役割を担ってきました。

本市は、約15年にわたって ISO14001 規格に適合したシステムを運用してきた結果、職員の環境に対する意識の向上、施設や設備の管理体制の強化、平成22年度に改正された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の課している努力目標を4年連続で達成するなど、一定の効果を上げることができた一方、システムの要求事項が、種々の計画等の運用やとりまとめと重複するようになりました。これらの経緯を踏まえ、平成27年4月から市独自の越前市環境マネジメントシステム「EEMS」の運用をスタートさせました。

2 システムの適用範囲

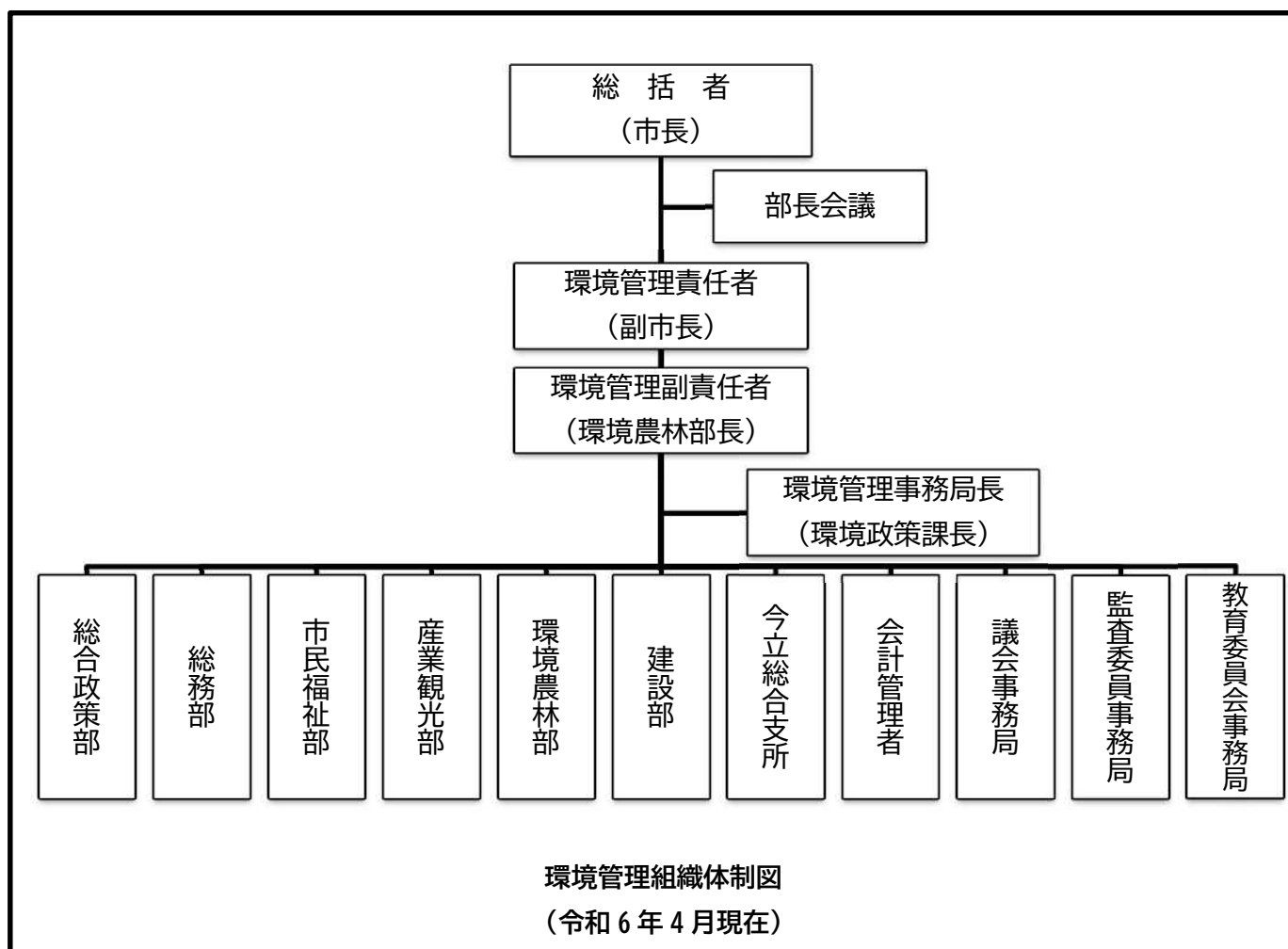
環境マネジメントシステムは、次の組織に適用します。

- (1) 市長の事務部局
- (2) 公営企業の事務部局
- (3) 教育委員会の事務部局
(小中学校を除く)
- (4) 選挙管理委員会の事務部局
- (5) 監査委員の事務部局
- (6) 公平委員会の事務部局
- (7) 農業委員会の事務部局
- (8) 固定資産評価審査委員会の事務部局
- (9) 議会の事務部局

以上の部門と所管施設に適用します。

また、市から委託された施設内で業務を行っている業者や、市の許可を得て土地、建物を占有している団体に対し、環境方針に賛同し、市が行う環境管理の取組みに協力することを確認しています。

3 環境管理組織体制



4 EEMSの実施内容

EEMSの主要な実施内容の一つとして、各所属及びその所管施設に適用される環境法令の順守状況を調査し、不適合がある場合は是正の措置を確認するようにしています。令和5年度の不適合の発生はありませんでした。

また、市の施設のエネルギー使用量について全職員に見える化を図っています。各所属においては、各々の実情にあった評価を行っています。市全体の省エネ法に基づくエネルギー使用量の報告は、原単位方式で評価を行っており、基準年度から年1%ずつの削減を目標としています。

資 料 編

1 越前市の概況

(1) 脱炭素社会の実現に向けた都市づくり

表 1-1-1 太陽光発電設備設置（F I T・F I P制度認定）件数（P.4 指標 1 関連）

年 度	設置件数
令和元年度	939
令和 2 年度	1,027
令和 3 年度	1,125
令和 4 年度	1,238
令和 5 年度	1,361

表 1-1-2 電気自動車補助件数※（P.4 指標 4 関連）

年 度	補助件数
令和元年度	15
令和 2 年度	10
令和 3 年度	7
令和 4 年度	55
令和 5 年度	40

※令和 4 年 3 月 31 日をもって、越前市電気自動車導入促進事業補助金は終了しました。

※令和 4 年度以降の補助件数とは、一般社団法人次世代自動車振興センターが認定する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の補助件数を指します。

(2) 水や空気がきれいな安心安全が実感できるまちづくり

表 1-2 汚水処理人口普及率（P.5 指標 5 関連）

年度		項目	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末
人口(外国人含む)		人	82,395	81,799	80,337	80,173
污水处理人口(外国人含む)		人	77,487	77,474	76,252	76,145
污水处理人口普及率		%	94.0	94.7	94.9	95.0
内 訳	下 水 道	人	64,559	65,204	65,312	65,603
		%	78.4	79.7	81.3	81.8
	農 業 ・ 林 業 集 落 排 水 施 設 等	人	3,412	3,403	3,488	3,317
		%	4.1	4.2	4.3	4.1
	合 併 処 理 浄 化 槽 (個 人 設 置)	人	8,336	7,714	6,344	6,233
		%	10.1	9.4	7.9	7.8
	合 併 処 理 浄 化 槽 (市 設 置)	人	1,180	1,153	1,108	992
		%	1.4	1.4	1.4	1.2

資料：上下水道課「市町村汚水処理人口普及状況」

(3) コウノトリが舞う自然豊かなまちづくり

表 1-3-1 水田魚道の設置数 (P.5 指標 11 関連)

年度	水田魚道設置数 (市が把握している箇所数)
令和元年度末	20 箇所
令和 2 年度末	22 箇所
令和 3 年度末	22 箇所
令和 4 年度末	22 箇所
令和 5 年度末	22 箇所

資料：農政課

表 1-3-2 休耕田ビオトープの面積 (P.5 指標 12 関連)

年度	ビオトープ面積
令和元年度末	8.8ha
令和 2 年度末	9.3ha
令和 3 年度末	10.1ha
令和 4 年度末	10.5ha
令和 5 年度末	11.5ha

資料：農政課

(4) 資源が循環するごみの少ない都市づくり

表 1-4-1 市民 1 人あたりのごみ排出量、資源回収量等 (P.6 指標 16, 17 関連)

		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
1 人 1 日当たり排出量(g) ①/(365×②)		856	851	852	840	805
参考	福井県	912	901	888	878	—
	全国	877	865	855	847	—
リサイクル率(%)		22.9	21.2	20.8	18.7	19.1
参考	福井県	18.0	18.2	17.6	17.1	—
	全国	19.6	20.0	19.9	19.6	—
南越清掃組合扱い越前市分ごみ処理量(t) ①		25,742	25,623	25,543	24,942	23,532
内訳	燃やせるごみ	19,336	19,263	19,882	19,786	18,674
	燃やせないごみ	2,404	2,358	1,803	1,582	1,422
	カセットテープ・ボンベ類	43	48	33	32	32
	プラスチック製容器包装	1,268	1,273	1,114	1,059	971
	あきかん	244	245	246	237	217
	あきびん	545	560	548	530	502
	ペットボトル	194	201	207	210	203
	有害ごみ	47	50	48	46	46
	粗大ごみ	1,661	1,685	1,661	1,460	1,465
	直接埋立てごみ	0	0	0	0	0
	(再掲)家庭系ごみ	16,948	17,445	17,539	17,292	16,137
	事業系ごみ	8,794	8,178	8,004	7,650	7,395
集団回収量(t)		1,873	1,241	1,196	1,185	1,009
回収ボックスによる小型家電回収量(t)		2	3	2	3	3
拠点回収による金属類・電気製品回収量(t)		134	136	111	96	54
市内の民間事業者による資源回収量(t)		761	763	689	968	
南越清掃組合扱い中間処理に伴う資源化量(t)		3,304	3,325	3,740	3,288	3,010
ごみ処理人口(各年 10 月 1 日現在、外国人含) ②		82,080	82,460	82,133	81,315	79,859

資料：環境政策課「ごみ処理実績調査」、南越清掃組合「ごみ処理計画」、福井県循環社会推進課

表 1-4-2 集団回収の状況 (P.6 指標 18 関連)

		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
集団回収 (t) ④		1,873.08	1,241.05	1,196.14	1,185.07	1,009.17
内訳	新聞	572.29	379.58	364.34	361.38	296.20
	雑誌	874.04	576.16	555.27	537.17	455.05
	ダンボール	403.02	281.76	276.49	286.52	257.92
	古衣類	23.74	3.6	0.4	0	0

表 1-4-3 金属類・小型家電製品回収量

		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
合計(kg)		136,573	138,601	113,193	98,560	56,361
拠点回収		134,343	136,011	110,883	95,910	53,631
	金属類	56,433	56,041	43,103	37,295	22,061
	小型家電製品	77,910	79,970	67,780	58,615	31,570
小型家電回収ボックス		2,310	2,590	2,310	2,650	2,730

(5) 環境共育で環境を守り育むまちづくり

表 1-5-1 環境教育提供総時間数（小学生・中学生）（P.7 指標 21,22 関連）

	授業時間数	
	小学校平均	中学校平均
令和元年度	27.2h	20.9h
令和2年度	27.2h	20.9h
令和3年度	27.2h	20.9h
令和4年度	27.2h	20.9h
令和5年度	27.2h	20.9h

資料：教育振興課

表 1-5-2 環境学習会（幼稚園・保育園等）（P.7 指標 23 関連）

	幼稚園			保育園			こども園 （幼保合同活動を含む）			全体実施率
	園数	実施 園数	実施率	園数	実施 園数	実施率	園数	実施 園数	実施率	
令和元年度	9	9	100.0	12	12	100.0	12	12	100.0	100.0
令和2年度	9	9	100.0	12	12	100.0	12	12	100.0	100.0
令和3年度	7	7	100.0	7	7	100.0	17	17	100.0	100.0
令和4年度	7	7	100.0	6	6	100.0	18	18	100.0	100.0
令和5年度	7	7	100.0	7	7	100.0	18	18	100.0	100.0

表 1-5-3 公民館、地区が開催する環境学習会等（P.7 指標 24,25 関連）

年度	開催数	参加延べ人数
令和元年度	113	5,027
令和2年度	84	803
令和3年度	132	2,246
令和4年度	459	4,378
令和5年度	94	1,142

資料：生涯学習・芸術文化課

2 大気環境

大気汚染に係る規制

大気汚染防止法により、①ばい煙発生施設、②特定粉じん発生施設、③一般粉じん発生施設、④特定施設、⑤有害大気汚染物質、⑥特定粉じん排出等作業、⑦自動車排出ガス、⑧揮発性有機化合物発生施設、⑨水銀排出施設、⑩要排出抑制施設に係る規制が定められています。

また、福井県公害防止条例により、①ばい煙特定施設、②炭化水素類特定施設に係る規制が定められています。

(1) 大気汚染防止法に係る規制基準

表 2-1 大気汚染防止法による規制の概要

施設の種類	規制項目	規制項目の定義
①ばい煙発生施設	(1) 硫黄酸化物	燃料その他の物の燃焼に伴い発生するもの
	(2) ばいじん	燃料その他の物の燃焼や電気の使用に伴い発生するもの
	(3) 有害物質	物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生するもの ①カドミウム及びその化合物 ②塩素、塩化水素 ③ふっ素、ふっ化水素、ふっ化珪素 ④鉛及びその化合物 ⑤窒素酸化物
②特定粉じん発生施設	(1) 石綿	物の破碎、選別、堆積に伴い発生、飛散する物質
③一般粉じん発生施設		
④特定施設	(1) 特定物質28物質	ばい煙発生施設を設置しているもの又は物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの
⑤有害大気汚染物質（指定物質）	(1) ベンゼン	継続的に摂取される場合に人の健康を損なう恐れがある物質で大気汚染の原因となるもの（施行令附則3）
	(2) トリクロロエチレン	
	(3) テトラクロロエチレン	
⑥特定粉じん排出等作業		
⑦自動車排出ガス	(1) 一酸化炭素	自動車の運行に伴い発生する人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるもの
	(2) 炭化水素	
	(3) 鉛化合物	
	(4) 窒素酸化物	
	(5) 粒子状物質	
⑧揮発性有機化合物（VOC）排出施設	(1) 揮発性有機化合物	大気中に排出又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く）
⑨水銀排出施設	(1) 水銀等	大気中に排出又は飛散した時に気体である水銀

① ばい煙発生施設に係る規制

対象：一定規模以上の 32 施設（施行令別表第 1）

届出：設置（使用、変更）、氏名変更、使用廃止、承継

基準：施設ごとの排出口における量または濃度基準

（硫黄酸化物：量規制、硫黄酸化物以外：濃度規制）

② 特定粉じん発生施設に係る規制

対象：石綿を含有する製品の製造施設 9 施設（施行令別表第 2 の 2）

届出：設置（使用、変更）、氏名変更、使用廃止、承継

基準：敷地境界線における濃度基準

③ 一般粉じん発生施設に係る規制

対象：一定規模以上の 5 施設（施行令別表第 2）

届出：設置（使用、変更）、氏名変更、使用廃止、承継

基準：施設ごとの構造、使用、管理基準

④ 特定施設に係る規制

対象：特定物質 28 物質（施行令第 10 条）を発生する施設（法第 17 条）

義務：特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、特定物質が大気中に多量に排出されたときは、応急措置、速やかな復旧と、その自己の状況の知事への通報

⑤ 有害大気汚染物質に係る規制

対象：指定物質排出施設 11 施設（施行令別表第 6）

基準：施設ごとの排出口における排出基準（平成 9.2.6 勧告 5）

⑥ 特定粉じん排出等作業に係る規制

対象：特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

届出：作業開始日の 14 日前に知事への届出（法第 18 条の 15）

基準：作業基準（施行規則別表第 7）

⑦ 自動車排出ガスに係る規制

県知事は、自動車排出ガスによる大気の著しい汚染の恐れがある道路周辺について排出ガス濃度の測定を行い（法第 20 条）、測定により、大気の汚染が総理府令で定める限度を超える場合は、県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるよう要請する（法第 21 条）

⑧ 揮発性有機化合物排出施設に係る規制

対象：VOC 排出施設の 9 施設（施行令別表第 1 の 2）

届出：設置（使用、変更）、氏名変更、廃止、承継

基準：施設ごとの排出口における濃度基準

⑨ 水銀排出施設に係る規制

対象：水銀排出施設 9 施設（施行令別表第 3 の 3）

届出：設置（使用、変更）、氏名変更、使用廃止、承継

基準：施設ごとの排出口における環境基準

⑩ 要排出抑制施設に係る規制

対象：水銀等を大気中に排出する施設（水銀排出施設を除く）のうち、水銀等の排出量が相当程度多い施設であって、その排出を抑制することが適当であるものとして政令で定めるもの（法第18条の32）

義務：自ら遵守すべき基準を作成し、水銀濃度の測定と記録、大気中への水銀の排出を抑制するための措置

(2) 福井県公害防止条例に係る規制基準

① ばい煙に係る特定施設

表 2-2 ばい煙に係る特定施設の種類の種類

No.	特 定 施 設 の 種 類
1	金属の精製または鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉ならびに4及び13から15までに掲げるものを除く）であって、その規模が次のいずれかに該当するもの ① 火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ）が0.5 m ² 以上1 m ² 未満であるもの ② 羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける、炉の内壁で囲まれた部分の、水平断面積を言う）が、0.5 m ² 未満であるもの ③ バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30 l以上であるもの ④ 変圧器の定格容量が200 kVA未満であるもの
2	廃棄物焼却炉であって、その規模が次のいずれかに該当するもの ① 火格子面積が2 m ² 以上であるもの ② 焼却能力が1時間当たり200 kg以上であるもの
3	ガラスまたはガラス製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉
4	銅、鉛または亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む）、転炉、溶解炉及び乾燥炉
5	カドミウム系顔料または炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設
6	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設
7	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽
8	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る）の用に供する反応炉
9	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガスまたは塩化水素ガスを使用するものに限る、6から8までに掲げるもの及び密閉式のものを除く）
10	燐、燐酸、燐酸質肥料または複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉
11	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設（これらのうち密閉式のものを除く）
12	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉
13	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む）または鉛の管、板もしくは線の製造の用に供する溶解炉
14	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉
15	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設
16	塩酸または弗酸による反応施設及び表面処理施設
17	無機化学工業品または食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃料装置を含む）及び直火炉（15に掲げるものを除く）

※1 および 3 から 15 に掲げる施設については、大気汚染防止法施行令別表第一に掲げる施設に該当するものを除く。

表 2-3 ばい煙に係る特定施設の規制基準

施 設 の 種 類	規 制 項 目	規 制 値
金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉 (上記表の1に掲げる施設)	ばいじん	0.20 g/Nm ³
廃棄物焼却炉 (上記表の2に掲げる施設)	カドミウムおよびその化合物	1.0 mg/Nm ³
	塩素	30 mg/Nm ³
	ふっ素、ふっ化水素およびふっ化けい素	10 mg/Nm ³
	鉛およびその化合物	10 mg/Nm ³
塩酸およびふっ酸による反応施設および 表面処理施設など有害物質を使用または 排出する施設 (上記表の3から17に掲げる施設)	カドミウムおよびその化合物	1.0 mg/Nm ³
	塩素	30 mg/Nm ³
	塩化水素	80 mg/Nm ³
	ふっ素、ふっ化水素およびふっ化けい素	10~20 mg/Nm ³
	鉛およびその化合物	10~30 mg/Nm ³

② 炭化水素類に係る特定施設

表 2-4 炭化水素類に係る特定施設の種類

No.	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	貯蔵施設(揮発性の高い有機化合物を貯蔵する施設(温度が15℃、1気圧の状態において気体状であるものを貯蔵するものを除く。))	貯蔵容量が50 kL以上であるもの
2	出荷施設(燃料用ガソリンをタンクローリーに積み込む施設)	1日の取扱量が30 kL以上であるもの
3	燃料小売業の用に供する地下タンク(燃料用ガソリンを貯蔵する地下タンク)	貯蔵容量の合計が30 kL以上であるもの

表 2-5 炭化水素類に係る特定施設の規制基準

施設の種類	規 制 基 準
貯蔵施設	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 吸着式処理措置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。 (2) 浮屋根式構造またはこれと同等以上の効果を有する構造とすること。
出荷施設	薬液による吸収式処理装置またはこれと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。
燃料小売業の用に供する地下タンク	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 通気管にタンクローリーと直結する蒸気返還設備を設置し、適切に使用すること。 (2) 凝縮式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。

大気汚染防止法に定める施設（抜粋）の届出状況

① ばい煙発生施設

表 2-6 ばい煙発生施設届出状況

令和 6 年 3 月 31 日現在

No.	施設の種類	施設の規模	工場数	施設数
1	ボイラー	伝熱面積が 10 m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上	48	93
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉	火格子面積が 1 m ² 以上であるか、羽口面断面積が 0.5 m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上	1	1
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉		1	2
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び熔融炉		8	8
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉及び直火炉	火格子面積が 1 m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上	1	1
11	乾燥炉		4	10
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が 2 m ² 以上であるか、又は焼却能力が 200kg/時以上	3	3
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上	3	3
30	ディーゼル機関		19	27

資料：福井県丹南健康福祉センター

② 一般粉じん発生施設

表 2-7 一般粉じん発生施設届出状況

令和 6 年 3 月 31 日現在

No.	施設の種類	施設の規模	工場数	施設数
2	鉱物又は土石の堆積場	面積が 1,000 m ² 以上	4	4
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	ベルトの幅が 75 cm 以上であるか、又はバケットの内容積が 0.03 m ³ 以上	4	24
4	破砕機及び摩砕機	原動機の定格出力が 75 kW 以上	3	14
5	ふるい	原動機の定格出力が 15 kW 以上	1	2

資料：福井県丹南健康福祉センター

③ 揮発性有機化合物排出施設

表 2-8 揮発性有機化合物排出施設届出状況

令和 6 年 3 月 31 日現在

No.	施設の種類	施設の規模	工場数	施設数
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力 3,000m ³ /h 以上(送風機が設置されない施設は排風機の排風能力)	1	9
3	塗装の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力 10,000m ³ /h 以上	1	1

資料：福井県丹南健康福祉センター

④ 水銀排出施設

表 2-9 水銀排出施設届出状況

令和 6 年 3 月 31 日現在

No.	施設の種類	施設の規模	工場数	施設数
8	廃棄物の焼却設備	火格子面積が 2 m ² 以上であるか、又は焼却能力が 200kg/時以上のもの	3	3

資料：福井県丹南健康福祉センター

⑤ ばい煙に係る特定施設（福井県公害防止条例）

表 2-10 ばい煙に係る特定施設届出状況

令和 6 年 3 月 31 日現在

No.	施設の種類	施設の規模	工場数	施設数
2	廃棄物焼却炉	火格子面積が 2 m ² 以上、又は焼却能力が 200kg/以上	3	3
16	塩酸またはふっ酸による反応施設および表面処理施設		7	35
17	無機化学工業品または食料品の製造の用に供する反応炉および直火炉		1	1

資料：福井県丹南健康福祉センター

⑥ 炭化水素類に係る特定施設（福井県公害防止条例）

表 2-11 炭化水素類に係る特定施設設置状況

令和 6 年 3 月 31 日現在

No.	施設の種類	工場数	施設数
1	貯蔵施設	1	10
3	燃料小売業の用に供する地下タンク	3	7

資料：福井県丹南健康福祉センター

大気環境調査結果

① 二酸化硫黄

表 2-12-1 経年変化

局名	項目	年度 単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
味真野	有効測定日数	(日)	364	363	363	363	364
	測定時間	(時間)	8,709	8,679	8,682	8,690	8,709
	年平均値	(ppm)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(ppm)	0.009	0.010	0.014	0.004	0.004
	日平均値の2%除外値	(ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	有×, 無○	○	○	○	○	○
武生北	有効測定日数	(日)	358	357	362	361	362
	測定時間	(時間)	8,592	8,569	8,665	8,659	8,690
	年平均値	(ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(ppm)	0.015	0.020	0.023	0.020	0.022
	日平均値の2%除外値	(ppm)	0.002	0.005	0.003	0.004	0.003
	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	有×, 無○	○	○	○	○	○

表 2-12-2 月別変化 (令和5年度)

局名	項目	月 単位	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
味真野	有効測定日数	(日)	30	31	30	30	31	30	31	30	30	31	29	31
	測定時間	(時間)	716	739	713	731	739	716	738	716	731	739	692	739
	年/月平均値	(ppm)	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(ppm)	0.003	0.002	0.003	0.002	0.003	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004
	日平均値の最高値	(ppm)	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	日平均値の2%除外値	(ppm)	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
武生北	有効測定日数	(日)	29	31	30	30	31	30	31	29	30	31	29	31
	測定時間	(時間)	705	739	715	727	739	716	737	706	735	739	692	740
	年/月平均値	(ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(ppm)	0.017	0.011	0.009	0.020	0.013	0.014	0.01	0.019	0.022	0.017	0.009	0.02
	日平均値の最高値	(ppm)	0.002	0.002	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004	0.003	0.004	0.002
	日平均値の2%除外値	(ppm)	0.002	0.002	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004	0.003	0.004	0.002

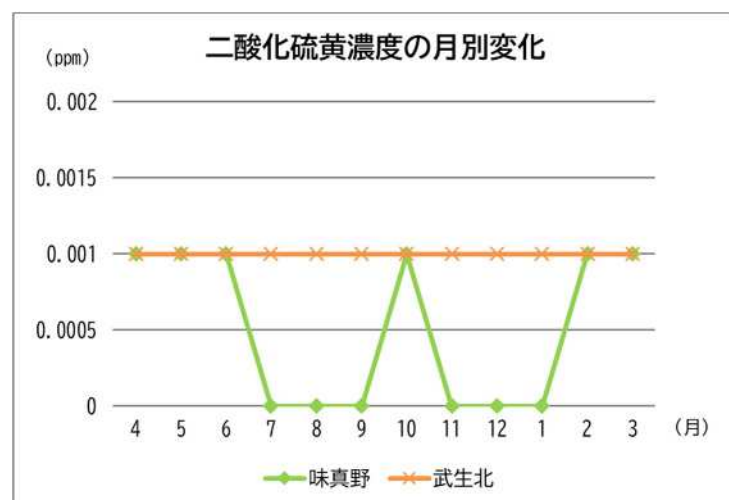


図 2-12-3 二酸化硫黄濃度の月別変化 (令和5年度)

② 一酸化窒素、二酸化窒素及び窒素酸化物

表 2-13-1 経年変化

局名		項目	年度 単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
武生	一酸化窒素	有効測定日数	(日)	365	362	361	351	360
		測定時間	(時間)	8,703	8,655	8,658	8,553	8,643
		年平均値	(ppm)	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001
		1時間値の最高値	(ppm)	0.032	0.036	0.027	0.021	0.028
		日平均値の年間98%値	(ppm)	0.003	0.012	0.003	0.003	0.006
	二酸化窒素	有効測定日数	(日)	365	362	361	351	360
		測定時間	(時間)	8,703	8,665	8,658	8,553	8,643
		年平均値	(ppm)	0.004	0.004	0.004	0.004	0.0035
		1時間値の最高値	(ppm)	0.024	0.032	0.032	0.034	0.034
		1時間値が0.2ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0
		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	(時間)	0	0	0	0	0
		日平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0
		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	(日)	0	0	0	0	0
	窒素酸化物	有効測定日数	(日)	365	362	361	351	360
		測定時間	(時間)	8,703	8,655	8,658	8,553	8,643
		年平均値	(ppm)	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004
		1時間値の最高値	(ppm)	0.049	0.058	0.054	0.054	0.057
		日平均値の年間98%値	(ppm)	0.01	0.028	0.012	0.014	0.02
		年平均値のNO ₂ /(NO+NO ₂)	(%)	83.1	80.4	83.4	84.8	82.5
今立	一酸化窒素	有効測定日数	(日)	364	362	356	359	337
		測定時間	(時間)	8,701	8,664	8,507	8,585	8,186
		年平均値	(ppm)	0.000	0.000	0.001	0.002	0.002
		1時間値の最高値	(ppm)	0.020	0.025	0.019	0.023	0.014
		日平均値の年間98%値	(ppm)	0.000	0.005	0.005	0.005	0.011
	二酸化窒素	有効測定日数	(日)	364	362	356	359	337
		測定時間	(時間)	8,701	8,664	8,507	8,585	8,190
		年平均値	(ppm)	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002
		1時間値の最高値	(ppm)	0.023	0.021	0.02	0.025	0.022
		1時間値が0.2ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0
		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	(時間)	0	0	0	0	0
		日平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0
		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	(日)	0	0	0	0	0
	窒素酸化物	有効測定日数	(日)	364	362	356	359	337
		測定時間	(時間)	8,701	8,664	8,507	8,585	8,186
		年平均値	(ppm)	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004
		1時間値の最高値	(ppm)	0.028	0.041	0.037	0.039	0.032
		日平均値の年間98%値	(ppm)	0.005	0.014	0.009	0.008	0.014
		年平均値のNO ₂ /(NO+NO ₂)	(%)	89.6	84.6	69.3	56.6	46.1

表 2-13-2 月別変化 (令和 5 年度)

局名	項目	月 単位	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間値
武生	一酸化窒素	有効測定日数	(日)	30	31	29	31	31	30	31	30	31	29	27	360
		測定時間	(時間)	716	738	711	740	740	711	735	716	734	739	692	8,643
		年/月平均値	(ppm)	0.001	0.001	0.000	0.000	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001
		1時間値の最高値	(ppm)	0.011	0.005	0.011	0.009	0.006	0.004	0.011	0.015	0.028	0.023	0.028	0.028
		日平均値の最高値	(ppm)	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.006	0.006	0.003	0.001
	二酸化窒素	有効測定日数	(日)	30	31	29	31	31	30	31	30	31	29	27	360
		測定時間	(時間)	716	738	711	740	740	711	735	716	734	739	692	8,643
		年/月平均値	(ppm)	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.003	0.003	0.004	0.005	0.005	0.005	0.004
		1時間値の最高値	(ppm)	0.022	0.011	0.018	0.008	0.010	0.010	0.01	0.017	0.026	0.034	0.024	0.017
		日平均値の最高値	(ppm)	0.007	0.005	0.006	0.004	0.004	0.006	0.004	0.007	0.011	0.014	0.009	0.008
		1時間値が0.2ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		日平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	窒素酸化物	有効測定日数	(日)	30	31	29	31	31	30	31	30	31	29	27	360
		測定時間	(時間)	716	738	711	740	740	711	735	716	734	739	692	8,643
		年/月平均値	(ppm)	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004	0.005	0.006	0.007	0.006	0.004
		1時間値の最高値	(ppm)	0.029	0.014	0.023	0.016	0.011	0.013	0.018	0.030	0.053	0.057	0.049	0.020
		日平均値の最高値	(ppm)	0.008	0.006	0.007	0.004	0.005	0.006	0.005	0.009	0.017	0.020	0.012	0.008
今立	一酸化窒素	月平均値のNO ₂ /(NO+NO ₂)	(%)	82.8	73.1	85.6	88.5	82.7	86.7	81.2	79.5	82.1	77.6	81.8	82.5
		有効測定日数	(日)	30	31	29	31	31	26	30	17	30	26	29	337
		測定時間	(時間)	712	733	706	735	736	660	723	530	731	620	657	8,186
		年/月平均値	(ppm)	0.002	0.001	0.002	0.002	0.003	0.001	0.002	0.003	0.005	0.004	0.002	0.002
		1時間値の最高値	(ppm)	0.007	0.01	0.006	0.006	0.008	0.009	0.007	0.013	0.014	0.014	0.014	0.014
	二酸化窒素	日平均値の最高値	(ppm)	0.005	0.004	0.005	0.004	0.005	0.004	0.005	0.009	0.011	0.011	0.007	0.005
		有効測定日数	(日)	30	31	29	31	31	26	30	17	30	26	29	337
		測定時間	(時間)	712	733	706	735	736	660	727	530	731	620	657	8,190
		年/月平均値	(ppm)	0.002	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.002
		1時間値の最高値	(ppm)	0.008	0.006	0.008	0.006	0.008	0.006	0.006	0.013	0.018	0.015	0.022	0.016
		日平均値の最高値	(ppm)	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003	0.003	0.004	0.004	0.005	0.006	0.006	0.007
		1時間値が0.2ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		日平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	窒素酸化物	有効測定日数	(日)	30	31	29	31	31	26	30	17	30	26	29	337
		測定時間	(時間)	712	733	706	735	736	660	723	530	731	620	657	8,186
		年/月平均値	(ppm)	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004	0.003	0.003	0.005	0.007	0.007	0.005	0.004
		1時間値の最高値	(ppm)	0.010	0.012	0.010	0.009	0.011	0.014	0.010	0.024	0.032	0.025	0.026	0.019
		日平均値の最高値	(ppm)	0.007	0.006	0.006	0.006	0.007	0.006	0.006	0.014	0.013	0.013	0.009	0.008
今立	窒素酸化物	月平均値のNO ₂ /(NO+NO ₂)	(%)	53.4	60.5	39.3	38.0	39.1	55.6	46.7	43.7	33.8	39.4	53.0	46.1

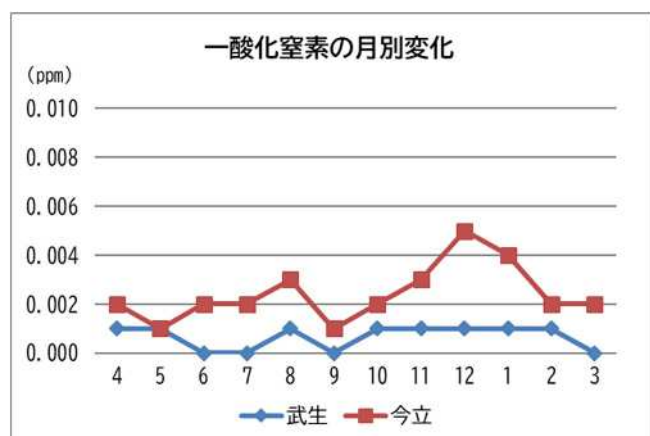


図 2-13-3 一酸化窒素の月別変化 (令和 5 年度)

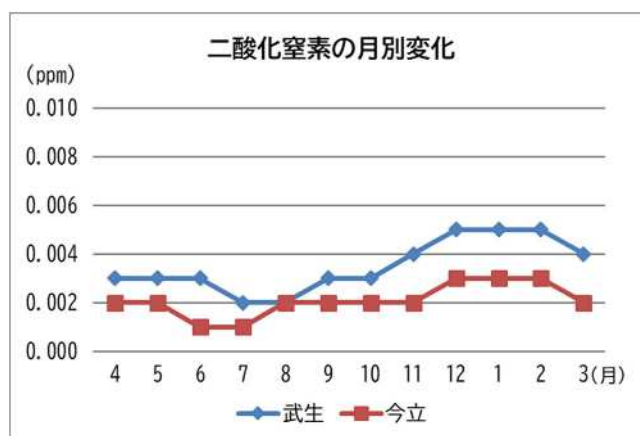


図 2-13-4 二酸化窒素の月別変化 (令和 5 年度)

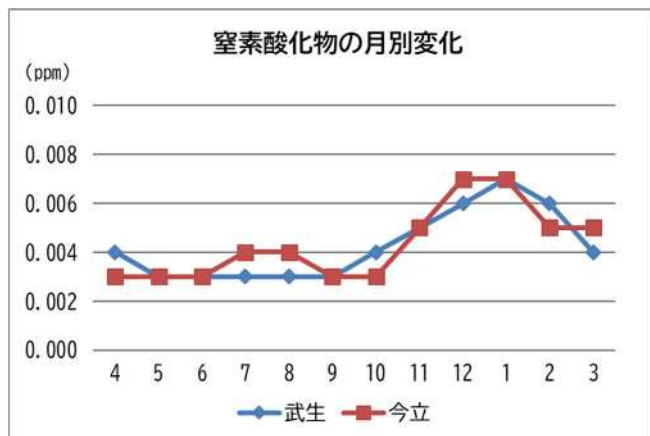


図 2-13-5 窒素酸化物の月別変化 (令和 5 年度)

③ 浮遊粒子状物質

表 2-14-1 経年変化

局名	項目	単位	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
武生	有効測定日数	(日)		366	365	365	362	366
	測定時間	(時間)		8,746	8,727	8,728	8,681	8,723
	年平均値	(mg/m ³)		0.012	0.012	0.012	0.012	0.012
	1時間値の最高値	(mg/m ³)		0.179	0.284	0.327	0.162	0.098
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	(時間)		0	1	2	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	(日)		0	0	0	1	0
	日平均値の2%除外値	(mg/m ³)		0.024	0.025	0.023	0.027	0.032
味真野	有効測定日数	(日)		364	364	362	364	365
	測定時間	(時間)		8,751	8,718	8,710	8,728	8,756
	年平均値	(mg/m ³)		0.010	0.010	0.008	0.009	0.010
	1時間値の最高値	(mg/m ³)		0.449	0.290	0.166	0.147	0.094
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	(時間)		2	1	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	(日)		0	0	0	0	0
	日平均値の2%除外値	(mg/m ³)		0.020	0.021	0.019	0.023	0.033
武生北	有効測定日数	(日)		361	364	363	363	365
	測定時間	(時間)		8,687	8,735	8,734	8,724	8,751
	年平均値	(mg/m ³)		0.016	0.015	0.014	0.014	0.014
	1時間値の最高値	(mg/m ³)		0.076	0.161	0.097	0.096	0.092
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	(時間)		0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	(日)		0	0	0	0	0
	日平均値の2%除外値	(mg/m ³)		0.029	0.030	0.027	0.029	0.039
今立	有効測定日数	(日)		362	364	365	362	366
	測定時間	(時間)		8,686	8,722	8,732	8,676	8,740
	年平均値	(mg/m ³)		0.009	0.011	0.01	0.011	0.010
	1時間値の最高値	(mg/m ³)		0.155	0.145	0.112	0.110	0.172
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	(時間)		0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	(日)		0	0	0	0	0
	日平均値の2%除外値	(mg/m ³)		0.018	0.023	0.021	0.025	0.032

表 2-14-2 月別変化（令和 5 年度）

局名	項目	月 単位	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
武生	有効測定日数	(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31
	測定時間	(時間)	719	742	717	734	720	714	741	719	741	743	695	738
	年/月平均値	(mg/m ³)	0.016	0.013	0.013	0.017	0.017	0.015	0.010	0.011	0.009	0.008	0.007	0.012
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(mg/m ³)	0.066	0.054	0.093	0.096	0.098	0.091	0.026	0.039	0.046	0.060	0.028	0.049
	日平均値の最高値	(mg/m ³)	0.032	0.030	0.024	0.030	0.030	0.025	0.016	0.025	0.024	0.016	0.016	0.028
味真野	有効測定日数	(日)	30	31	30	30	31	30	31	30	31	31	29	31
	測定時間	(時間)	719	741	718	734	743	718	742	719	742	742	695	743
	年/月平均値	(mg/m ³)	0.015	0.011	0.010	0.013	0.011	0.01	0.008	0.009	0.008	0.006	0.006	0.010
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(mg/m ³)	0.077	0.084	0.054	0.061	0.084	0.087	0.094	0.075	0.069	0.025	0.035	0.059
	日平均値の最高値	(mg/m ³)	0.033	0.028	0.020	0.023	0.023	0.019	0.012	0.021	0.020	0.013	0.012	0.027
武生北	有効測定日数	(日)	30	31	30	30	31	30	31	30	31	31	29	31
	測定時間	(時間)	717	743	719	732	743	719	741	718	739	742	695	743
	年/月平均値	(mg/m ³)	0.019	0.015	0.014	0.02	0.015	0.016	0.011	0.013	0.011	0.009	0.008	0.014
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(mg/m ³)	0.079	0.092	0.052	0.053	0.066	0.063	0.034	0.04	0.04	0.047	0.05	0.054
	日平均値の最高値	(mg/m ³)	0.039	0.035	0.028	0.032	0.027	0.025	0.019	0.028	0.028	0.017	0.020	0.032
今立	有効測定日数	(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31
	測定時間	(時間)	719	740	717	743	736	716	739	716	741	743	694	736
	年/月平均値	(mg/m ³)	0.015	0.013	0.013	0.016	0.012	0.012	0.008	0.011	0.007	0.005	0.004	0.009
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(mg/m ³)	0.064	0.053	0.063	0.092	0.099	0.172	0.093	0.096	0.043	0.074	0.083	0.045
	日平均値の最高値	(mg/m ³)	0.032	0.031	0.023	0.029	0.020	0.021	0.014	0.026	0.02	0.01	0.012	0.025

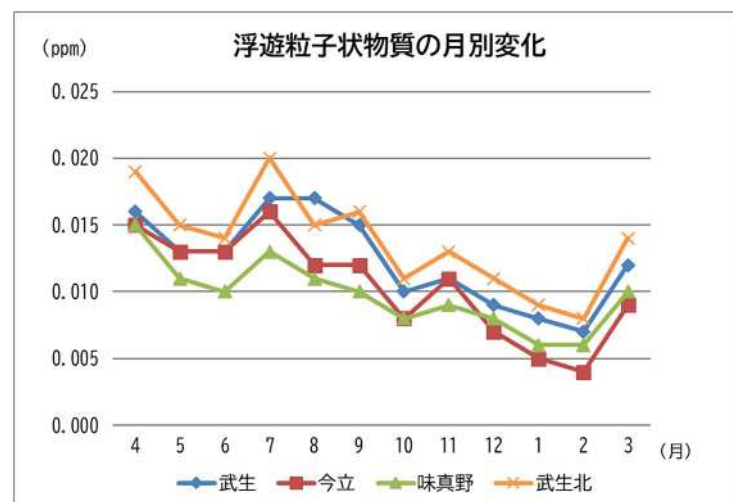


図 2-14-3 浮遊粒子状物質の月別変化（令和 5 年度）

④ 光化学オキシダント

表 2-15-1 経年変化

局名	項目	年度 単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
武生	昼間測定日数	(日)	366	365	365	365	366
	昼間測定時間	(時間)	5,470	5,454	5,455	5,436	5,469
	昼間の1時間値の年平均値	(ppm)	0.032	0.030	0.031	0.031	0.034
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	(日)	43	33	27	33	33
		(時間)	280	181	105	200	179
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	(日)	0	0	0	0	0
		(時間)	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値の最高値	(ppm)	0.110	0.083	0.078	0.086	0.088
今立	昼間の1時間値の最高値	(ppm)	0.044	0.042	0.043	0.043	0.046
	昼間測定日数	(日)	366	365	365	365	366
	昼間測定時間	(時間)	5,480	5,446	5,457	5,453	5,463
	昼間の1時間値の年平均値	(ppm)	0.033	0.031	0.033	0.030	0.030
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	(日)	51	43	42	34	26
		(時間)	315	227	208	208	116
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	(日)	0	0	0	0	0
		(時間)	0	0	0	0	0
今立	昼間の1時間値の最高値	(ppm)	0.105	0.088	0.087	0.090	0.086
	昼間の1時間値の最高値	(ppm)	0.047	0.044	0.046	0.043	0.043

表 2-15-2 月別変化（令和5年度）

局名	統計項目	月 単位	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
武生	昼間測定日数	(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31
	昼間測定時間	(時間)	450	465	450	465	464	450	463	445	464	465	428	460
	昼間の1時間値の月平均値	(ppm)	0.045	0.046	0.038	0.032	0.025	0.028	0.031	0.031	0.027	0.028	0.033	0.041
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間	(日)	6	10	8	2	1	0	1	1	0	0	0	4
		(時間)	34	59	44	11	2	0	2	4	0	0	0	23
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値の最高値	(ppm)	0.080	0.088	0.074	0.068	0.062	0.057	0.063	0.067	0.049	0.047	0.050	0.071
今立	昼間の1時間値の最高値	(ppm)	0.056	0.057	0.051	0.044	0.037	0.041	0.046	0.044	0.039	0.038	0.042	0.051
	昼間有効測定日数	(日)	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31
	昼間測定時間	(時間)	443	465	450	465	464	450	462	443	465	465	431	460
	昼間の1時間値の月平均値	(ppm)	0.043	0.043	0.034	0.029	0.023	0.023	0.026	0.026	0.023	0.025	0.031	0.038
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間	(日)	6	7	8	1	0	0	0	1	0	0	0	3
		(時間)	27	38	32	2	0	0	0	1	0	0	0	16
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
今立	昼間の1時間値の最高値	(ppm)	0.078	0.086	0.071	0.064	0.056	0.051	0.06	0.061	0.045	0.046	0.050	0.070
	昼間の1時間値の最高値	(ppm)	0.056	0.055	0.048	0.042	0.035	0.038	0.043	0.040	0.036	0.035	0.042	0.050

表 2-15-3 時間別変化（令和5年度）

局名	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時
武生	0.024	0.023	0.021	0.021	0.020	0.020	0.020	0.022	0.026	0.031	0.035	0.039
今立	0.019	0.018	0.017	0.016	0.015	0.015	0.015	0.017	0.021	0.026	0.031	0.036
	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	24時
	0.038	0.039	0.039	0.039	0.038	0.035	0.032	0.029	0.027	0.025	0.023	0.022
	0.038	0.039	0.040	0.039	0.037	0.033	0.030	0.026	0.024	0.022	0.021	0.020

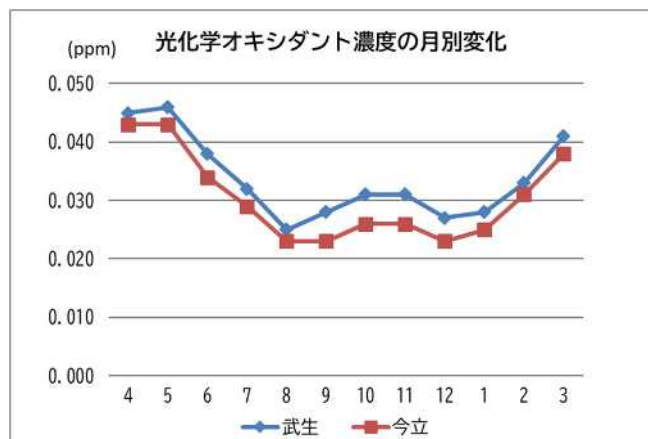


図 2-15-4 月別変化（令和 5 年度）

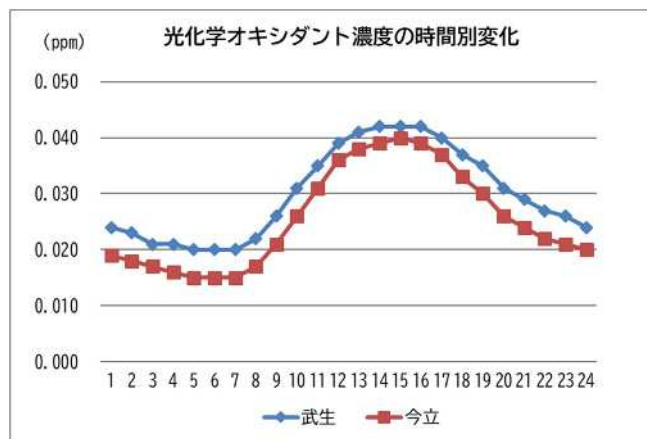


図 2-15-5 時間別変化（令和 5 年度）

⑤ 微小粒子状物質

表 2-16-1 経年変化

局名	項目	年度 単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
今立	有効測定日数	(日)	364	362	354	357	360
	年平均値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	10.5	9.6	9.0	9.8	6.7
	日平均値の2%除外値年間98%値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	27.8	25.6	19.8	21.9	16.6
	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	(日)	1	4	0	0	0

表 2-16-2 月別変化（令和 5 年度）

局名	項目	月 単位	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
今立	有効測定日数	(日)	30	31	30	31	29	30	31	30	31	31	29	27
	月平均値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	9.9	8.6	8	9.1	5.6	6.8	5.9	7.2	5	4.1	3.6	6.8
	日平均値の最高値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	18.7	19.5	15.4	17.2	9.6	11.7	10.5	20.0	12.8	8.4	10.3	15.9
	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

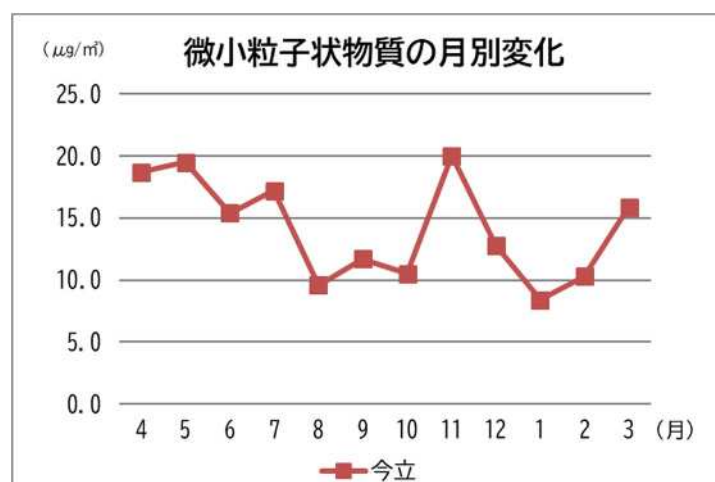


図 2-16-3 微小粒子状物質の時間別変化（令和 5 年度）

3 水環境

水質汚濁防止法に定める公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

① 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

表 3-1 人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域）

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

- (備考) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

② 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

表 3-2 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 水域 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃 度（pH）	生物化学的酸 素要求量 （BOD）	浮遊物質 量（SS）	溶存酸素量 （DO）	大腸菌数
A A	水道1級 等 自然環境保全	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道2級 等 水浴	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道3級 等 水産2級	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産3級 等 工業用水1級	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水1級 等 農業用水	6.5 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 等 環境保全	6.5 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/L 以上	—

- 備考 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が製図腕ない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。
- 2 農業利用水点については、pH6.0～7.5、DO 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。
- 3 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
- 4 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

（注） 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水 道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水 産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級：特殊な浄水操作を行うもの

5 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道を含む）において不快感を生じない限度

水質汚濁防止法に定める環境基準水域類型指定状況

表 3-3 市内河川類型指定水域

水域の名称	水域の範囲	該当類型	達成期間	指定日
日 野 川 上 流	御清水川合流点から上流の水域	A	イ	(昭和 47 年 3 月 31 日 福井県告示第 299 号)
日 野 川 下 流	〃 から下流の水域	B	□	
吉野瀬川上流	大 虫 川 合 流 点 から 上 流 の 水 域	A	イ	(昭和 53 年 3 月 31 日 福井県告示第 316 号)
吉野瀬川下流	〃 から下流の水域	C	イ	
浅水川上流	穴 田 川 合 流 点 から 上 流 の 水 域	B	イ	
天 王 川	全 水 域	A	イ	
鞍 谷 川 中 流	相高橋から服部川合流点までの水域	D	□	(平成 14 年 3 月 29 日 福井県告示第 310 号)
鞍 谷 川 下 流	服部川合流点から浅水川合流点までの水域	C	イ	
穴 田 川	穴 田 川 全 域	B	イ	(平成 20 年 3 月 28 日 福井県告示第 179 号)

(注) 1 該当類型の欄中の A～D は、環境庁告示別表 2 の 1 の(1)の河川の表の類型を示す。

2 達成期間の分類は、次のとおりとする。

- (1) 「イ」は、直ちに達成
- (2) 「□」は、5 年以内で可及的速やかに達成
- (3) 「ハ」は、5 年を超える期間で可及的速やかに達成

水質汚濁防止法に定める要監視項目

要監視項目とは、公共用水域等における検出状況からみて、現時点では直ちに環境基準項目とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断された項目です。

表 3-4 要監視項目及び指針値

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
E P N	0.006 mg/L 以下
ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン(CNP)	注1
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	注2
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 mg/L 以下(暫定)注3

注1. 胆のうがんとの因果関係が明らかになるまで、指針値は設定しない。

注2. 毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。

注3. PFOS及びPFOAの指針値(暫定)については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

水質汚濁防止法に定める特定施設（抜粋）の届出状況

表 3-5 水質汚濁防止法に定める特定施設（抜粋）届出状況

令和 6 年 3 月 31 日現在

号	施 設	特定事業場届出件数			番号	施 設	特定事業場届出件数		
		50m³/日 以上	50m³/日 未満	小計			50m³/日 以上	50m³/日 未満	小計
1 の 2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	-	2	2	47	医薬品製造業の用に供する施設	-	1	1
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	1	-	1	55	生コンクリート製造業の用に供するパツチャープラント	2	3	5
3	水産食料品製造業の用に供する施設	-	1	1	59	砕石業の用に供する施設	-	3	3
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設	1	2	3	63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	-	1	1
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽	-	3	3	64 の 2	水道施設又は自家用工業用水道の施設のうち、浄水施設	1	-	1
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	-	2	2	65	酸又はアルカリによる表面処理施設	4	5	9
10	飲料製造業の用に供する施設	-	4	4	66	電気めっき施設	1	-	1
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	-	1	1	66 の 3	旅館業の用に供する施設	1	41	42
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設	-	3	3	66 の 6	飲食店に設置されるちゅう房施設	-	1	1
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	-	5	5	67	洗濯業の用に供する施設	-	7	7
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	2	12	14	68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	-	3	3
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	-	1	1	71	自動式車両洗浄施設	-	39	39
21 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	-	1	1	71 の 2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	-	2	2
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	17	47	64	71 の 3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	-	-	-
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	-	2	2	71 の 4	産業廃棄物処理施設	-	1	1
27	前 2 号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	1	-	1	71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロエチレンによる洗浄施設	-	0	0
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	-	1	1	72	し尿処理施設	11	1	12
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	1	-	1	73	下水道終末処理施設	3	-	3
46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	2	-	2					
合 計							48	195	243

資料：福井県丹南健康福祉センター

表 3-6 汚水および廃液に係る特定施設についての届出状況

令和 6 年 3 月 31 日現在

No.	施設の種類	工場数	施設数
1	反応施設	1	5

資料：福井県丹南健康福祉センター

水質汚濁防止法に定める一律排水基準

① 有害物質

表 3-7 水質汚濁防止法に定める一律排水基準

有 害 物 質 の 種 類	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メルチパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(P C B)	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1.0 mg/L
シス及びトランス1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその他の化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	10 mg/L（海域以外）
ふっ素及びその化合物	8 mg/L（海域以外）
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100 mg/L
1,4ジオキサン	0.5 mg/L

(※) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

(備考) 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量の限界を下回ることをいう。

② その他の項目

表 3-8 水質汚濁防止法に定める一律排水基準

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度（PH）	海域以外の公共用水域に排出させるもの5.8以上8.6以下 海域に排出させるもの5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	160 mg/L (日間平均120 mg/L)
化学的酸素要求量（COD）	160 mg/L (日間平均120 mg/L)
浮遊物質（SS）	200 mg/L (日間平均150 mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000個/cm ³
窒素含有量	120 mg/L (日平均60 mg/L)
燐含有量	16 mg/L

備考 1：この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である特定施設を有する工場、又は事業場（特定事業場という）に係る排水について適用する。

2：水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を採掘する鉱業を含む。）に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

3：水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

3：生物化学的酸素要求量（BOD）についての排出基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量（COD）についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。

4：窒素含有量及び燐含有量についての排出基準は、環境大臣が「窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらす恐れがある湖沼」として定める湖沼、及び「海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらす恐れがある海域」として定める海域、またこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

福井県公害防止条例に定める上乗せ排水基準

表 3-9 福井県公害防止条例に定める排水基準（九頭竜川水域）

（単位：mg/L、※（）は日間平均）

項目	業 種 区 分		水質汚濁防止法に基づく一律基準	上乗せ排水基準			
				九頭竜川水域			
				排水量3,000㎡ (下水道にあっては50,000㎡)			
				新 設		既 設	
			50～ 3,000㎡	3,000 ㎡以上	50～ 3,000㎡	3,000 ㎡以上	
B O D	1 食料品製造業		160(120)	80 (60)	70 (50)	120(100)	100 (85)
	2 繊維工業（染色整理業を含む）		〃	60 (50)	50 (40)	100 (80)	85 (70)
	3 紙・パルプ・紙加工品製造業	中芯用セミケミカルパルプ製造業	〃	120(100)	100 (85)	150(110)	130(100)
		その他		70 (55)	60 (45)	120(100)	100 (85)
	4 化学工業	医薬品製造業	〃	80 (60)	70 (50)	150(120)	130(100)
		その他		50 (40)	45 (35)	80 (60)	70 (50)
	5 旅館業		〃	80 (60)		－	
	6 し尿処理施設			－ (30)		－ (30)	
7 下水道終末処理施設		〃	－ (20)		－ (60)	－ (40)	
8 その他		〃	60 (50)	50 (40)	120 (90)	100 (75)	
S S	1 食料品製造業		200(150)	120(100)		150(120)	
	2 紙・パルプ・紙加工品製造業	中芯用セミケミカルパルプ製造業	〃	120(100)		160(120)	
		その他		120(100)		150(120)	
	3 旅館業		〃	120(100)		－	
	4 非金属鉱業及び鉱物・土石粉碎等処理業		〃	150(120)		－	
	5 し尿処理施設		〃	－ (70)		－ (70)	
	6 下水道終末処理施設		〃	－ (70)		－ (120)	
7 その他		〃	90 (70)		120(100)		
施 行 年 月 日			H13.1.6				

1：「新設」とは、昭和53年8月1日以後において特定施設を設置（下水道終末処理場にあっては増設を含む。以下、この項において同じ）する工場、又は事業場（同日において特定施設の設置工事をしているものを除く）をいう。

2：「排水量」とは、一日当りの平均的な排水の量をいう。

3：「日間平均」による許容限度は、一日の平均的な汚染状態について定めたものである。

4：この表に掲げる上乗せ基準は、排出量が50 ㎡以上である特定事業場に係る排水について適用する。

5：この表の上欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる特定事業場の種類に属する特定事業場が同時に他の特定事業場の種類に属する場合において、同表によりその特定事業場の種類につき異なる許容限度の上乗せ基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。

水質環境調査結果

① 健康項目

表 3-10 健康項目調査結果 (単位:mg/L)

環境基準	調査日	令和4年8月23日					令和5年8月25日				
	採水地点	日野川	浅水川	穴田川	河灌川	服部川	日野川	吉野瀬川	鞍谷川	御清水川	沖田川
カドミウム	<0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛	<0.01	0.004	<0.002	0.003	0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
六価クロム	<0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素	<0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
P C B	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ジクロロメタン	<0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	<0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	<0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	<1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	<0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	<0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	<0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	<0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	<0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	<0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<10	0.43	0.63	0.48	0.34	0.35	0.29	0.17	0.66	15	0.53
ふっ素	<0.8	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
ほう素	<1	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
1,4-ジオキサン	<0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

②生活環境項目（河川）

表 3-11 生活環境項目（河川）調査結果

河川名	測定項目	4月	6月	8月	10月	12月	2月	平均	最小	最大	環境基準
Aーイ 日野川 豊橋	P H	7.5	7.7	7.9	7.7	7.3	7.5	7.6	7.3	~ 7.9	6.5~8.5
	D O(mg/L)	11	10	8.9	10	11	13	10.6	9	~ 13	7.5mg/L以上
	BOD(mg/L)	<0.5	0.6	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	0.6	~ 0.6	2mg/L以下
	S S(mg/L)	3	3	4	1	4	8	3.8	1	~ 8	25mg/L以下
	大腸菌数(CFU/100ml)	44	54	24	64	30	63	47	24	~ 64	300CFU/100ml以下
Aーイ 吉野瀬川 芝原井橋	P H	7.6	7.3	7.7	7.7	7.3	7.3	7.5	7.3	~ 7.7	6.5~8.5
	D O(mg/L)	10	9.4	8.4	10	11	12	10.1	8.4	~ 12	7.5mg/L以上
	BOD(mg/L)	0.5	0.5	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	<0.5	~ 0.7	2mg/L以下
	S S(mg/L)	2	5	37	1	5	6	9.3	1	~ 37	25mg/L以下
	大腸菌数(CFU/100ml)	150	680	440	390	120	30	300	30	~ 680	300CFU/100ml以下
Cーイ 吉野瀬川 藪ヶ市橋	P H	7.0	7.2	7.0	7.0	7.1	6.9	7.0	6.9	~ 7.2	6.5~8.5
	D O(mg/L)	10	9.0	8.2	8.8	10	11	9.5	8.2	~ 11	5mg/L以上
	BOD(mg/L)	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	<0.5	0.6	<0.5	~ 0.8	5mg/L以下
	S S(mg/L)	4	3	6	2	11	8	5.7	1	~ 11	50mg/L以下
	大腸菌数(CFU/100ml)	240	170	100	140	110	170	200	100	~ 240	
Aーイ 天王川 曽原橋	P H	7.4	7.5	7.5	7.6	7.1	7.2	7.4	7.2	~ 7.6	6.5~8.5
	D O(mg/L)	10	9.0	8.4	10	11	13	10.2	8.4	~ 13	7.5mg/L以上
	BOD(mg/L)	0.5	0.7	0.6	<0.5	0.5	<0.5	0.6	<0.5	~ 0.7	2mg/L以下
	S S(mg/L)	2	3	2	<1	4	2	2.6	<1	~ 4	25mg/L以下
	大腸菌数(CFU/100ml)	87	440	420	270	100	27	200	27	~ 440	300CFU/100ml以下
Bーイ 浅水川 北町橋	P H	7.4	7.2	7.3	7.3	7.2	7.1	7.3	7.1	~ 7.4	6.5~8.5
	D O(mg/L)	10	9.3	8.4	9.7	10	11	9.7	8.4	~ 11	5mg/L以上
	BOD(mg/L)	0.6	1.1	0.7	0.5	0.8	<0.5	0.7	0.5	~ 1.1	3mg/L以下
	S S(mg/L)	1	4	7	2	6	23	7.2	1	~ 23	25mg/L以下
	大腸菌数(CFU/100ml)	200	130	200	330	130	320	200	130	~ 330	1000CFU/100ml以下
Bーイ 穴田川 高木町地保	P H	8.0	8.3	8.0	8.1	7.4	7.4	7.9	7.4	~ 8.3	6.5~8.5
	D O(mg/L)	11	10.0	8.9	10	11	13	11	8.9	~ 13	5mg/L以上
	BOD(mg/L)	0.8	1.4	0.8	0.5	0.7	0.8	0.8	0.5	~ 1.4	3mg/L以下
	S S(mg/L)	36	8	8	2	29	17	16.7	2	~ 36	25mg/L以下
	大腸菌数(CFU/100ml)	1400	190	100	200	510	190	400	100	~ 1400	1000CFU/100ml以下
大塩谷川 富士見が丘	P H	7.4	7.3	7.3	8.0	7.2	7.2	7.4	7.2	~ 8.0	
	D O(mg/L)	11	9.0	9.3	11	11	12	10.6	9.0	~ 12	
	BOD(mg/L)	0.6	0.8	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	0.7	<0.5	~ 0.8	
	S S(mg/L)	3	4	4	7	12	4	5.7	<1	~ 12	
	大腸菌数(CFU/100ml)	360	450	190	190	140	85	200	85	~ 450	
御清水川 日野川合流 前水門	P H	8.1	7.9	7.7	8.2	8.2	8.0	8.0	7.7	~ 8.2	
	D O(mg/L)	10.0	8.9	4.4	6.2	8.9	9.4	8.0	4.4	~ 10	
	BOD(mg/L)	2.8(1.0)	3.9(1.3)	6.5(<0.5)	15.0(0.5)	6.4(0.8)	6.6(<0.5)	4.7(0.8)	2.4	~ 6.1	
	S S(mg/L)	1	2	<1	4	1	2	2.0	1	~ 4	
	大腸菌群数(MPN/100ml)	34	58	35	40	19	250	100	19	~ 250	
河濯川 信越寮横	P H	7.8	9.0	8.7	8.6	7.6	7.5	8.2	7.5	~ 9.0	
	D O(mg/L)	11	10	9.6	11	12	13	11.1	10	~ 13	
	BOD(mg/L)	0.6	0.9	0.7	0.6	<0.5	0.5	0.7	<0.5	~ 0.9	
	S S(mg/L)	5	6	2	<1	2	1	3.2	<1	~ 6	
	大腸菌数(CFU/100ml)	790	130	390	160	110	1000	400	110	~ 1000	
Dーイ 鞍谷川 小富士橋	P H	7.8	7.6	7.6	7.7	7.6	7.7	7.7	7.6	~ 7.8	6.0~8.5
	D O(mg/L)	10	8.9	7.2	9.6	11	12	9.8	7.2	~ 12	2mg/L以上
	BOD(mg/L)	9.5	3.0	2.0	2.9	2.7	3.8	4.0	2.0	~ 9.5	8mg/L以下
	S S(mg/L)	6	3	2	3	4	5	3.8	2	~ 6	100mg/L以下
	大腸菌数(CFU/100ml)	7200	220	1000	1200	110	95	1600	95	~ 7200	
Cーイ 鞍谷川 新堂橋	P H	7.7	7.5	7.5	7.6	7.5	7.6	7.6	7.5	~ 7.7	6.0~8.5
	D O(mg/L)	11	8.8	7.4	9.7	11	13	10	7.4	~ 13	5mg/L以上
	BOD(mg/L)	2.2	1.1	1.2	0.6	0.8	1.7	1.3	0.7	~ 2.2	5mg/L以下
	S S(mg/L)	2	3	4	2	2	2	2.5	1	~ 4	50mg/L以下
	大腸菌数(CFU/100ml)	4800	290	97	1000	89	87	1100	87	~ 4800	

(注) 御清水川BOD()内ATU-BOD

表 3-12 生活環境項目（河川）調査結果（経年）

河川名	測定項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日野川 A－イ	P H	7.5	7.5	7.8	7.5	7.4	7.6
	D O (mg/L)	11	11	11	11	11	11
	BOD (mg/L)	0.8	1.0	0.7	0.6	0.8	0.6
	S S (mg/L)	4	2	1	2	47	4
	大腸菌数 (CFU/100ml)	—	—	—	—	130.2	46.5
吉野瀬川 (広瀬町) A－イ	P H	7.4	7.5	7.6	7.5	7.5	7.5
	D O (mg/L)	10	11	10	11	11	10
	BOD (mg/L)	0.7	1.0	0.6	0.6	0.7	0.6
	S S (mg/L)	3	3	3	3	3	9
	大腸菌数 (CFU/100ml)	—	—	—	—	277	300
吉野瀬川 (家久町) C－イ	P H	6.9	7.1	7.1	7.0	7.1	7.0
	D O (mg/L)	11	10	11	10	10	10
	BOD (mg/L)	0.8	0.8	1.4	0.6	0.8	0.6
	S S (mg/L)	3	3	4	3	6	6
	大腸菌数 (CFU/100ml)	—	—	—	—	192.7	200
天王川 (曾原町) A－イ	P H	7.1	7.3	7.4	7.3	7.4	7.4
	D O (mg/L)	10	11	11	11	11	10
	BOD (mg/L)	0.9	1.6	1.4	0.5	0.7	0.6
	S S (mg/L)	2	3	4	2	3	3
	大腸菌数 (CFU/100ml)	—	—	—	—	322.5	200
浅水川 (北町) B－イ	P H	7.2	7.4	7.4	7.4	7.3	7.3
	D O (mg/L)	10	10	10	10	10	10
	BOD (mg/L)	1.1	1.1	1.0	0.8	1.0	0.7
	S S (mg/L)	3	3	4	2	5	7
	大腸菌数 (CFU/100ml)	—	—	—	—	224.7	200
穴田川 (高木町) B－イ	P H	7.9	7.5	7.8	7.8	7.9	7.9
	D O (mg/L)	10	11	10	11	11	11
	BOD (mg/L)	1.3	1.0	1.2	1.7	1.5	0.8
	S S (mg/L)	5	5	4	8	56	17
	大腸菌数 (CFU/100ml)	—	—	—	—	550	400
大塩谷川	P H	7.2	7.5	7.5	7.3	7.3	7.4
	D O (mg/L)	10	11	11	10	10	11
	BOD (mg/L)	0.9	1.3	0.8	0.6	1.0	0.7
	S S (mg/L)	3	4	3	2	16	6
	大腸菌数 (CFU/100ml)	—	—	—	—	372.3	200
御清水川	P H	8.1	8.1	8.1	8.0	8.0	8.0
	D O (mg/L)	9	8	8	8	8	8
	BOD (mg/L)	9.1(1.1)	9.1(1.1)	6.1(1.1)	4.7(0.8)	5.9(0.8)	4.7(0.8)
	S S (mg/L)	1	2	2	1	3	2
	大腸菌数 (CFU/100ml)	—	—	—	—	616.2	103.8
河濯川	P H	8.4	8.3	8.8	8.3	8.1	8.2
	D O (mg/L)	12	12	12	12	12	11
	BOD (mg/L)	0.9	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7
	S S (mg/L)	3	2	2	2	26	3
	大腸菌数 (CFU/100ml)	—	—	—	—	795.3	400
鞍谷川 (野岡町) D－ロ	P H	7.6	7.7	7.7	7.8	7.8	7.7
	D O (mg/L)	10	10	10	10	10	10
	BOD (mg/L)	2.9	3.2	3.7	5.3	5.0	4.0
	S S (mg/L)	5	6	5	7	6	4
	大腸菌数 (CFU/100ml)	—	—	—	—	536.7	1600
鞍谷川 (新堂町) C－イ	P H	7.5	7.7	7.6	7.6	7.7	7.6
	D O (mg/L)	10	11	10	10	10	10
	BOD (mg/L)	1.6	1.6	1.7	1.7	1.6	1.3
	S S (mg/L)	3	4	3	5	4	3
	大腸菌数 (CFU/100ml)	—	—	—	—	250	1100

（備考）環境省告示第62号（令和3年10月7日）により、令和4年4月1日から、水質汚濁に係る環境基準について大腸菌群数に代わって大腸菌数の環境基準が示された。

③生活環境項目（河川流域）

表3-13 日野川水系水質調査結果（令和5年度）

調査地点 類型指定	調査日 天気	6月15日 曇	10月13日 晴	環境基準
1 ひ の で 橋 A-イ	時間	10時05分	10時15分	
	水温	20.1	17.0	
	臭気	無臭	無臭	
	色相	無色透明	無色透明	
	透視度	≧30	≧30	
	pH	7.6	7.9	6.5~8.5
	D O(mg/L)	9.6	10.0	7.5以上
	BOD(mg/L)	<0.5	<0.5	2以下
	S S(mg/L)	4	<1	25以下
	大腸菌数	170	73	300以下
2 日 野 大 橋 A-イ	時間	9時34分	9時50分	
	水温	19.6	17.0	
	臭気	無臭	無臭	
	色相	無色透明	無色透明	
	透視度	≧30	≧30	
	pH	7.5	7.7	6.5~8.5
	D O(mg/L)	9.5	10.0	7.5以上
	BOD(mg/L)	0.5	<0.5	2以下
	S S(mg/L)	3	1	25以下
	大腸菌数	91	78	300以下
3 帆 山 橋 A-イ	時間	9時10分	9時28分	
	水温	20.6	16.6	
	臭気	無臭	無臭	
	色相	無色透明	無色透明	
	透視度	≧30	≧30	
	pH	7.4	7.9	6.5~8.5
	D O(mg/L)	10	10.0	7.5以上
	BOD(mg/L)	<0.5	<0.5	2以下
	S S(mg/L)	4	1	25以下
	大腸菌数	93	84	300以下
4 豊 橋 A-イ	時間	11時12分	10時00分	
	水温	20.6	17.8	
	臭気	無臭	無臭	
	色相	無色透明	無色透明	
	透視度	≧30	≧30	
	pH	7.5	7.7	6.5~8.5
	D O(mg/L)	11	10	7.5以上
	BOD(mg/L)	<0.5	<0.5	2以下
	S S(mg/L)	3	1.0	25以下
	大腸菌数	44	64	300以下
5 J R 鉄 橋 下 流 A-イ	時間	12時58分	10時53分	
	水温	21.2	16.2	
	臭気	無臭	無臭	
	色相	無色透明	無色透明	
	透視度	≧30	≧30	
	pH	7.4	7.9	6.5~8.5
	D O(mg/L)	8.7	11.0	7.5以上
	BOD(mg/L)	1	<0.5	2以下
	S S(mg/L)	3	4	25以下
	大腸菌数	270	210	300以下
6 白 鬼 女 橋 B-イ	時間	10時42分	9時45分	
	水温	20.8	18.6	
	臭気	無臭	無臭	
	色相	無色透明	無色透明	
	透視度	≧30	≧30	
	pH	7.7	7.7	6.5~8.5
	D O(mg/L)	10	10	5以上
	BOD(mg/L)	0.5	0.6	3以下
	S S(mg/L)	3	<1	25以下
	大腸菌数	91	100	1000以下

表3-14 吉野瀬川水質調査結果（令和5年度）

調査地点 類型指定	調査日 天気	6月15日 曇	10月13日 晴	環境基準
1 勝 蓮 花 橋 A-イ	時間	7時53分	8時18分	
	水温	18.2	13.8	
	臭気	無臭	無臭	
	色相	薄黄透明	無色透明	
	透視度	≧30	≧30	
	pH	7.4	7.8	6.5~8.5
	D O(mg/L)	9.3	10.0	7.5以上
	BOD(mg/L)	0.6	0.6	2以下
	S S(mg/L)	5	1	25以下
	大腸菌数	480	250	300以下
2 芝 原 井 橋 A-イ	時間	8時16分	8時40分	
	水温	19.5	15.1	
	臭気	無臭	無臭	
	色相	薄黄透明	無色透明	
	透視度	≧30	≧30	
	pH	7.3	7.7	6.5~8.5
	D O(mg/L)	9.4	10	7.5以上
	BOD(mg/L)	0.5	<0.5	2以下
	S S(mg/L)	5	1	25以下
	大腸菌数	680	390	300以下
3 岡 本 橋 C-イ	時間	8時40分	9時00分	
	水温	20.0	15.2	
	臭気	無臭	無臭	
	色相	無色透明	無色透明	
	透視度	≧30	≧30	
	pH	7.5	7.8	6.5~8.5
	D O(mg/L)	9.3	10.0	5以上
	BOD(mg/L)	0.8	0.5	5以下
	S S(mg/L)	4	1	50以下
4 新 保 橋 C-イ	時間	11時49分	11:10	
	水温	22.0	17.6	
	臭気	無臭	無臭	
	色相	無色透明	無色透明	
	透視度	≧30	≧30	
	pH	7.7	8.3	6.5~8.5
	D O(mg/L)	9	10	5以上
	BOD(mg/L)	0.7	0.5	5以下
	S S(mg/L)	4	2	50以下
5 薮 ヶ 市 橋 C-イ	時間	0.5	0.4	
	水温	2時24分	12時00分	
	臭気	無臭	無臭	
	色相	無色透明	無色透明	
	透視度	≧30	≧30	
	pH	7.2	7.0	6.5~8.5
	D O(mg/L)	9.0	8.8	5以上
	BOD(mg/L)	0.7	0.5	5以下
	S S(mg/L)	3	2	50以下

表3-15 浅水川水系水質調査結果（令和5年度）

調査地点 類型指定	調査日 天気	6月15日 曇	8月25日 晴	環境基準
1 真柄橋 B-イ	時間	11時09分	10時43分	
	水温	18.6	29.0	
	臭気	無臭	無臭	
	色相	無色透明	無色透明	
	透視度	≧30	≧30	
	pH	7.0	7.1	6.5~8.5
	D O(mg/L)	9.4	6.7	5以上
	BOD(mg/L)	<0.5	0.6	3以下
	S S(mg/L)	<1	5.0	25以下
	大腸菌数	20	23	1000以下
2 味真野排水路	時間	10時56分	10時23分	
	水温	20.4	27	
	臭気	無臭	無臭	
	色相	薄黄透明	薄淡黄透明	
	透視度	≧30	≧30	
	pH	7.4	7.3	
	D O(mg/L)	9.4	8.4	
	BOD(mg/L)	1.0	0.6	
	S S(mg/L)	5	9	
3 北町橋 B-イ	時間	10時42分	10時13分	
	水温	20.6	26.1	
	臭気	無臭	無臭	
	色相	薄黄透明	薄淡黄透明	
	透視度	≧30	≧30	
	pH	7.2	7.3	6.5~8.5
	D O(mg/L)	9.3	8.4	5以上
	BOD(mg/L)	1.1	0.7	3以下
	S S(mg/L)	4	7	25以下
4 治佐川	時間	11時24分	10時54分	
	水温	18.0	28.9	
	臭気	無臭	無臭	
	色相	無色透明	薄淡黄透明	
	透視度	≧30	≧30	
	pH	7.3	7.6	
	D O(mg/L)	9.4	7.6	
	BOD(mg/L)	1.0	2.9	
	S S(mg/L)	1	2	

表3-16 御清水川水系水質調査結果（令和5年度）

調査地点 類型指定	調査日 天気	8月25日 晴
1 S工場排水前	時間	8時55分
	水温	24.9
	臭気	無臭
	色相	薄淡黄透明
	透視度	≧30
	pH	7.7
	D O(mg/L)	9.0
	BOD(mg/L)	0.7
	S S(mg/L)	7
2 N工場排水前	時間	8時33分
	水温	24.6
	臭気	無臭
	色相	無色透明
	透視度	≧30
	pH	7.3
	D O(mg/L)	7.4
	BOD(mg/L)	2.3
	S S(mg/L)	<1
3 旧児童館西	時間	9時30分
	水温	25.6
	臭気	無臭
	色相	無色透明
	透視度	≧30
	pH	7.4
	D O(mg/L)	5.8
	BOD(mg/L)	9.0
	S S(mg/L)	1
4 日野川合流前	時間	9時50分
	水温	26.3
	臭気	無臭
	色相	無色透明
	透視度	≧30
	pH	7.7
	D O(mg/L)	4.4
	BOD(mg/L)	6.5
	S S(mg/L)	<1
4 鍋屋用水	時間	9時12分
	水温	25.1
	臭気	無臭
	色相	薄淡黄透明
	透視度	≧30
	pH	7.7
	D O(mg/L)	8.0
	BOD(mg/L)	0.7
	S S(mg/L)	9

表3-17 河濯川水系水質調査結果
(令和5年度)

調査地点 類型指定	調査日 天気	10月13日 晴
1 工業 高校 北	時間	11時40分
	水温	17.4
	臭気	無臭
	色相	無色微濁
	透視度	≧30
	pH	9.3
	D O(mg/L)	12
	BOD(mg/L)	0.6
	S S(mg/L)	5
2 芳 春 寺 東	時間	11時56分
	水温	18.2
	臭気	無臭
	色相	無色透明
	透視度	≧30
	pH	9.2
	D O(mg/L)	11.0
	BOD(mg/L)	0.7
3 信 越 寮 横	S S(mg/L)	3
	時間	10時35分
	水温	18.0
	臭気	無臭
	色相	無色透明
	透視度	≧30
	pH	8.6
	D O(mg/L)	11
	BOD(mg/L)	0.6
	S S(mg/L)	<1

表3-18 小松川水系水質調査結果
(令和5年度)

調査地点 類型指定	調査日 天気	6月15日 曇	10月13日 晴
平 和 橋	時間	11時20分	10時46分
	水温	21.8	17.0
	臭気	無臭	無臭
	色相	無色透明	無色透明
	透視度	≧30	≧30
	pH	8.2	8.6
	D O(mg/L)	9.9	10
	BOD(mg/L)	0.8	1.4
	S S(mg/L)	4	1

表3-19 岡本川・不老川水質調査結果(令和5年度)

調査地点 類型指定	調査日 天気	6月15日 曇	8月25日 晴	10月13日 晴
1 (岡 本 川) 成願寺橋	時間	10時00分	9時18分	9時51分
	水温	21.3	28.5	18.0
	臭気	無臭	無臭	無臭
	色相	薄白中濁	薄白微濁	淡黄微濁
	透視度	12	19	≧30
	pH	6.7	7.9	9.3
	D O(mg/L)	9.8	8.0	9.5
	BOD(mg/L)	20.0	35	21
	S S(mg/L)	41	58	29
2 (岡 本 川) 二号橋	時間	9時47分	9時34分	10時08分
	水温	20.0	28.5	18.0
	臭気	無臭	無臭	無臭
	色相	無色微濁	薄白微濁	淡泊中濁
	透視度	≧30	19	9
	pH	7.7	7.9	5.7
	D O(mg/L)	9.4	10	9.9
	BOD(mg/L)	7.3	33	23.0
	S S(mg/L)	11	77	84
鞍 谷 川 合 流 前 (不老川)	時間	10時16分	9時45分	10時24分
	水温	21.5	27.5	19.0
	臭気	無臭	無臭	無臭
	色相	薄白微濁	薄淡黄透明	無色透明
	透視度	≧30	≧30	≧30
	pH	7.3	7.3	7.8
	D O(mg/L)	7.1	4.3	5.8
	BOD(mg/L)	14.0	4.2	8.0
	S S(mg/L)	21	3	6

表3-20 鞍谷川水系水質調査結果
(令和5年度)

調査地点 類型指定	調査日 天気	6月15日 曇	8月25日 晴	10月13日 晴	環境基準
1 向 田 橋	時間	11時39分	11時07分	11時06分	
	水温	20.7	28.9	17.0	
	臭気	無臭	無臭	無臭	
	色相	無色透明	無色透明	無色透明	
	透視度	≥30	≥30	≥30	
	pH	7.7	7.9	7.6	
	D O(mg/L)	8.6	8.2	9.9	
	BOD(mg/L)	0.5	0.8	<0.5	
	S S(mg/L)	1	1	<1	
2 桜 大 橋 D-口	時間	10時30分	9時57分	10時36分	
	水温	21.0	28.0	18.1	
	臭気	無臭	無臭	無臭	
	色相	無色透明	無色透明	無色透明	
	透視度	≥30	≥30	≥30	
	pH	7.6	7.5	7.6	6.0~8.5
	D O(mg/L)	9	8	9.9	2以上
	BOD(mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	8以下
	S S(mg/L)	1	<1	<1	100以下
3 今 立 大 橋 D-口	時間	9時27分	9時00分	9時36分	
	水温	20.5	27.2	16.5	
	臭気	無臭	無臭	無臭	
	色相	無色透明	無色透明	無色透明	
	透視度	≥30	≥30	≥30	
	pH	7.8	7.6	7.7	6.0~8.5
	D O(mg/L)	9	5.9	10.0	2以上
	BOD(mg/L)	2.7	1.1	0.8	8以下
	S S(mg/L)	2	<1	1	100以下
4 小 富 士 橋 D-口	時間	8時57分	8時47分	9時07分	
	水温	20.6	28.0	16.9	
	臭気	無臭	無臭	無臭	
	色相	無色透明	無色透明	無色透明	
	透視度	≥30	≥30	≥30	
	pH	7.6	7.6	7.7	6.0~8.5
	D O(mg/L)	8.9	7.2	9.6	2以上
	BOD(mg/L)	3	2	2.9	8以下
	S S(mg/L)	3	2	3	100以下
5 新 堂 橋 C-イ	時間	8時08分	8時27分	8時17分	
	水温	21.0	27.1	15.8	
	臭気	無臭	無臭	無臭	
	色相	無色透明	無色透明	無色透明	
	透視度	≥30	≥30	≥30	
	pH	7.5	7.5	7.6	6.5~8.5
	D O(mg/L)	9	7.4	10	5以上
	BOD(mg/L)	1.1	1.2	0.6	5以下
	S S(mg/L)	3	4	2	50以下

表3-21 春日野川水系水質調査結果
(令和5年度)

調査地点 類型指定	調査日 天気	6月15日 曇	10月13日 晴
1 国 道 8 号 上 流	時間	11時52分	11時05分
	水温	20.4	16.7
	臭気	無臭	無臭
	色相	無臭微濁	薄淡黄透明
	透視度	≥30	≥30
	pH	7.8	8.1
	D O(mg/L)	9	10.0
	BOD(mg/L)	<0.5	0.5
	S S(mg/L)	12	1
2 太 田 橋	時間	12時13分	11時20分
	水温	22.8	17.8
	臭気	無臭	無臭
	色相	薄黄透明	薄淡黄透明
	透視度	≥30	≥30
	pH	7.6	7.7
	D O(mg/L)	8.7	9.6
	BOD(mg/L)	1.5	0.7
	S S(mg/L)	15	2

表3-22 沖田川水系水質調査結果
(令和5年度)

調査地点 類型指定	調査日 天気	4月5日 曇	6月15日 曇	8月25日 晴
1 広泉苑南	時間	9時27分	10時40分	9時23分
	水温	14.3	23.8	26.0
	臭気	無臭	無臭	無臭
	色相	薄淡黄透明	薄黄透明	薄淡黄透明
	透視度	≥30	≥30	≥30
	pH	7.7	7.6	7.7
	D O(mg/L)	11	9	8.7
	BOD(mg/L)	1	1.5	1.1
	S S(mg/L)	5	6	8
2 吉合 野流 瀬前 川	時間	9時40分	11時02分	9時40分
	水温	13.4	24.8	26.2
	臭気	無臭	無臭	無臭
	色相	無色透明	薄黄透明	薄淡黄透明
	透視度	≥30	≥30	≥30
	pH	7.6	7.7	8.0
	D O(mg/L)	10	9.6	9.4
	BOD(mg/L)	0.7	1	0.8
	S S(mg/L)	4	5	4

表3-23 服部川・水間川・月尾川水質調査結果
(令和5年度)

調査地点 類型指定	調査日 天気	6月15日 曇	10月13日 晴
(服部川) 向田部橋	時間	8時25分	8時32分
	水温	21.0	16.0
	臭気	無臭	無臭
	色相	無色透明	無色透明
	透視度	≥30	≥30
	pH	7.8	7.8
	D O(mg/L)	9.7	10
	BOD(mg/L)	0.8	0.7
	S S(mg/L)	2	<1
(水間川) 朽飯第二橋	時間	8時41分	8時50分
	水温	20.0	15.6
	臭気	無臭	無臭
	色相	無色透明	無色透明
	透視度	≥30	≥30
	pH	7.5	7.6
	D O(mg/L)	9.3	9.9
	BOD(mg/L)	<0.5	<0.5
	S S(mg/L)	1	<1
(月尾川) 定野橋	時間	9時11分	9時22分
	水温	20.5	17.0
	臭気	無臭	無臭
	色相	無色透明	無色透明
	透視度	≥30	≥30
	pH	7.6	7.6
	D O(mg/L)	9.0	9.5
	BOD(mg/L)	1.1	1
	S S(mg/L)	1	1

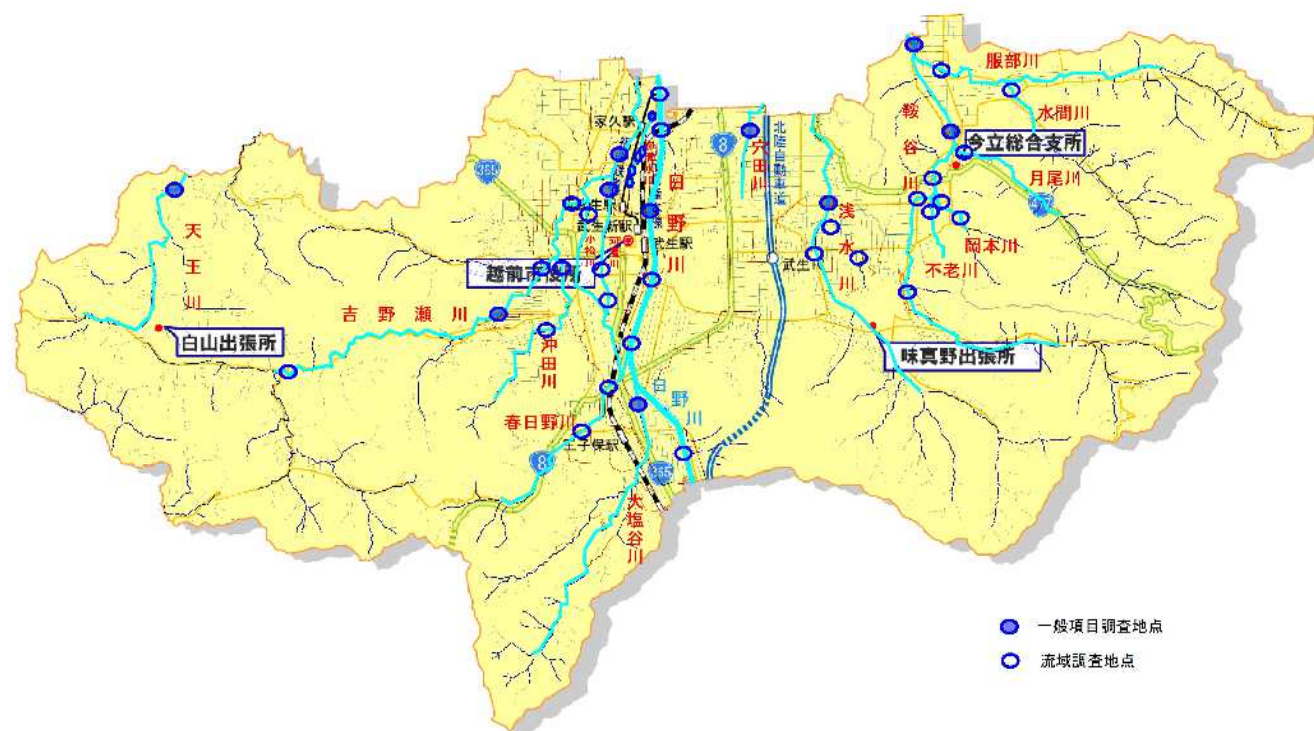


図 3-24 令和 5 年度 河川水質調査地点

生活系排水対策資料

表 3-25 公共下水道整備状況及び水洗化状況

令和 6 年 3 月 31 日現在

			年 単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
接続可能状況	戸数	(A)	戸	24,573	25,005	25,005	25,670
	住登人口		人	64,559	65,204	65,204	65,603
水洗化状況	戸数	(B)	戸	21,671	22,188	22,818	22,818
	住登人口		人	56,153	57,098	57,720	58,496
	水洗化率	(B/A)	%	88.2	88.7	89.5	90.3

資料：上下水道課

表 3-26 農業・林業集落排水整備状況及び水洗化状況

令和 6 年 3 月 31 日現在

			年 単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
接続可能状況	戸数	(A)	戸	1,211	1,217	1,223	1,230
	住登人口		人	3,412	3,403	3,448	3,317
水洗化状況	戸数	(B)	戸	1,095	1,098	1,097	1,119
	住登人口		人	3,091	3,078	3,136	3,024
	水洗化率	(B/A)	%	90.4	90.2	89.7	91.7

資料：上下水道課

4 地下水・土壌の環境

地下水の水質汚濁に係る環境基準

表 4-1 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B (ポリ塩化ビフェニル)	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備考 1:基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

2:「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

4:1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

要監視項目及び指針値（人の健康の保護に係る項目）

表 4-2 要監視項目及び指針値

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
E P N	0.006 mg/L 以下
ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス(IPB)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン(CNP)	注1
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	注2
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 mg/L以下 注3

(注1) 胆のうがんとの因果関係が明らかになるまで、指針値は設定しない。

(注2) 毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。

(注3) PFOS及びPFOAの指針値（暫定）については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

地下水調査結果

① 概況調査

表 4-3 県地下水調査結果

項 目 名		測定値 (mg/L)		環境基準値
		小野谷町	五分市町	
		5月25日	5月25日	
環境基準項目	カ ド ミ ウ ム	<0.001	<0.001	0.003mg/L 以下
	全 シ ア ン	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛	<0.005	<0.005	0.01mg/L 以下
	六 価 ク ロ ム	<0.01	<0.01	0.02mg/L 以下
	砒 素	<0.005	<0.005	0.01mg/L 以下
	総 水 銀	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L 以下
	ア ル キ ル 水 銀			検出されないこと
	P C B	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	ジ ク ロ ロ メ タ ン	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
	四 塩 化 炭 素	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
	塩 化 ビ ニ ル モ ノ マ ー	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
	1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L 以下
	1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	<0.002	<0.002	0.1mg/L 以下
	1, 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	<0.004	<0.004	0.04mg/L 以下
	1, 1, 1 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン	<0.0005	<0.0005	1mg/L 以下
	1, 1, 2 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
	テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	<0.0005	<0.0005	0.01mg/L 以下
	1, 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
	チ ウ ラ ム	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
	シ マ ジ ン	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
	チ オ ベ ン カ ル ブ	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
	ベ ン ゼ ン	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
	セ レ ン	<0.002	<0.002	0.01mg/L 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			10mg/L 以下
	ふ っ 素	0.1	0.1	0.8mg/L 以下
	ほ う 素	<0.02	<0.02	1mg/L 以下
	1, 4 - ジ オ キ サ ン	<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下
要監視項目	ク ロ ロ ホ ル ム			(0.06 mg/L 以下)
	1, 2 - ジ ク ロ ロ プ ロ パ ン			(0.06 mg/L 以下)
	p - ジ ク ロ ロ ベ ン ゼ ン			(0.2 mg/L 以下)
	イ ソ キ サ チ オ ン			(0.008 mg/L 以下)
	ダ イ ア ジ ノ ン			(0.005 mg/L 以下)
	フェニトロチオン (MEP)			(0.003 mg/L 以下)
	イ ソ プ ロ チ オ ラ ン			(0.04 mg/L 以下)
	オ キ シ ン 銅 (有 機 銅)			(0.04 mg/L 以下)
	ク ロ タ ロ ニ ル (T P N)			(0.05 mg/L 以下)
	プ ロ ピ ザ ミ ド			(0.008 mg/L 以下)
	E P N			(0.006 mg/L 以下)
	ジ ク ロ ル ボ ス			(0.008 mg/L 以下)
	フ ェ ノ ブ カ ル ブ			(0.03 mg/L 以下)
	イ プ ロ ベ ン ホ ス			(0.008 mg/L 以下)
	ク ロ ル ニ ト ロ フ ェ ン			－
	ト ル エ ン			(0.6 mg/L 以下)
	キ シ レ ン			(0.4 mg/L 以下)
	フタル酸ジエチルヘキシル			(0.06 mg/L 以下)
	ニ ッ ケ ル			－
	モ リ ブ デ ン			(0.07 mg/L 以下)
	ア ン チ モ ン			(0.02 mg/L 以下)
	エ ピ ク ロ ロ ヒ ド リ ン			(0.0004 mg/L 以下)
	全 マ ン ガ ン			(0.2 mg/L 以下)
	ウ ラ ン			(0.002 mg/L 以下)
	P F O S 及 び P F O A			(0.00005 mg/L 以下)

- 1) 要監視項目については、公共用水域等における指針値を括弧()に示した。
- 2) 「<」は未満を意味し、例えば「<0.001」とは「0.001 未満」のことである。

② 継続監視調査

表 4-4 県地下水調査結果

調査実施地区	汚染発見年度	汚染物質	調査地点数	令和5年度測定結果 (濃度範囲)		濃度変化		環境基準値 (mg/L)	検出限界値 (mg/L)
				年平均値	基準超過	(※1)	(※2)		
				(濃度範囲)	地点数	過去の 最高濃度 (mg/L)	2年間の 平均濃度 (mg/L)		
吉野	H元	トリクロロエチレン	6	<0.001～0.01	0	0.11	0.01	0.01	0.001
北府	H元	テトラクロロエチレン	2	<0.001	0	0.03	0.009	0.01	0.0005
大虫	H2	トリクロロエチレン	2	<0.001	0	0.12	<0.001	0.01	0.001
王子保	H2	トリクロロエチレン	4	<0.001～0.001	0	0.11	0.001	0.01	0.001
	H6	1,2-ジクロロエチレン		<0.002～0.027	0	0.097	0.026	0.04	0.004
米口町	H10	トリクロロエチレン	2	<0.001	0	0.17	<0.001	0.01	0.001
	H10	1,2-ジクロロエチレン	1	<0.004	0	0.087	<0.004	0.04	0.004
長尾町・戸谷町・ 塚町・三ツ屋町	H12	砒素	3	0.014～0.025	3	0.031	0.023	0.01	0.005
家久町	H19	砒素	7	<0.005～0.013	1	0.018	0.013	0.01	0.005
	H19	総水銀		<0.0005～0.021	1	0.033	0.017	0.0005	0.0005
	H19	ベンゼン		<0.001～0.057	1	0.11	0.057	0.01	0.001
	H21	クロロエチレン		<0.0002～ 0.0072	3	0.032	0.005	0.002	0.0002
池ノ上	H30	砒素	1	0.17～0.18	1	0.18	0.18	0.01	0.005

資料：公共用水域および地下水の水質測定結果報告書（福井県）

- (※1) 地区内で検出された最高濃度(実測値)
(※2) 地区の令和5年度の最高濃度検出井戸における最近2年間（令和4,5年度）の平均濃度

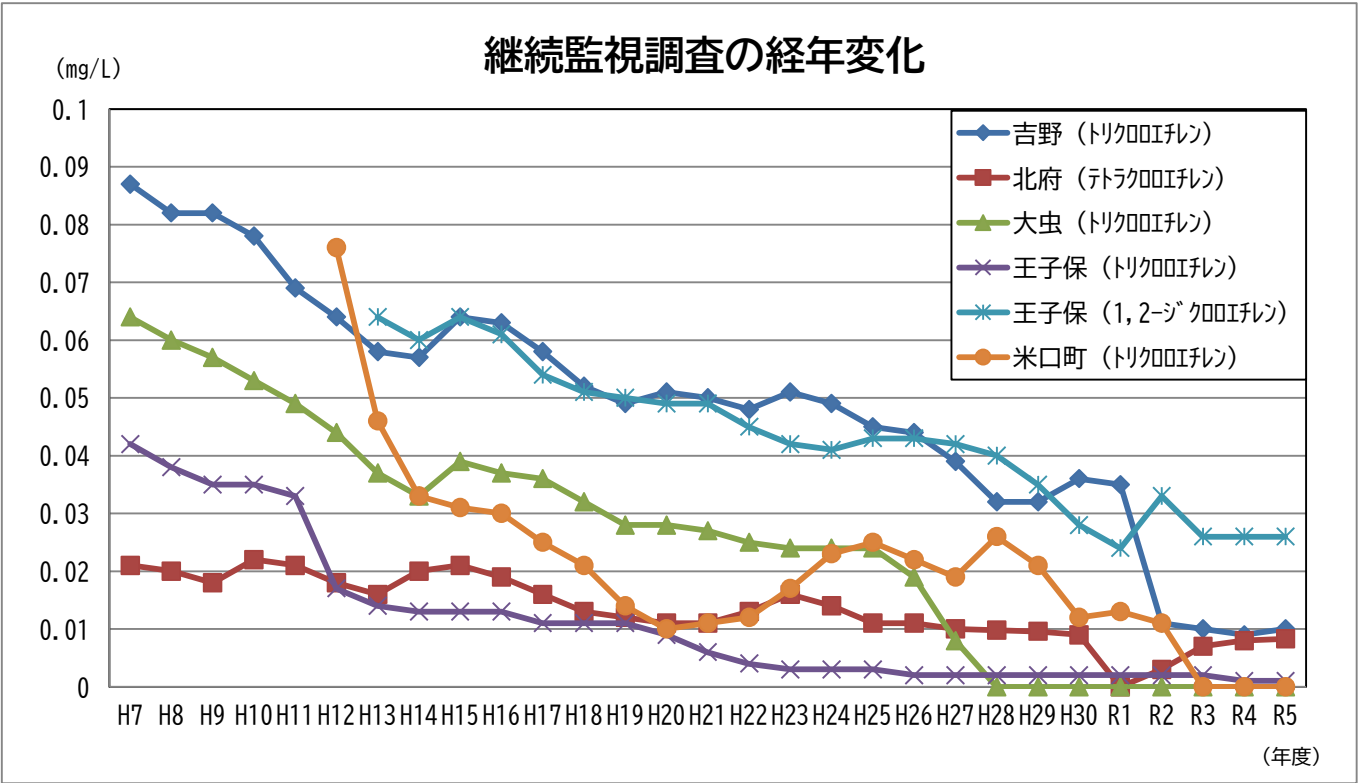


図 4-5 継続監視調査の経年変化

表 4-6 市地下水調査結果（令和 5 年度）

調査実施地区	汚染物質	調査箇所	測定結果 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)
吉野	トリクロロエチレン	天保碑横揚水井戸	<0.001	0.01
		旧吉野郵便局裏	0.001	
家久町	総水銀	12地点（湯ノ口、 柳原、石ノ塔、三 ツ屋、深町）	<0.0005	0.0005
	ベンゼン		<0.001	0.01
	クロロエチレン		<0.0002~0.0008	0.002
	総水銀	消雪水（柳原）	<0.0005	0.0005
	ベンゼン		<0.001	0.01
	クロロエチレン		<0.0002	0.002

表 4-7 土壤汚染対策法に基づく区域指定（令和 6 年 3 月 31 日現在）

区域	指定年月日	所在地	面積(㎡)	調査契機	特定有害物質の種類
形質変更時要届出区域	R4.5.6	越前市北府二丁目203字東中島53番の一部、58番の一部、65番の一部、74番の一部	311.24	第3条	水銀及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
形質変更時要届出区域	R4.11.15	越前市北府二丁目205字西榎新田1番1の一部、21番の一部、24番の一部、33番1の一部、33番2の一部、33番3の一部、43番の一部	400.00	第3条	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物

土壌の汚染に係る環境基準

表 4-8 土壌の汚染に係る環境基準

土壌汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格K0102（以下「規格」という）55.2、55.3又は55.4に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと	規格38に定める方法（規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く）又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること	規格54に定める方法
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること	規格65.2（企画65.2.7を除く）に定める方法（ただし、企画65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ農用地（田に限る）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	農用地（田に限る）において、土壌1kgにつき125mg未満であること	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること	日本産業規格K0125の5.1、5.2.5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること	日本産業規格K0125の5.1、5.2.5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	日本産業規格K0125の5.1、5.2.5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	日本産業規格K0125の5.1、5.2.5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること	規格34.1（規格34の備考1を除く）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、リン酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1,000mLとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する）に定める方法又は企画34.1.1c）（注（2）第3文及び規格34の備考1を除く）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる）及び昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること	昭和46年12月環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

備考 1：環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて計を行うものとする。
2：カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
3：「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4：有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
5：1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたトランス体の濃度の和とする。

5 有害化学物質等

ダイオキシン類に係る環境基準

表 5-1 環境基準

媒 体	基 準 値	適 用 範 囲	達 成 期 間
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所は適用しない	・達成されていない地域又は水域にあっては、可及的速やかに達成されるよう努めること。 ・現に達成されている地域又は水域にあっては、その維持に努めること。 ・土壌に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあっては、必要な措置を講じ土壌汚染に起因する環境影響を防止すること。
水 質	1 pg-TEQ/L 以下	公共用水域及び地下水について適用する	
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下	公共用水域の水底の底質について適用する	
土 壌	1,000 pg-TEQ/g 以下	廃棄物の埋立地その他、外部から適切に区別されている施設に係る土壌は適用しない	

備考 1:基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジリンの毒性に換算した値とする。

2:大気および水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

3:土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

ダイオキシン類に係る大気排出基準

表 5-2 大気排出基準

特定施設の種類の種類		新設施設基準	既設施設基準
鉄 鋼 業 焼 結 施 設		0.1	1
製 鋼 用 電 気 炉		0.5	5
亜 鉛 回 収 施 設		1	10
ア ル ミ ニ ウ ム 合 金 製 造 施 設		1	5
廃 棄 物 焼 却 炉	4 t / 時 以 上	0.1	1
	2 t / 時 ~ 4 t / 時	1	5
	2 t / 時 未 満	5	10

《廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準》○ばいじん及び焼却灰の処理基準 3ng-TEQ/g

ダイオキシン類に係る大気基準適用施設

表 5-3 大気基準適用施設

1	鉄鋼業 焼結施設	焼結鉬（銑鉄の製造の用に供するものに限る）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1時間あたり1t以上のもの
2	製鋼用電気炉	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼または鍛鉬の製造の用に供するものを除く）であって、変圧器の定格容量が1,000 kVA以上のもの
3	亜鉛回収施設	亜鉛の回収（原料として製鋼用電気炉の集じん灰を使用するものに限る）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶解炉、溶鉬炉および乾燥炉であって、原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上のもの
4	アルミニウム 合金製造施設	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（同一事業所内の圧延工程において生じたものを除く）を使用するものに限る）の用に供する溶解炉、焙焼炉及び乾燥炉で、溶解炉においては容量1t以上のもの、焙焼炉及び乾燥炉においては原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上のもの
5	廃棄物焼却炉	火床面積（炉の床面積をいう。2以上の廃棄物焼却炉が一体として機能する場合にあっては、その火床面積の合計）が、0.5㎡以上または焼却能力（2以上の廃棄物焼却炉が一体として機能する場合にあっては、その焼却能力の合計）が1時間当たり50kg以上のもの

ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設の届出状況

表 5-4 特定施設事業場届出状況

令和 5 年 3 月 31 日現在

施設種類	廃棄物焼却炉										合計	
焼却能力	2t/時以上～ 4t/時未満		200 kg/時以上～ 2t/時未満		100 kg/時以上～ 200 kg/時未満		50 kg/時以上～ 100 kg/時未満		50 kg/時未満 0.5㎡ 以上			
	事業 場数	施設 数	事業 場数	施設 数	事業 場数	施設 数	事業 場数	施設 数	事業 場数	施設 数	事業 場数	施設 数
	0	0	3	3	1	1	2	2	0	0	6	6

資料：福井県丹南健康福祉センター

ダイオキシン類調査結果

表 5-5 ダイオキシン類調査（水質）

調 査 地 点	服部川（高岡橋）
採取日	令和 5 年 8 月 7 日
採取時	11:15
ダイオキシン類濃度（pg-TEQ/L）	0.047
pH	7.7
SS（mg/L）	1
ダイオキシン環境基準(pg-TEQ/L)	1 以下

表 5-6 ダイオキシン類調査（土壌）

調 査 地 点	北新庄小学校校庭	武生南小学校校庭
採取日	令和 5 年 8 月 7 日	令和 5 年 8 月 7 日
採取時	10:40	9:20
ダイオキシン類濃度(pg-TEQ/g(dry))	0.59	0.16
含水率（%）	23.8	1.9
強熱減量（%）	3.3	3.1
ダイオキシン環境基準(pg-TEQ/g(dry))	1000 以下	1000 以下

ごみ焼却施設からのダイオキシン類濃度（令和 5 年度）

表 5-7 排ガス

単位: ng-TEQ/Nm³

施設名	処理能力	処理方法	ダイオキシン類濃度	調査日	基準値
第 1 清掃センター (エコリセンター南越)	42 t /24H×2 基	ストーカ式連続炉 (1 号炉)	0.00052	令和 5 年 4 月 27 日	5
			0.000024	令和 5 年 6 月 1 日	
			0.00004	令和 5 年 8 月 1 日	
			0.00096	令和 5 年 10 月 27 日	
			0.00035	令和 5 年 12 月 4 日	
			0.00043	令和 6 年 2 月 6 日	
		ストーカ式連続炉 (2 号炉)	0.00013	令和 5 年 5 月 9 日	
			0.00047	令和 5 年 7 月 4 日	
			0.000051	令和 5 年 9 月 5 日	
			0.00039	令和 5 年 11 月 1 日	
			0.00059	令和 6 年 1 月 9 日	
			0.00016	令和 6 年 3 月 4 日	

表 5-8 ばいじん

単位: ng-TEQ/g

施設名	処理能力	処理方法	ダイオキシン類濃度	調査日	基準値
第 1 清掃センター (エコリセンター南越)	42 t /24H ×2 基	ストーカ式連続炉	0.21	令和 5 年 7 月 3 日	3
			0.1	令和 6 年 1 月 10 日	

表 5-9 焼却灰

単位: ng-TEQ/g

施設名	処理能力	処理方法	ダイオキシン類濃度	調査日	基準値
第 1 清掃センター (エコリセンター南越)	42 t /24H×2 基	ストーカ式連続炉 (1 号炉)	0.00011	令和 5 年 7 月 3 日	3
			0.0026	令和 6 年 1 月 9 日	
		ストーカ式連続炉 (2 号炉)	0.0001	令和 5 年 7 月 3 日	
			0.00033	令和 6 年 1 月 9 日	

表 5-10 最終処分場放流水

単位: pg-TEQ/L

施設名	処理能力	処理方法	ダイオキシン類濃度	調査日	基準値
第 2 清掃センター 埋立処分地	埋立容量 156,000m ³ 浸出水処理能力 120m ³ /日	サンドイッチ・セル併用 埋立方式〔準好気性埋立〕	0.000030	令和 5 年 10 月 12 日	10

(注) ng :ナノグラムと読む。1 ナノグラムは 10 億分の 1 グラム

TEQ :毒性等量。ダイオキシン類は多くの異性体を持ち、それぞれ毒性が異なる。異性体の中で最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD の毒性を 1 とし、各異性体の毒性を毒性等価

Nm³ :N はノルマルと読む。0℃・1 気圧の状態の気体の体積

6 騒音・振動・悪臭

1. 騒音

騒音規制法に基づく指定地域の区分

表 6-1 騒音規制法に基づく指定地域の区分

騒音規制地域の区分		原則として準拠する 用途地域区分	環境基準に係る 地域の類型
第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域	第1種低層住居専用地域	A
		第2種低層住居専用地域	
第2種区域	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	第1種中高層住居専用地域	
		第2種中高層住居専用地域	
		第1種住居地域	B
		第2種住居地域	
		準住居地域	
第3種区域	住居の用に合わせ商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域	近隣商業地域	C
		商業地域	
		準工業地域	
第4種区域	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域	工業地域	
指定外		工業専用地域	指定外
		用途地域以外の地域	

(県告示：昭和47年4月7日、改定：平成11年3月30日)

(越前市告示：平成23年11月1日) ※一部例外地域あり。

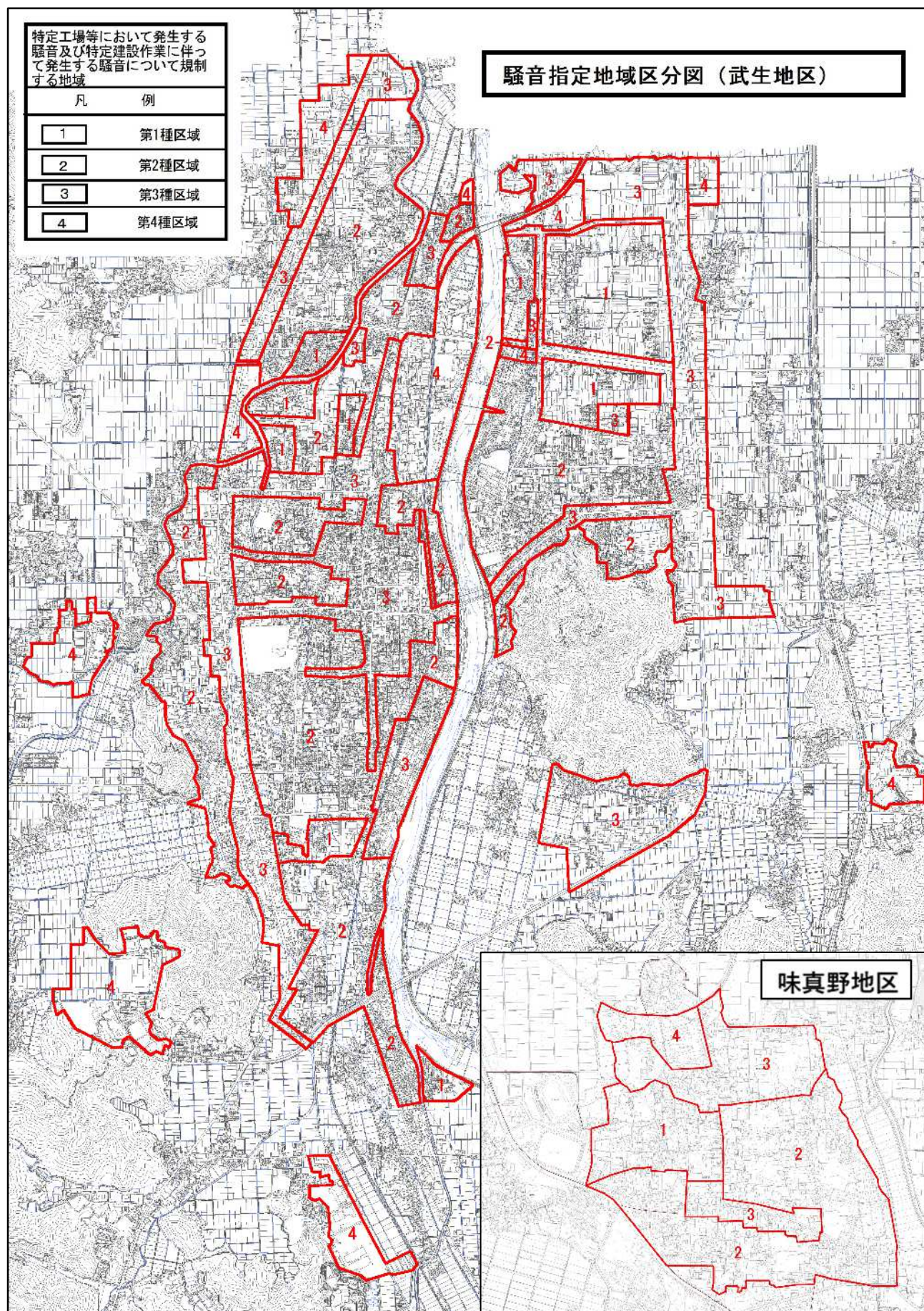


図 6-2 騒音規制地域図（武生地区）（令和 3 年 4 月 1 日 越前市告示 第 50 号）

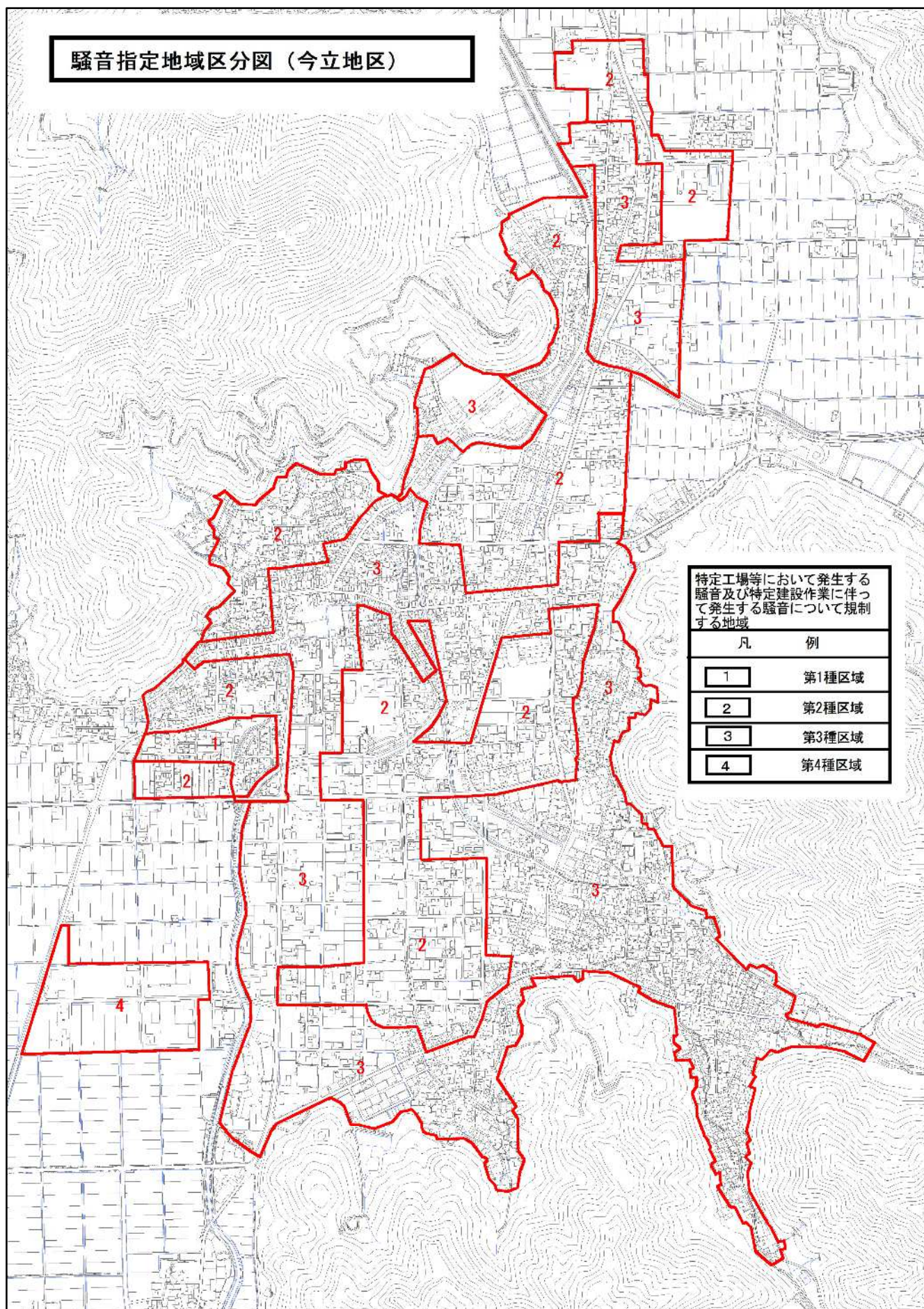


図 6-3 騒音規制地域図（今立地区） （令和 3 年 4 月 1 日 越前市告示 第 50 号）

騒音の環境基準

① 一般地域

表 6-4 一般地域における環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

※AA 類型は、越前市内にはありません。

② 道路に面する地域

表 6-5 道路に面する地域における環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線（※1）以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

※1 2 車線以下…道路端より 15m の範囲 / 2 車線を越える…道路端より 20m の範囲

表 6-6 幹線交通（※2）を担う道路に近接する空間についての特例基準

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
(注) 個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を、主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間 45dB 以下、夜間 40dB 以下)によることができる。	

※2 幹線交通を担う道路…高速自動車国道、一般国道、県道、4 車線以上の市道

(注) 1. 時間の区分

- (1) 昼間午前 6 時～午後 10 時
- (2) 夜間午後 10 時～翌午前 6 時

2. 地域の類型

- (1) 地域の類型をあてはめる地域は市長が指定する。(※1) (表 6-1 を参照)
- (2) 地域の類型は、原則として都市計画法に定める用途地域に準拠する。
- (3) A A 地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合している地域など特に静穏を要する地域とする。

3. 評価方法

- (1) 評価手法：時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベル（LAeq）によって評価する。
- (2) 測定方法：JIS Z 8731 による。
- (3) 測定日：騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定する。
- (4) 測定場所：原則として建物から道路側へ 1～2m の地点で測定する。著しい騒音を発生する工場、事業場、建設作業の場所などは除外する。

4. 環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音、建設作業騒音には適用しない。

③ 自動車騒音に係る要請限度

指定地域内における自動車騒音が次の限度を超えることにより道路周辺の生活環境が著しくそこなわれていると認められるときは、県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する。

表 6-7 指定地域ごとの自動車騒音に係る要請限度

都市計画法用途地域	自動車騒音 の要請限度	要請限度(LAeq)		環境基準(LAeq)	
		1 車線	2 車線以上	道路に面した地域	一般地域
第 1 種低層住居専用地域	a 区域	a 区域 b 区域	a 区域 70/65 (75/70)	A 地域 (2 車線以上) 60/55 (70/65)	A 地域 B 地域
第 2 種低層住居専用地域					
第 1 種中高層住居専用地域					
第 2 種中高層住居専用地域					
第 1 種住居地域	b 区域	65/55 (75/70)	b 区域	B 地域 (2 車線以上)	55/45
第 2 種住居地域					
準住居地域					
近隣商業地域	c 区域	c 区域 (車線を有する道路) 75/70 (75/70)	c 区域 (車線を有する道路) 75/70 (75/70)	C 地域 (車線を有する道路) 65/60 (70/65)	C 地域
第 3 種区域商業地域					
準工業地域					
工業地域					

(注 1) 数値は要請限度値で、昼間/夜間の値

昼間：午前 6 時から午後 10 時まで

夜間：午後 10 時から午前 6 時まで

(注 2) () 内の値は、幹線道路を担う道路に近接する区域に係る特例

2 車線以下：道路の敷地境界線から 15m まで

2 車 線 超：道路の敷地境界線から 20m まで

(注 3) 幹線道路を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4 車線以上の市町村道、自動車専用道路

④ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

新幹線鉄道騒音に係る環境基準については、新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和 50 年環境庁告示）が定められており、この基準をもって、福井県は平成 29 年度 3 月 24 日付福井県告示により、新幹線鉄道の軌道中心から両側それぞれ 300 メートルの範囲について、地域類型を当てはめる地域を下記のとおり指定しました。

表 6-8 用途地域における新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型		地域の区分		基準値
当 て は め る 地 域	Ⅰ	用途地域	第 1 種低層住居専用地域	70 dB 以下
			第 2 種低層住居専用地域	
			第 1 種中高層住居専用地域	
			第 2 種中高層住居専用地域	
			第 1 種居住地域	
			第 2 種居住地域	
			準居住地域	
		その他の地域	主として住居の用に供する地域	
	Ⅱ	用途地域	近隣商業地域	75 dB 以下
			商業地域	
			準工業地域	
			工業地域	
		その他の地域	Ⅰ 類型以外の区域のうち、主として商工業の用に供する地域	

（注 1）測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する 20 本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。

（注 2）測定は、屋外において原則として地上 1.2 メートルの高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。

（注 3）測定時期は、特殊な気候条件にある時期及び列車速度が通常より低いと認められる時期を避けて選定するものとする。

（注 4）評価は、（注 1）のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。

（注 5）測定は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。

（注 6）午前 6 時から午後 12 時までの間の新幹線鉄道騒音に適用する。

特定工場等から発生する騒音の規制基準

- a) 対象：指定地域内で特定施設（表 6-10 参照）を設置する工場または事業場
- b) 届出：特定施設の設置、変更（工事開始の 30 日前まで）、氏名変更、全廃止、承継（30 日以内）の届出が必要
- c) 基準：指定地域内の特定工場は、敷地境界線において規制基準を遵守しなければならない

表 6-9 指定地域における特定工場等から発生する騒音の規制基準

（単位：dB）

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	6 時～8 時	8 時～19 時	19 時～22 時	22 時～翌朝 6 時
第 1 種区域	45	50	40	40
第 2 種区域	50	60	50	45
第 3 種区域	60	65	60	55
第 4 種区域	65	70	65	60

- （注）1 第 2 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域内にある、次の施設の周辺概ね 50m の区域内における規制基準は、上表の基準値から 5 dB を減じた値とする。
- 2 学校（学校教育法第 1 条）、保育所（児童福祉法第 7 条）、患者の収容施設を有する病院及び診療所（医療法第 1 条の 5 第 1 項、2 項）、図書館（図書館法第 2 条第 1 項）、特別養護老人ホーム（老人福祉法第 14 条第 1 項第 2 号）、幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項）

測定方法

1. JIS Z 8731 に定める音圧レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は次のとおりとする。
 - （1）騒音計の指示値が変動せず、又は変動がない場合は、その指示値とする。
 - （2）騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が概ね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大の平均値とする。
 - （3）騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90%レンジの上端の数値とする。
 - （4）騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90%レンジ上端の数値とする。
2. 測定は計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用い、周波数補正回路は A 特性、動特性は速い動特性（FAST）とする。

騒音規制法に定める特定施設及び届出状況

表 6-10 特定施設の届出状況

令和 6 年 3 月 31 日現在

施設の種類の	摘要	届出状況	
		工場実数	施設数
(1)金属加工機械		78	654
イ) 圧延機械	原動機の定格出力の合計 22.5kW 以上のもの		
ロ) 製管機械			
ハ) ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力 3.75kW 以上のもの		
ニ) 液圧プレス	矯正プレスを除く		
ホ) 機械プレス	呼び加圧能力 294KN 以上のもの		
ヘ) せん断機	原動機の定格出力 3.75kW 以上のもの		
ト) 鍛造機			
チ) ワイヤフォーミングマシン			
リ) プラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く		
ヌ) タンブラー			
ル) 切断機	といしを用いるものに限る		
(2) 空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力 7.5kW 以上のもの	55	1661
(3) 土石用又は鉋物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力 7.5kW 以上のもの	3	13
(4)織機	原動機を用いるもの	116	3,560
(5)建設用資材製造機械		6	8
イ) コンクリートプラント	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量 0.45m³ 以上のもの		
ロ) アスファルトプラント	混練機の混練重量 200 kg以上のもの		
(6) 穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力 7.5kW 以上のもの	0	0
(7)木材加工機械		38	109
イ) ドラムバーカー			
ロ) チッパー	原動機の定格出力 2.25kW 以上のもの		
ハ) 碎木機			
ニ) 帯のこ盤	製材用のものにあつては、原動機の定格出力 15kW 以上のもの 木工用のものにあつては、原動機の定格出力 2.25kW 以上のもの		
ホ) 丸のこ盤	製材用のものにあつては、原動機の定格出力 15kW 以上のもの 木工用のものにあつては、原動機の定格出力 2.25kW 以上のもの		
ヘ) かな盤	原動機の定格出力 2.25kW 以上のもの		
(8)抄紙機		24	41
(9)印刷機械	原動機を用いるもの	20	128
(10)合成樹脂用射出成形機		7	38
(11)鋳型造型機	ジョルト式のものに限る	0	0
合計		347	6,212

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

- a) 対象：指定地域内において特定建設作業を行う建設工事施工者
 ただし、1 日で作業が終了するもの、災害、非常事態等の特例を除く
- b) 届出：作業実施の届出（作業開始の 7 日前まで）が必要
- c) 基準：特定建設作業の規制基準

表 6-11 特定建設作業における騒音の規制基準

1) 騒音の大きさ	特定建設作業場所の敷地境界線で 85 dB 以下
2) 夜間、深夜作業の禁止	第 1 号区域：午後 7 時～翌午前 7 時 第 2 号区域：午後 10 時～翌午前 6 時
3) 1 日の作業時間の制限	第 1 号区域：1 日につき 10 時間 第 2 号区域：1 日につき 14 時間
4) 作業期間の制限	連続して 6 日間を超えないこと（同一場所において）
5) 日曜日、休日の作業禁止	日曜日、その他の休日

○ 区域の区分（昭和 47 年 10 月 20 日福井県告示、平成 23 年 11 日 1 日越前市告示）

第 1 号区域：第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域の全区域並びに第 4 種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院
 及び患者を収容する施設を有する診療所、(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホーム、(カ)幼保連携型認定
 こども園の敷地の周囲概ね 80 m 以内の区域

第 2 号区域：第 4 種区域のうち、第 1 号区域を除く区域

○ 測定方法等は特定工場等の測定方法と同様（P. 87 参照）

騒音規制法に定める特定建設作業及び届出状況

表 6-12 特定建設作業の届出状況

令和 6 年 3 月 31 日現在

次の機械を使用する作業	適 用	令和 5 年度 届出件数
① くい打機、くい抜機、くい打 くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打くい抜機、くい打機をアースオーガーと併用 する作業を除く	1
② びょう打機を使用する作業		-
③ さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業 に係る 2 地点間の最大距離が 50 m を越えない作業に限る	9
④ 空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであって、その定格出力が 15 kW 以上のものに限る（さく岩機の動力として使用する作業を除く）	0
⑤ コンクリートプラント又はア スファルトを設けて行う作業	混練機の混練量がコンクリートプラントは 0.45 m ³ 以上、アスファル トプラントは 200 kg 以上のものに限る（モルタル製造のためにコン クリートプラントを設けて行う作業を除く）	-
⑥ バックホウを使用する作業	原動機の定格出力 80 kW 以上 低騒音型建設機械（環境省指定）を除く	11
⑦ トラクターショベルを使用 する作業	原動機の定格出力 70 kW 以上 低騒音型建設機械（環境省指定）を除く	-
⑧ ブルドーザーを使用する 作業	原動機の定格出力 40 kW 以上 低騒音型建設機械（環境省指定）を除く	-
合計		21

福井県公害防止条例に定める騒音の規制基準

① 特定工場に関する規制

a) 対象：条例第2条に基づく特定工場（①または②）

① 通常の排水量が3,000m³/日以上以上の工場又は事業場（紙又はパルプ製造は2,000m³/日以上）

② 通常の燃料使用量が600kg/時（重油換算）以上の工場又は事業場

b) 届出：設置、変更（受理後60日以降に工事）、氏名変更、承継、全廃（30日以内）

c) 基準：規制基準（規則第6条別表第4）

表 6-13 福井県公害防止条例に定める騒音の規制基準

（単位：dB）

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	6時から8時	8時から19時	19時から22時	22時から翌朝6時
第1種区域	45	50	40	40
第2種区域	50	60	50	45
第3種区域	60	65	60	55
第4種区域	65	70	65	60
第5種区域	70	75	70	65
その他の区域	55	60	55	55

注) 1. 騒音規制法の対象となる事業場は適用しない。

2. 測定方法等は、騒音規制法に準ずる。

3. 第1種区域及び第5種区域以外の区域内にある学校等の周囲50m以内の区域は、5 dB 減じる。

表 6-14 条例に基づく用途地域区分

区 域	用 途 地 域 区 分
第 1 種 区 域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第 2 種 区 域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
第 3 種 区 域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第 4 種 区 域	工業地域
第 5 種 区 域	工業専用地域
そ の 他 の 区 域	上記以外の地域

② 深夜騒音等に関する規制

表 6-15 深夜騒音等に関する規制に係る対象の営業の種類

営業の種類（規則第 26 条）	適 用 条 件
① 飲食店営業、喫茶店営業	食品衛生法施行令第 5 条第 1 号、2 号によるもの（風俗営業法第 2 条第 1 項各号に掲げる営業及び祭礼、慣習行事においての営業を除く）
② カラオケ装置を使用させての営業	風俗営業法第 2 条第 1 項各号に掲げる営業を除く
③ ボウリング場営業	
④ 車両洗車装置を使用する営業	

表 6-16 深夜騒音に係る規制基準

（単位：dB）

区 域	午後 11 時～翌午前 0 時	午前 0 時～午前 5 時
第 1 ・ 2 種 区 域	50	45
第 3 種 区 域	60	55
第 4 ・ 5 種区域、その他の区域	55	50

注）1. 区域は P. 91 の A）特定工場に係る規制 と同一区域

2. 敷地境界線で測定する。その他の測定方法は騒音規制に準ずる。

3. 第 4 ・ 5 種区域、その他の区域において、周囲概ね 50m 以内に住宅等がない場合は適用しない。

（参考）

表 6-17 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 15 条による規制

（単位：dB）

区 域	昼 間	夜 間	深 夜
	日出時～日没時	日没時～翌午前 0 時	翌午前 0 時～日出時
第 1 種低層住居専用地域～準住居地域	55	50	45
近隣商業地域～準工業地域	65	60	55
上記以外の地域	60	55	50

（県条例第 53 号：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例）

③ 拡声器の使用による放送の制限（第 41 条）

何人も、午後 9 時から翌日の午前 8 時までの間は、屋外において拡声器の使用による放送をしてはならない。

ただし、公共のためにする広報その他規則で定める場合は、この限りでない。

④ 近隣静穏の保持（第 46 条）

何人も、住居が集合している地域においては、音響機器、楽器等の使用その他の日常生活に伴って発生する騒音および資材または機材の搬入または搬出その他の事業活動に伴って発生する騒音または振動による公害を生ずることのないように自ら配慮することにより、近隣の静穏の保持に努めなければならない。

2. 振動

振動規制法に基づく指定地域の区分

表 6-18 振動規制法に基づく指定地域の区分

振動の規制地域の区分		騒音規制地域の区分
第1種区域	・良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域 ・住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	第1種区域 第2種区域
第2種区域	・住居の用にあわせて商業・工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域 ・主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域	第3種区域 第4種区域

(県告示：昭和53年3月3日、改正：昭和60年3月1日)

(越前市告示：平成23年11月1日)

特定工場等から発生する振動の規制基準

- 対象：指定地域内で特定施設（表 6-22 参照）を設置する工場又は事業場
- 届出：特定施設の設置、変更（工事開始の30日前まで）、氏名変更、全廃止、承継（30日以内）の届出が必要
- 基準：指定地域内の特定工場は、敷地境界線において規制基準を遵守しなければならない

表 6-19 指定地域における特定工場等から発生する振動の規制基準

(単位：dB)

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	6時～22時	22時～翌朝6時
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

注) 1. 学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね50m以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から5dBを減じた値とする。

2. 振動の測定方法（振動ピックアップの設置場所）

- 緩衝物がなく、かつ十分踏み固め等の行われている堅い場所
- 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
- 温度、電気、磁気等の外因条件の影響を受けない場所

3. 振動加速度レベルの決定は次のとおりとする。

- 測定器の指示値が変動しない、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- 測定器の指示値が周期的、又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- 測定器の指示値が不規則、かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔個数の測定値の80レンジの上端の数値とする。

4. 測定機器は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用いて行う。この場合、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとする。

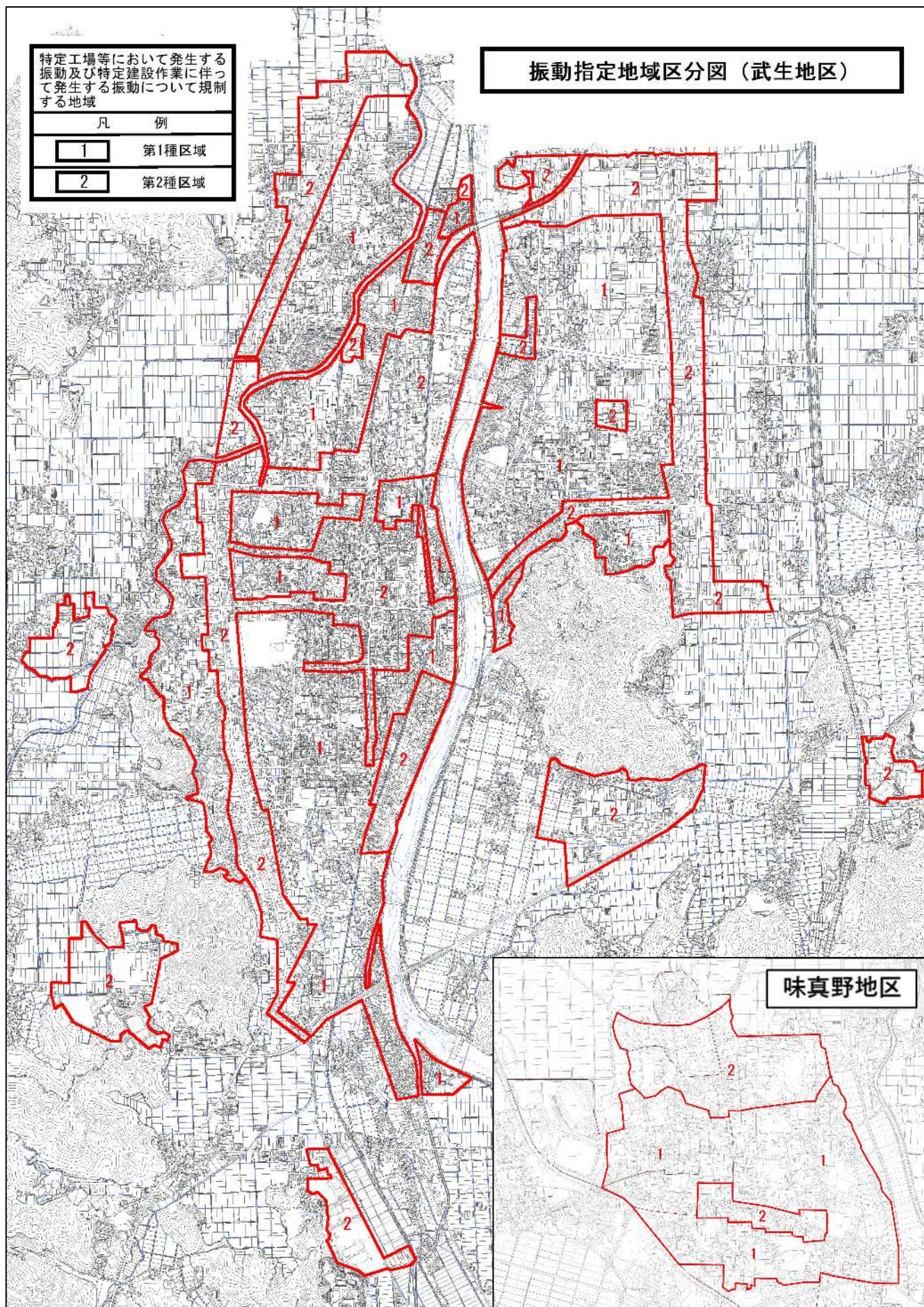


図 6-20 振動規制地域（武生地区）

（令和 3 年 4 月 1 日 越前市告示 第 50 号）

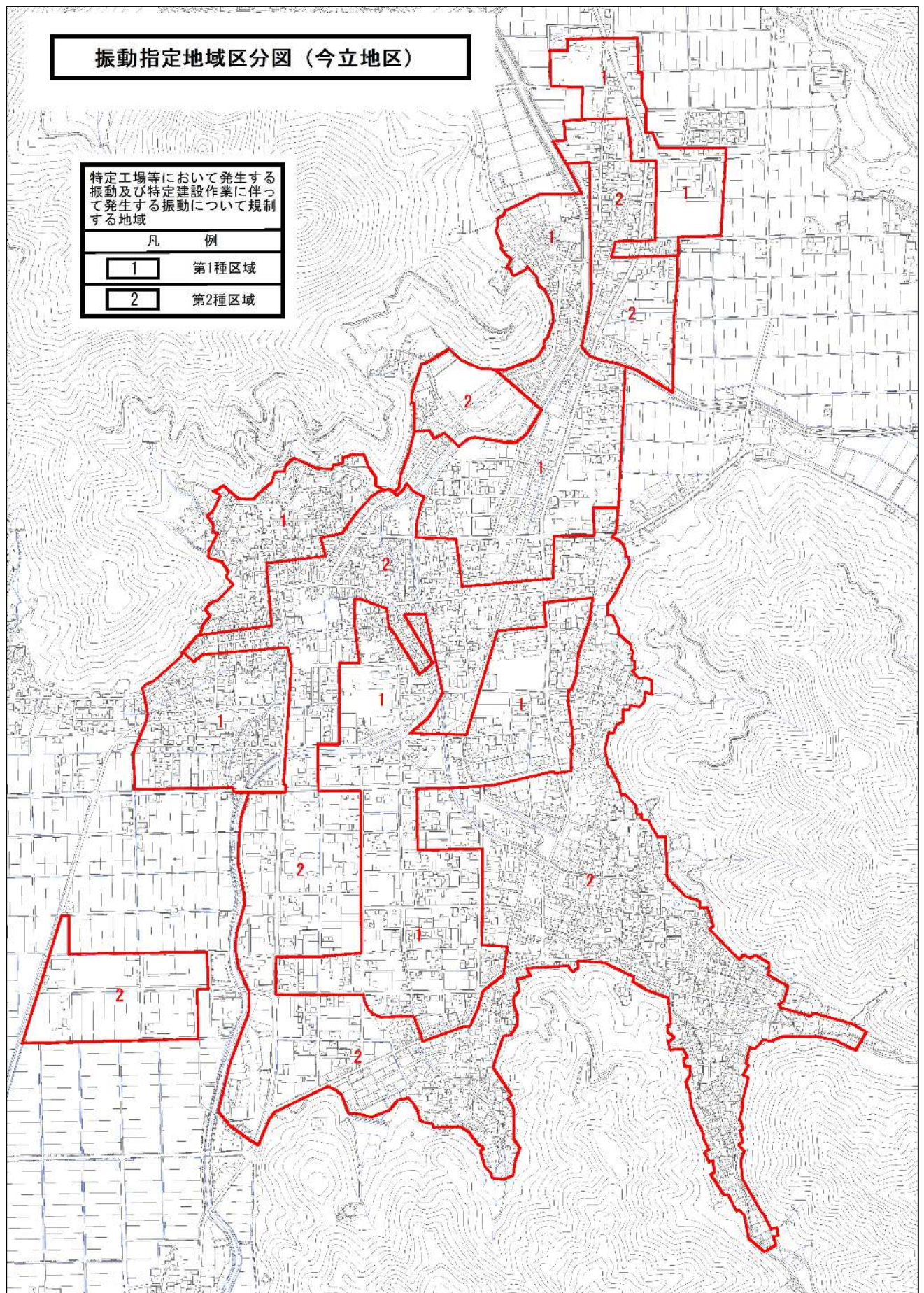


図 6-21 振動規制地域（今立地区） （令和 3 年 4 月 1 日 越前市告示 第 50 号）

振動規制法に定める特定施設及び届出状況

表 6-22 特定施設及び届出状況

令和 6 年 3 月 31 日現在

施設の種類	摘 要	届出状況	
		工場実数	施設数
(1)金属加工機械		66	483
イ) 液圧プレス	矯正プレスを除く。		
ロ) 機械プレス			
ハ) せん断機	原動機の定格出力 1kW 以上のもの。		
ニ) 鍛造機			
ホ) ワイヤフォーミングマシン	原動機の定格出力 37.5kW 以上のもの。		
(2)圧縮機	原動機の定格出力 7.5kW 以上のもの。	49	395
(3)土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力 7.5kW 以上のもの。	4	13
(4)織機	原動機を用いるもの。	95	2,952
(5)コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のもの。	0	0
コンクリート管製造機械	原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のもの。		
コンクリート柱製造機械			
(6)木材加工機械		4	4
イ) ドラムバーカー			
ロ) チッパー	原動機の定格出力 2.2kW 以上のもの。		
(7)印刷機械	原動機の定格出力 2.2kW 以上のもの。	12	28
(8)ゴム練用または合成樹脂練用の ロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の 定格出力が 30kW 以上のもの。	1	13
(9)合成樹脂用射出成形機		4	37
(10)鋳型造型機	ジョルト式のもの。	0	0
	合計	235	3,925

特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

- a) 対象：指定地域内において特定建設作業を行う建設工事施工者
ただし、1日で作業が終了するもの、災害、非常事態等の特例を除く
- b) 届出：作業実施の届出（作業開始の7日前まで）が必要
- c) 基準：特定建設作業の規制基準

表 6-23 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

1) 振動の大きさ	特定建設作業場所の敷地境界線で 75dB 以下
2) 夜間、深夜作業の禁止	第 1 号区域：午後 7 時～翌午前 7 時 第 2 号区域：午後 10 時～翌午前 6 時
3) 1 日の作業時間の制限	第 1 号区域：1 日につき 10 時間 第 2 号区域：1 日につき 14 時間
4) 作業期間の制限	連続して 6 日間を超えないこと（同一場所において）
5) 日曜日、休日の作業禁止	日曜日、その他の休日

振動規制法に定める特定建設作業及び届出状況

表 6-24 特定建設作業の届出状況

令和 6 年 3 月 31 日現在

次の機械を使用する作業	適用条件	令和 5 年度 届出件数
① くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機を除く。	1
② 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		-
③ 舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。	-
④ ブレーカーを使用する作業	手持式のものを除く。作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。	9
	合計	10

道路交通振動に係る要請限度（振動規制法第 16 条）

指定地域内における道路交通振動が次の限度を超えることにより道路周辺の生活環境が著しくそこなわ
 れていると認められるときは、道路管理者に対し防止のための舗装・維持・修繕の措置を、又は県公安委
 員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する。

表 6-25 指定地域ごとの道路交通振動に係る要請限度 (単位：dB)

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	午前 6 時から午後 10 時まで	午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
第 1 種 区 域	65	60
第 2 種 区 域	70	65

※ 学校、病院等、特に静穏を必要とする施設周辺の道路における振動限度は、同表に定める値から 5 dB 減じ
 た値とする。

- 備考
- 時間の区分及び区域の区分は特定工場等規制地域と同様
 - 振動の測定は当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる 1 日について昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間当たり 1 回以上の測定を 4 時間以上行うものとする。
 - 振動加速度レベルは 5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端の数値を昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。
 - 測定場所は、道路の敷地境界線とする。

3. 悪臭

悪臭防止法に基づく指定地域の区分

表 6-26 悪臭防止法に基づく指定地域の区分

悪臭規制地域の区分		原則として準拠する 用途地域区分
A 区 域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居のように供されているため、静穏の保持を必要とする区域、並びに住居の用に合わせ商業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、悪臭等の発生を防止する必要がある区域	第1種低層住居専用地域
		第2種低層住居専用地域
		第1種中高層住居専用地域
		第2種中高層住居専用地域
		第1種住居地域
		第2種住居地域
		準住居地域
		近隣商業地域
		商業地域
B 区 域	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい悪臭等の発生を防止する必要がある区域	準工業地域
		工業地域
指 定 外	A及びB以外の地域	工業専用地域
		用途地域以外の地域

対 象：規制地域内の工場その他の事業場

規制地域：ア）（県告示：昭和49年3月15日、越前市告示：平成23年11月1日）

イ）（県告示：昭和53年3月3日、越前市告示：令和3年4月1日）

（平成23年11月1日越前市告示第138号に定める規制地域（図6-27）については、硫化水素に係る規制基準はこれを適用せず、規制基準（表6-28）による。）

規制基準：（1）敷地境界線における基準（法第4条第1号に掲げる基準）

（2）排出口における基準（法第4条第2号に掲げる基準）

（3）排出水中における基準（法第4条第3号に掲げる基準）

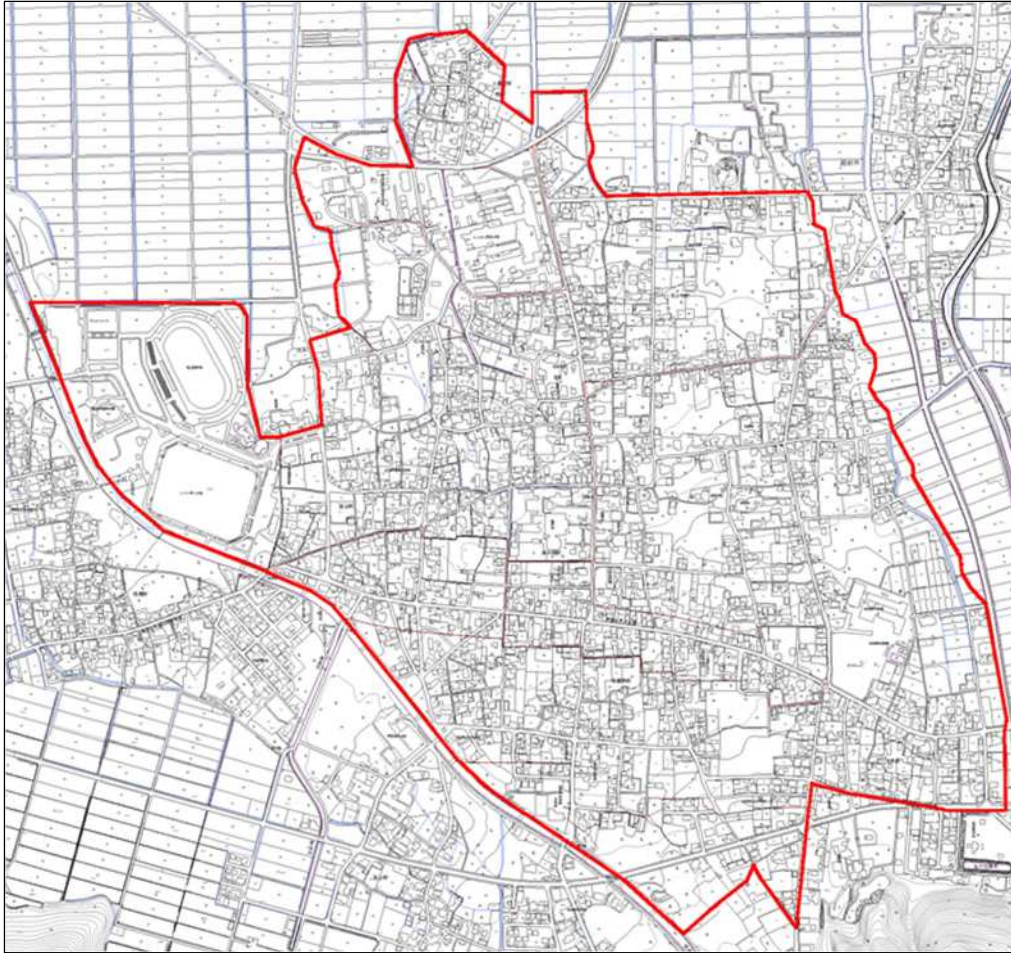


図 6-27 悪臭規制地域（ア）（平成 23 年 11 月 1 日 越前市告示 第 138 号）

表 6-28 悪臭規制地域（ア）における規制基準

規制物質名	規 制 基 準		
	(1) 敷地境界線における 規制基準	(2) 排出口における規制基準	(3) 排出水中における規制基準
硫化水素	0.02 ppm	(1)の基準を基礎として悪臭防止 法施行規則第 3 条に定める方法 により算出して得た流量	(1)の基準を基礎として悪臭防止 法施行規則第 4 条に定める方法 により算出して得た流量

悪臭防止法に基づく規制基準

表 6-29 悪臭防止法に基づく規制基準

悪臭物質の種類		(1) 敷地境界線における規制基準 (単位：ppm)		(2) 排出口における 規制基準	(3) 排出水中における 規制基準
		A 区域	B 区域		
1	アンモニア	1	2	○	
2	メチルメルカプタン	0.002	0.004		○
3	硫化水素	0.02	0.06	○	○
4	硫化メチル	0.01	0.05		○
5	二硫化メチル	0.009	0.03		○
6	トリメチルアミン	0.005	0.02	○	
7	アセトアルデヒド	0.05	0.1		
8	プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	○	
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	○	
10	イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	○	
11	ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02	○	
12	イソバレールアルデヒド	0.003	0.006	○	
13	イソブタノール	0.9	4	○	
14	酢酸エチル	3	7	○	
15	メチルイソブチルケトン	1	3	○	
16	トルエン	10	30	○	
17	スチレン	0.4	0.8		
18	キシレン	1	2	○	
19	プロピオン酸	0.03	0.07		
20	ノルマル酪酸	0.001	0.002		
21	ノルマル吉草酸	0.0009	0.002		
22	イソ吉草酸	0.001	0.004		

※(2)排出口の規制基準は、(1)敷地境界線での基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により算出した流量

※(3)排出水中の規制基準は、(1)敷地境界線での基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出した濃度

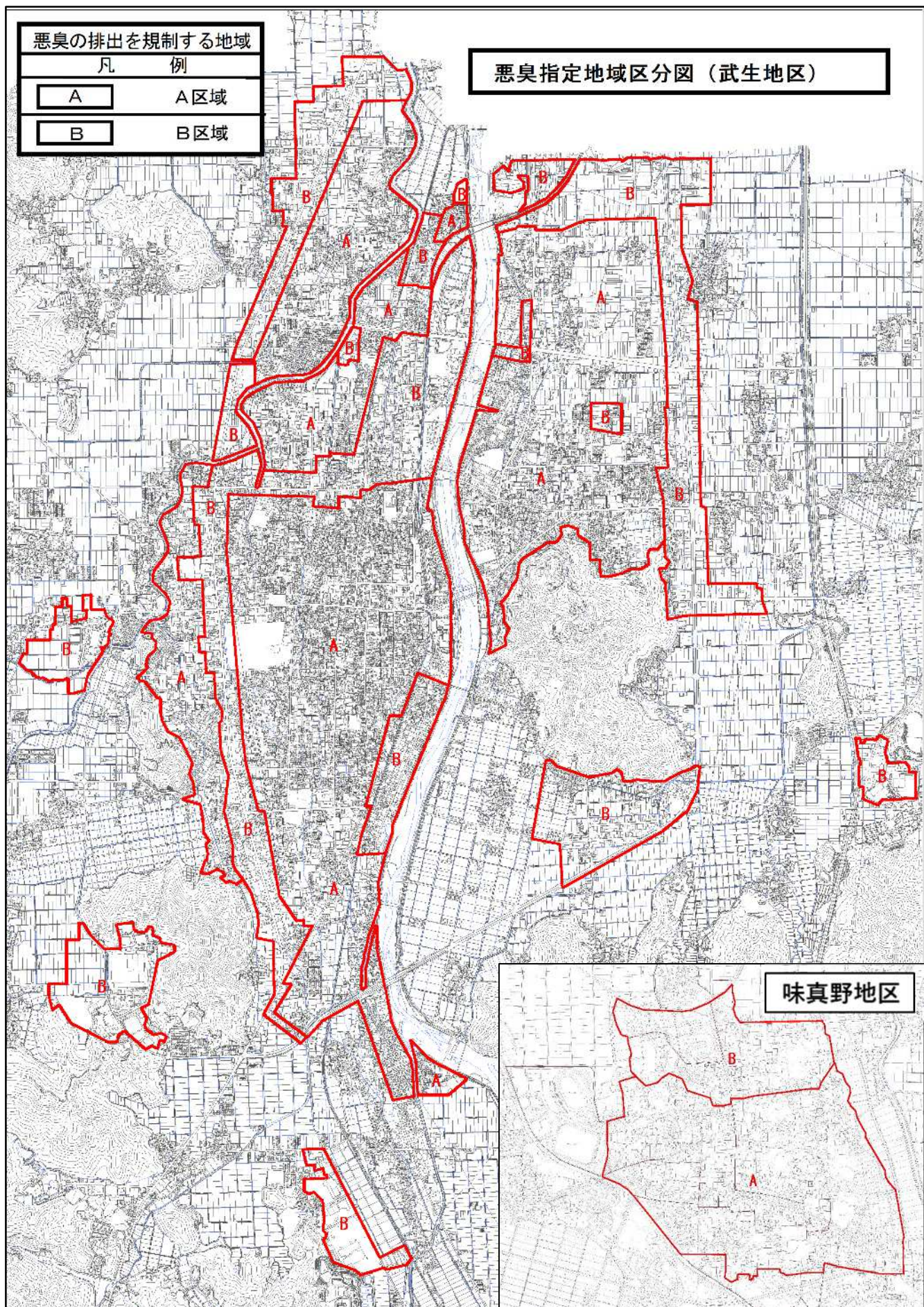


図 6-30 悪臭規制地域（イ）武生地区（令和 3 年 4 月 1 日 越前市告示 第 50 号）

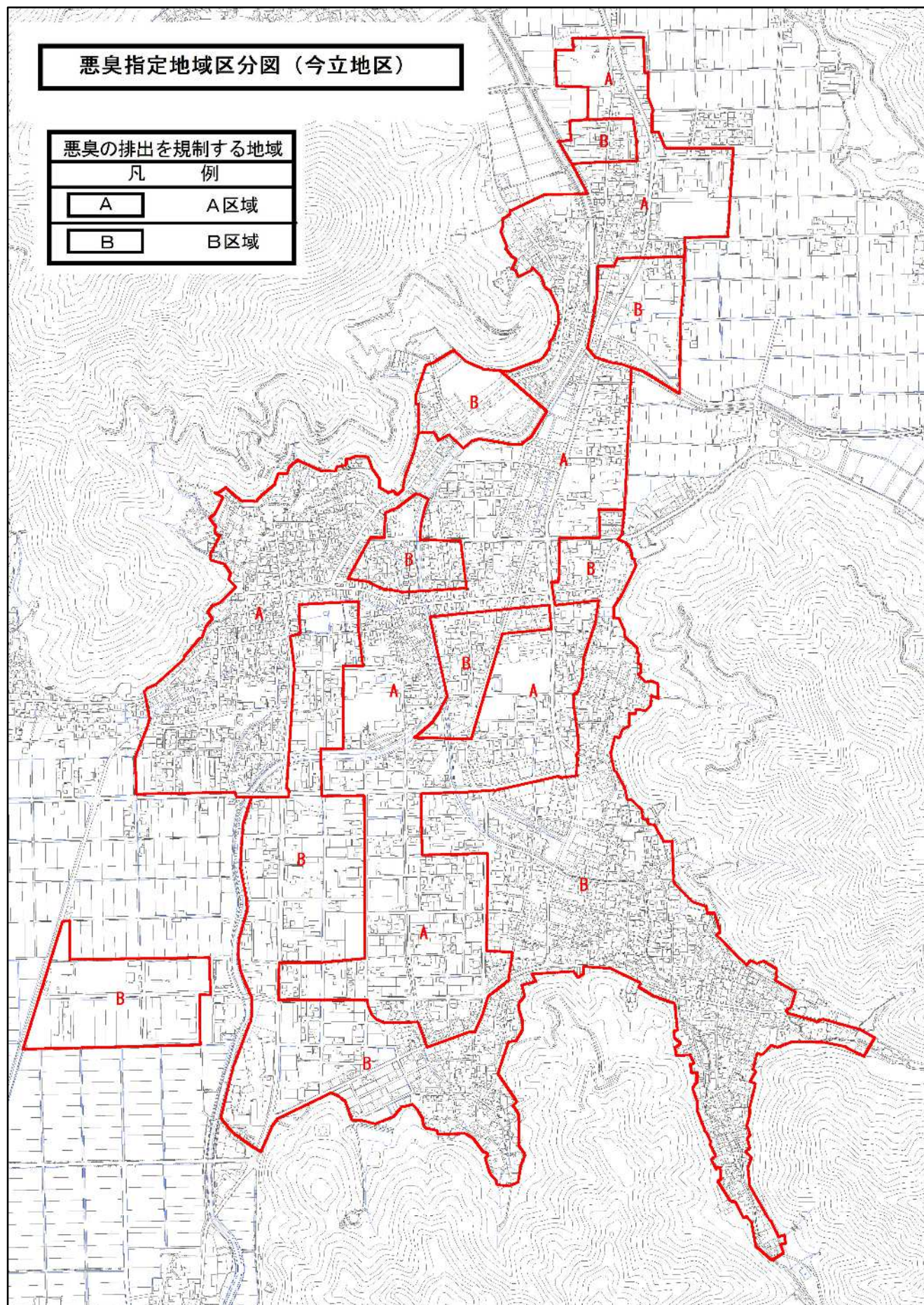


図 6-31 悪臭規制地域（イ）今立地区 （令和 3 年 4 日 1 日 越前市告示 第 50 号）

福井県公害防止条例に定める特定工場に係る悪臭の規制基準

- a) 対象：特定施設を設置している工場等
 - b) 届出：設置、変更（受理後 30 日以降着工可）、氏名変更、廃止（30 日以内）
 - c) 基準：工場等の敷地境界線において臭気指数 18 以下
- 注）悪臭防止法による規制地域以外の地域について適用する

福井県公害防止条例に定める悪臭に係る特定施設及び届出状況

表 6-32 特定施設届出状況 令和 6 年 3 月 31 日現在

特 定 施 設 の 種 類			届出状況	
			工場数	施設数
1	牛(生後 2 ヶ月未満のものを除く) 10 頭以上 豚(生後 2 ヶ月未満のものを除く) 50 頭以上 鶏(生後 30 日未満のものを除く)1,000 羽以上の飼養場において用いる施設	① 飼養施設 ② 飼料調理施設（加熱するもの） ③ ふん尿処理施設	7	20
2	鶏糞の乾燥または焼却を行う工場において用いる施設	① 乾燥施設 ② 焼却施設	1	1
3	死亡獣畜取扱場において用いる施設	(省略)	0	0
4	化製場において用いる施設	(省略)	0	0

悪臭に係る事業所調査結果

表 6-33 事業所立ち入り調査結果

調査事業所数	事業所 No.	調査項目	規制法令・条例・協定	検体数	違反検体数
1	1	硫化水素	条例	4	1

悪臭物質の臭気強度別濃度

表 6-34 悪臭物質の臭気強度別濃度 単位：ppm

悪臭物質名	臭いの強さ	やっとな感知できる臭い	何の臭いであるかわかる弱い臭い	A 地域 規制基準	楽に感知できる臭い	強い臭い	強烈な臭い
	臭いの特徴				B 地域 規制基準		
	臭 気 強 度	1	2	2.5	3	4	5
	臭気指数（換算値）			10～15	12～18		
ア ン モ ニ ア	刺激臭・し尿臭	0.1	0.6	1	2	10	40
メチルメルカプタン	腐ったタマネギ臭	0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.03	0.2
硫 化 水 素	腐卵臭	0.0005	0.006	0.02	0.06	0.7	8
硫 化 メ チ ル	腐ったキャベツ臭	0.0001	0.002	0.01	0.05	0.8	2
二 硫 化 メ チ ル	腐ったキャベツ臭	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.3	3
トリメチルアミン	腐魚臭	0.0001	0.001	0.005	0.02	0.2	3
アセトアルデヒド	青くさい刺激臭	0.002	0.01	0.05	0.1	1	10
ス チ レ ン	都市ガス臭	0.03	0.2	0.4	0.8	4	20
プ ロ ピ オン 酸	すっぱいような刺激臭	0.002	0.01	0.03	0.07	0.4	2
ノ ル マ ル 酪 酸	汗くさい臭	0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.02	0.09
ノ ル マ ル 吉 草 酸	むれたくつ下臭	0.001	0.0005	0.0009	0.002	0.008	0.04
イ ソ 吉 草 酸	むれたくつ下臭	0.00005	0.0004	0.001	0.004	0.03	0.3

道路交通騒音調査結果

1 調査概要

① 評価区間

表 6-35 評価区間

センサス区間番号	路 線 名	評 価 区 間	車線数
20904	一般国道 8 号線	越前市塚町～越前市横市町	4

② 測定地点

表 6-36 調査路線・地点名

センサス区間番号	測定地点所在地	測定地点住所	測定地点名称
20904	一般国道 8 号線	越前市横市町	民有地

以上の調査区間において、調査路線の評価区間及び測定地点の図を「①位置図（騒音測定箇所、評価区間）」（図 6-38）に、騒音測定箇所の平面図および横断面図を「②詳細図（騒音測定箇所における平面図・横断面図）」（図 6-39）に示す。

③ 現地測定日

表 6-37 調査年月日・時間

路線名	道路端レベル調査年月日・時間	交通条件調査年月日・時間
一般国道 8 号線	令和 5 年 10 月 17 日 6:00 ～ 18 日 6:00	令和 5 年 10 月 17 日 昼間：9:00～9:10 15:00～15:10 夜間：22:00～22:10 23:00～23:10

図 6-38 位置図（騒音測定箇所、評価区間）

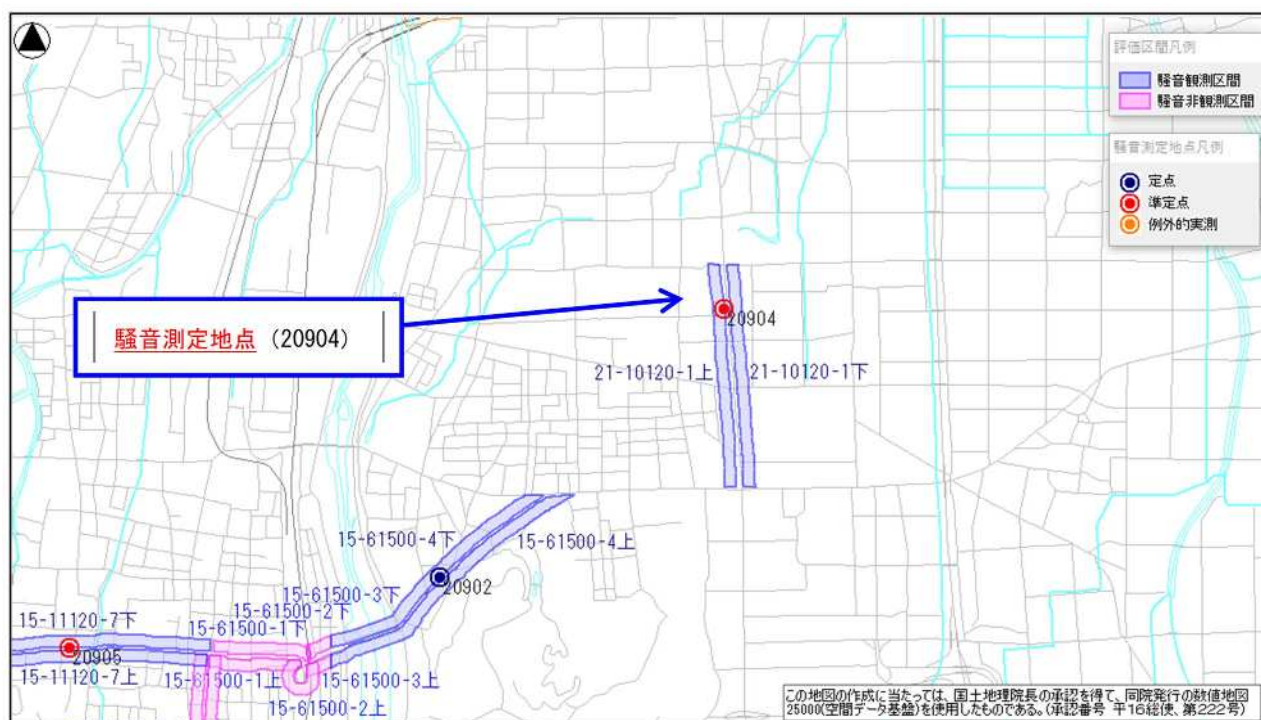
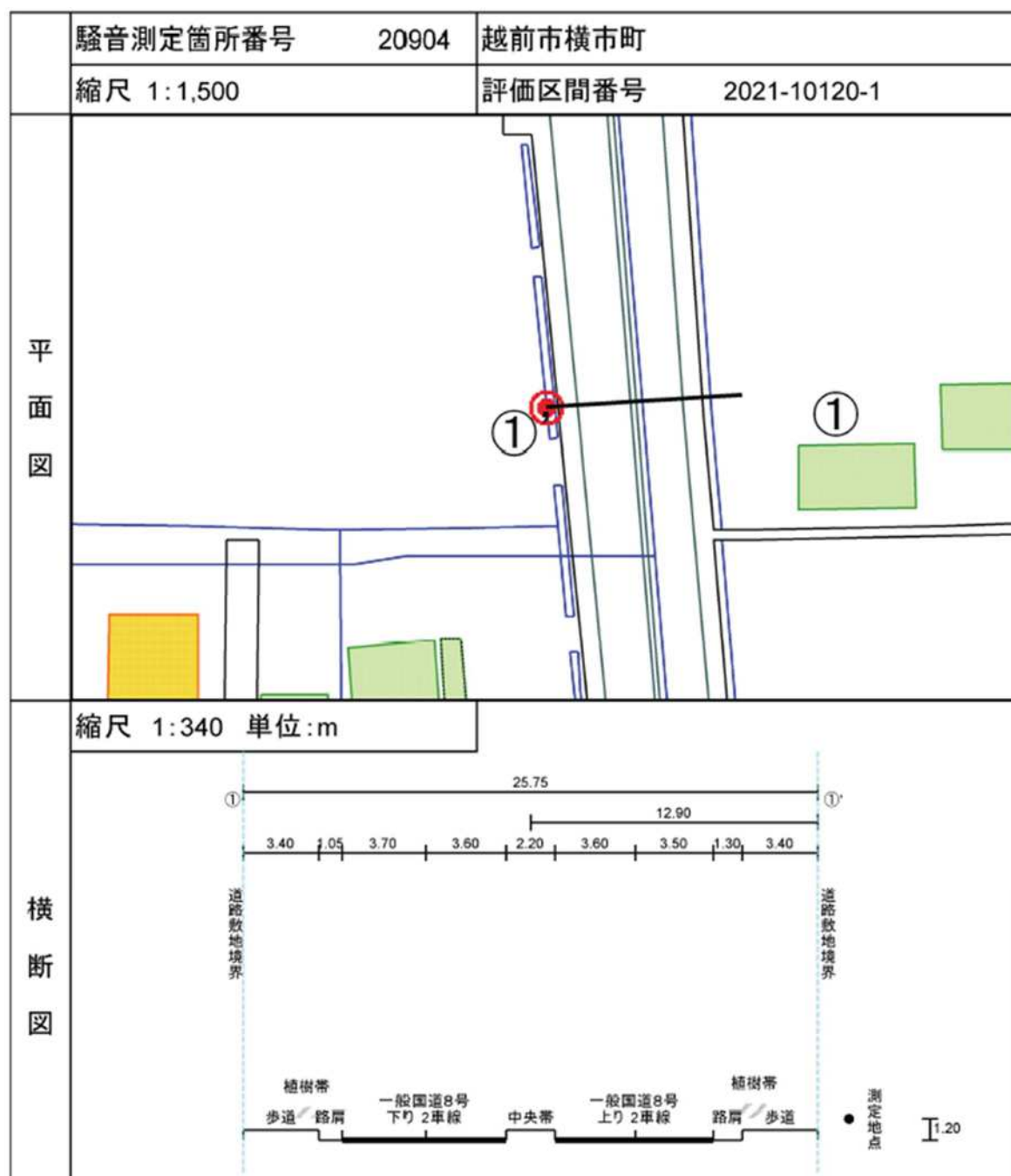


図 6-39 詳細図（騒音測定箇所における平面図・横断面図）



2 調査概要

① 評価区間

道路端騒音レベル及び残留騒音レベルの測定結果を表 6-40 に示す。測定地点ごとの 1 時間値は表 6-41 に経時変化のグラフ図 6-42 と合わせて示す。

表 6-40 道路騒音レベル・残留騒音レベル一覧

路線名	騒音測定地点	時間帯	道路端騒音レベル L _{Aeq} (dB)	残留騒音レベル (dB)
一般国道 8 号線	越前市横市町	昼間	71	42
		夜間	66	36

マイクロフォンの高さ：1.5 [m]、周波数補正特性：A特性、動特性：F A S T

表 6-41 騒音レベル測定結果（調査路線別）

測定地点：一般国道 8 号線「越前市横市町」

測定開始：令和 5 年 10 月 17 日 6:00～ 令和 5 年 10 月 18 日 6:00

時間 区分	観測時間	等価騒音 レベル (dB)	時間率騒音レベル (dB)					騒音レベル の最大値 (dB)	騒音レベル の最小値 (dB)
		L _{Aeq}	L _{A5}	L _{A10}	L _{A50}	L _{A90}	L _{A95}	L _{Amax}	L _{Amin}
昼 間	6:00～ 7:00	70.6	76.7	74.6	64.6	52.2	49.2	89.0	39.5
	7:00～ 8:00	72.9	78.2	77.0	70.8	57.0	51.1	85.3	43.6
	8:00～ 9:00	72.4	77.7	76.5	70.0	57.0	53.2	85.8	46.0
	9:00～10:00	71.3	77.1	75.5	67.8	55.9	53.0	85.6	43.3
	10:00～11:00	70.6	76.3	74.7	67.6	55.4	52.0	84.8	41.0
	11:00～12:00	70.4	76.0	74.6	67.5	54.7	51.4	83.9	41.0
	12:00～13:00	70.3	75.9	74.6	67.2	52.4	48.9	83.9	41.8
	13:00～14:00	70.2	75.7	74.2	67.2	54.4	50.5	86.6	44.3
	14:00～15:00	70.2	75.5	74.2	67.3	55.2	52.0	85.7	44.7
	15:00～16:00	70.7	76.2	74.7	67.3	55.6	52.4	84.2	46.4
	16:00～17:00	70.6	75.9	74.6	67.7	55.6	52.4	87.3	46.8
	17:00～18:00	70.9	76.0	74.8	68.9	57.1	53.0	83.5	46.4
	18:00～19:00	71.5	76.8	75.4	68.8	55.9	51.8	90.4	44.4
	19:00～20:00	71.2	77.0	75.4	67.9	54.3	50.1	87.4	40.3
	20:00～21:00	70.3	76.7	74.7	64.6	50.2	47.0	86.8	41.0
	21:00～22:00	69.6	76.0	73.9	63.0	47.9	45.2	86.1	39.5
夜 間	22:00～23:00	68.8	75.4	72.7	61.3	47.3	44.9	89.3	38.9
	23:00～ 0:00	66.2	72.8	69.9	55.7	43.9	42.1	87.0	37.5
	0:00～ 1:00	66.4	73.0	69.6	55.5	44.3	42.5	85.2	37.6
	1:00～ 2:00	65.2	72.0	68.5	53.5	43.1	41.7	84.1	37.7
	2:00～ 3:00	64.5	70.4	66.6	50.2	41.5	40.5	85.3	36.6
	3:00～ 4:00	64.5	70.9	67.6	52.9	42.9	41.4	83.1	36.1
	4:00～ 5:00	65.5	72.5	68.9	54.1	43.3	41.9	85.0	36.4
	5:00～ 6:00	67.3	74.0	70.9	57.9	46.6	44.4	87.5	38.1
昼間		71	76	75	67	54	51	90.4	39.5
夜間		66	73	69	55	44	42	89.3	36.1

備考 昼間は6時から22時、夜間は22時から6時までの平均であり、等価騒音レベルはエネルギー平均、時間率騒音レベルは算術平均より算出した。なお、騒音レベルの最大値は各時間区分内の最大の値を示す。

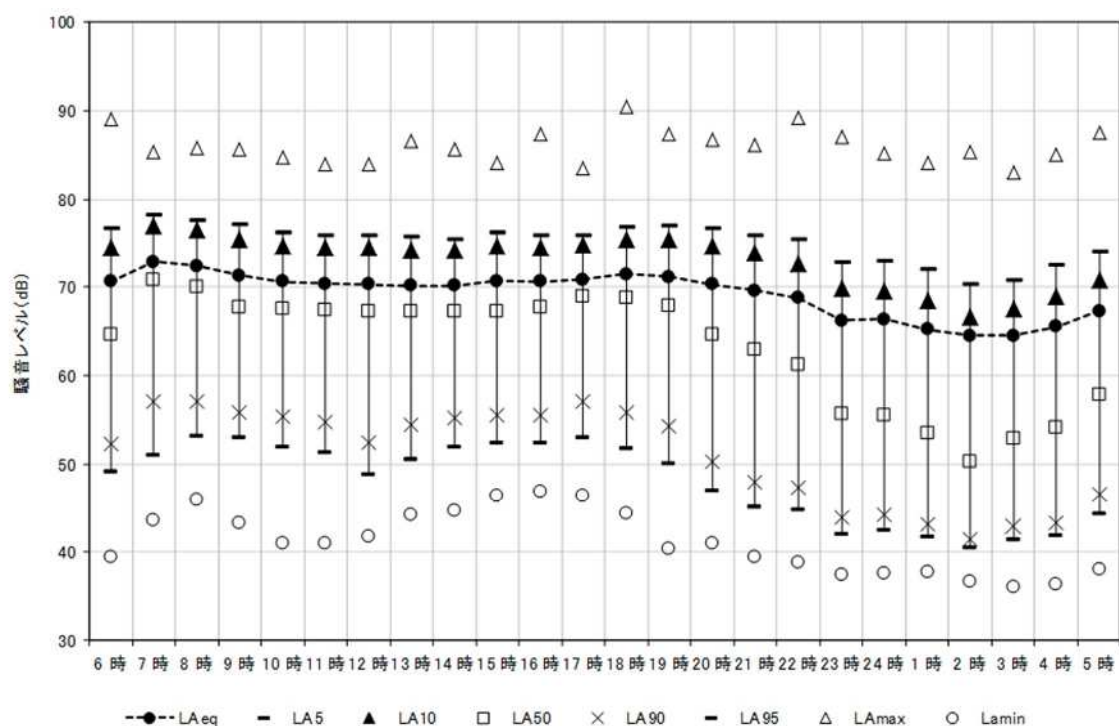


図 6-42 騒音レベルの経時変化

表 6-43 交通量及び走行速度測定結果

測定 地点 番号	調査路線名	評価 区間 番号	時間帯	測定 時間	交通量 〔台/10min〕	大型車 混入率 〔%〕	平均走行 速度 〔km/h〕
(20904)	一般国道 8 号線	10120-1	〔昼間〕	9～10	227	16.9	57.4
				15～16	267	21.4	57.4
			〔夜間〕	22～23	111	27.5	61.5
				23～24	60	22.0	61.1

表 6-44 交通量（車種別）及び走行速度測定結果

時間 帯	観測 時間	実測時間内交通量〔台〕									
		上り					下り				
		大型車	小型車	自動 二輪車	(計)	大型車 混入率 〔%〕	大型車	小型車	自動 二輪車	(計)	大型車 混入率 〔%〕
昼 間	9～10	17	113	1	131	13.1	21	74	1	96	22.1
	15～16	33	123	0	156	21.2	24	86	1	111	21.8
夜 間	22～23	13	46	2	61	22.0	17	33	0	50	34.0
	23～24	6	16	0	22	27.3	7	30	1	38	18.9
時間 帯	計測 時間	平均走行速度〔km/h〕				平均走行速度観測台数〔台〕					
		上り		下り		上り		下り			
		大型車	小型車	大型車	小型車	大型車	小型車	大型車	小型車		
昼 間	17～18	55.4	59.9	55.3	59.1	10	10	10	10		
	18～19	55.0	59.5	54.5	60.5	10	10	10	10		
夜 間	22～23	60.6	62.7	60.8	62.0	10	10	10	10		
	23～24	57.7	62.2	57.0	65.1	6	10	7	10		
(指定最高速度)						60〔km/h〕					

3 評価区間まとめ

① 評価区間の概要

車線数は4車線であり、道路構造は平坦、舗装種別は排水性舗装となっている。

② 評価結果

道路に面する地域の地域評価は、評価範囲内の近接空間／非近接空間区分、及び環境基準に係る地域の類型ごとの騒音レベル別住居等戸数を算出し、道路に面する地域の環境基準を強化する住居等の戸数及び割合を算出することによって行った。

③ 騒音の面的評価

今回の調査において、一般国道8号線の評価区間（越前市塚町～横市町）において、環境基準を超過する住居等はなく、当該評価区間の環境基準達成率は評価区間全体で100%であった。

表 6-45 環境基準達成割合

路線名	評価区間	評価区間の 区分	評価対象 総住居等 戸数	環境基準達成戸数（戸）			
				昼間・夜間 とも基準値 以下	昼間のみ基 準値以下	夜間のみ基 準値以下	昼間・夜間 とも基準値 超過
一般国道 8号線	塚町～ 横市町	評価区間全体	13	13	0	0	0
		近接空間	3	3	0	0	0
		非近接空間	10	10	0	0	0

悪臭調査結果

表 6-46 硫化水素の経年変化

局名	統計項目	年 単位	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
味真野	有効測定日数	(日)	363	363	362	361	361	364	362	363	362	364
	測定時間	(時間)	8,728	8,738	8,725	8,718	8,711	8,748	8,723	8,721	8,720	8,763
	年平均値	(ppm)	0.004	0.004	0.003	0.004	0.004	0.004	0.004	0.005	0.006	0.0053
	1時間値の最高値	(ppm)	0.253	0.145	0.123	0.147	0.109	0.069	0.17	0.117	0.133	0.199
	日平均値の最高値	(ppm)	0.016	0.022	0.01	0.020	0.022	0.02	0.030	0.029	0.034	0.046

表 6-47 硫化水素の月別変化（味真野局）（令和 5 年度）

局名	項 目	月 単位	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
味真野	有効測定日数	(日)	30	31	30	30	31	30	31	30	30	31	29	31
	測定時間	(時間)	720	744	720	730	744	720	744	720	738	744	696	743
	月平均値	(ppm)	0.008	0.009	0.004	0.004	0.001	0.002	0.006	0.005	0.004	0.005	0.008	0.008
	1時間値の最高値	(ppm)	0.099	0.173	0.091	0.084	0.048	0.051	0.199	0.079	0.076	0.09	0.1	0.093
	日平均値の最高値	(ppm)	0.046	0.041	0.033	0.014	0.006	0.009	0.019	0.019	0.032	0.030	0.031	0.037



図 6-48 硫化水素の年平均値の経年変化



図 6-49 硫化水素の月別変化（令和 5 年度）

表 6-50 硫化水素濃度の時間別変化（味真野局）（令和 5 年度）

局 名	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時
味真野	0.002	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004	0.005	0.009	0.009	0.009	0.006	0.006
	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	24時
	0.006	0.007	0.008	0.007	0.007	0.007	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002



図 6-51 時間別変化 (令和 5 年度)

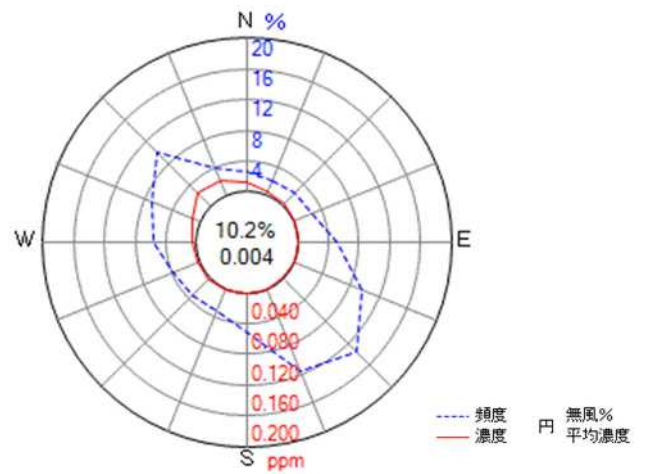


図 6-52 風向別変化 (令和 5 年度)

7 環境関係条例・規則等

越前市環境基本条例
越前市環境審議会規則
越前市エコビレッジ交流センター設置及び管理条例 越前市エコビレッジ交流センター設置及び管理条例施行規則
越前市生ごみ処理器設置奨励金交付要綱
越前市資源回収奨励金交付要綱
越前市ごみ減量化・リサイクル推進員設置要綱
越前市不法投棄廃棄物処分等支援要綱
越前市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱
越前市狂犬病予防法施行条例 越前市狂犬病予防法施行条例施行規則
越前市公衆浴場整備事業補助金交付要綱
越前市公衆浴場支援事業補助金交付要綱
越前市野良猫不妊手術費補助金交付要綱

(令和6年3月31日現在)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 基本的施策(第8条—第18条)

第3章 環境審議会(第19条)

第4章 雑則(第20条)

附則

恵まれた自然と輝かしい伝統にはぐくまれたわたしたち越前市民は、郷土を愛し、その恵みの中で文化を育て、長い歴史を築いてきた。

一方、わたしたちは、生活の利便性や豊かさを追求するあまり、資源やエネルギーを大量に消費し、これにより、わたしたちのまちのみならず地球的規模での環境の汚染や自然の破壊がもたらされつつある。

わたしたちは、良好な環境を享受し、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、次の世代によりよい環境を引き継ぐ責務を負っている。身近な環境を守るためには、本市にかかわるあらゆる人々が、協働し、地球的視野に立って環境に優しい生活文化を創造していかなければならない。

これらの認識のもとに、清くうまいのある豊かな自然や悠久の歴史と文化などの地域特性を生かした、環境への負荷の少ない、持続的発展が可能な都市を創造し、これを将来の世代に引き継ぐことを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全と創造について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 良好な環境 土地利用、人口等の社会環境と動植物等の自然環境との調和によって生ずる快適性、利便性、安全性等に優れた質の高い環境をいう。

(3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全と創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることに鑑み、人類存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 良好な環境の保全と創造は、人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるよう適切に行われなければならない。

3 良好な環境の保全と創造は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるよう適切に行われなければならない。

4 良好な環境の保全と創造は、地域の個性を生かした快適なまちづくりが促進されるよう、伝統文化、歴史遺産等が保全され、及び活用され、並びに景観が保全されること等により、文化環境が良好に形成されるよう適切に行われなければならない。

5 良好な環境の保全と創造は、地球環境保全を視野に入れ、資源及びエネルギーの消費が抑制され、並びにこれらの循環的利用が図られること等により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるよう適切に行われなければならない。

(平25条例4・一部改正)

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国、県その他の関係機関と協力し、自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動に関しこれに伴う環境への負荷の低減その他良好な環境の保全と創造のため、自己の責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する良好な環境の保全と創造に関する施策

に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活が良好な環境の保全と創造に密接にかかわっていることを深く認識し、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの適正な利用その他の環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全と創造に関する施策に協力する責務を有する。

(適用除外)

第7条 この条例の規定は、原子力基本法(昭和30年法律第186号)その他の関係法令の規定により講ずることとされている放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止のための措置については、適用しない。

第2章 基本的施策

(環境基本計画)

第8条 市長は、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好な環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第19条に規定する越前市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定に当たっての配慮)

第9条 市は、市が講ずる施策の策定及び実施に当たっては、良好な環境の保全と創造について配慮しなければならない。

(規制の措置)

第10条 市は、公害を防止するため公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため必要な規制の措置を講ずるものとする。

(指導、助言等)

第11条 市は、良好な環境の保全と創造を行う上での支障を防止するため、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下「負荷活動」という。)を行う者が、その負荷活動に係る環境への負荷の低減のための措置をとることとなるよう指導、助言を行うとともに、特に必要があるときは、適切な措置を講ずるものとする。

(良好な環境の保全と創造に関する教育、学習の推進)

第12条 市は、市民及び事業者が人と環境との関わりについて理解を深め環境に配慮した日常生活及び事業活動ができるようにするため、良好な環境の保全と創造に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(平25条例4・一部改正)

(民間団体等の自発的活動の推進)

第13条 市は、市民、事業者又はこれらの者で組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の良好な環境の保全と創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第14条 市は、第12条の良好な環境の保全と創造に関する教育及び学習の推進並びに前条の民間団体等が行う活動の推進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の良好な環境の保全と創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査研究体制の整備)

第15条 市は、環境の状況を把握し、及び良好な環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査、情報収集、研究の体制の整備に努めるものとする。

(報告書の作成等)

第16条 市長は、毎年、環境の状況及び良好な環境の保全と創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(地球環境保全の推進等)

第17条 市、市民及び事業者は、その行政活動、日常生活及び事業活動が、地球環境保全の向上に資するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第18条 市は、良好な環境の保全と創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会)

第19条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市の区域における良好な環境の保全と創造に関して、基本的事項を調査審議するため、越前市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) その他良好な環境の保全と創造に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

- 4 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 5 委員は、良好な環境の保全と創造に関し識見を有する者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第4号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

越前市環境審議会規則

平成17年10月1日

規則第115号

改正 平成18年1月20日規則第1号

平成24年3月30日規則第37号

平成26年3月28日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、越前市環境基本条例(平成17年越前市条例第125号。以下「条例」という。)第19条第7項の規定に基づき、越前市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命又は委嘱)

第2条 条例第19条第5項に基づく委員の任命又は委嘱は、次に掲げる者のうちから行う。

- (1) 優れた識見を有する者
- (2) 越前市議会議員
- (3) 関係機関から推薦された者
- (4) 市民からの公募による者

2 前項の規定による委員のほか、特別の事項を調査又は審議する必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 臨時委員は、学識経験者及び関係機関の代表のうちから、市長が委嘱する。

4 前項の規定による臨時委員は、当該事項の調査又は審議が終了したときは、解任されるものとする。

(平18規則1・平26規則13・一部改正)

(会長の選任及び権限)

第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 審議会は、必要に応じて、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第5条 審議会は、委員(臨時委員が置かれるときは、臨時委員を含む。)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員(臨時委員を含む。)の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に属する委員の互選により部会長を置く。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、越前市職員のうちから市長が任命する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、越前市行政組織規則(平成17年越前市規則第10号)別表第5に定める課において処理する。

(平24規則37・一部改正)

(その他)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年1月20日規則第1号)

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第37号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日規則第13号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

越前市エコビレッジ交流センター設置及び管理条例

平成17年10月1日

条例第126号

改正 平成20年3月25日条例第9号

平成25年3月29日条例第4号

(設置)

第1条 本市は、良好な環境の保全及び創造に資する担い手の育成並びに環境にやさしい地域づくりの推進を図るため、エコビレッジ交流センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 エコビレッジ交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
越前市エコビレッジ交流センター	越前市湯谷町第25号25番地の2

(業務)

第3条 エコビレッジ交流センター(以下「センター」という。)は、次の業務を行う。

- (1) 環境学習に関すること。
- (2) 環境情報の受発信に関すること。
- (3) その他市長がセンターの設置目的達成のためにふさわしいと認めた業務

(開館時間及び休館日)

第4条 センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 開館時間 午前9時から午後10時まで
- (2) 休館日
 - ア 毎週月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日(以下「国民の祝日」という。)を除く。)
 - イ 国民の祝日の翌日
 - ウ 12月28日から翌年の1月4日まで

(入館の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者及びセンターの係員の指示に従わない者があるときは、これらの者の入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設、設備又は展示品等を毀損するおそれがあるとき。
- (4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(平25条例4・一部改正)

(使用の許可及び制限)

第6条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定による許可をするときは、センターの管理上必要な条件を付し、又は使用の制限を加えることができる。

3 第1項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又は使用の権利を譲渡してはならない。

(使用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可してはならない。

- (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は附属設備等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利を目的とする使用であると認められるとき。
- (4) 爆発物又は危険物を取り扱うとき。
- (5) 暴力排除の主旨に反すると認められるとき。
- (6) その他市長が不適當であると認められるとき。

(平25条例4・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは使用条件を変更することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 使用許可の申請に虚偽の事実があったとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(入館者及び使用者の遵守事項)

第9条 入館者及び使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (2) 使用許可を受けた施設以外は使用しないこと。
- (3) センター内において許可を受けずに寄附金の募集又は物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。
- (4) 許可を受けずに壁、柱、扉等に広告、貼り紙、くぎ打ちその他これらに類する行為をしないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は公の秩序若しくは善良の風俗を乱す行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、使用許可の際に付された条件及びセンターの係員の指示に従うこと。

(平25条例4・一部改正)

(使用料)

第10条 センターの使用料は、別表に定めるとおりとする。

2 使用者は、前項の規定による使用料を使用許可の際に前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、後納させることができる。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が相当の理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第11条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条第1項に定める使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、その使用が終わったときは、直ちにその使用場所を清掃し、設備及び器具を整理し、一切を原状に回復して係員の点検を受けなければならない。

2 前項の規定は、第8条の規定により使用者が使用許可を取り消された場合について準用する。

(損害賠償等)

第13条 入館者及び使用者は、その責めに帰すべき事由により、施設又は附属設備を毀損し、又は滅失したときは、速やかに市長に報告するとともに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 第8条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損失について、市はこれを補償しない。

(平25条例4・一部改正)

(管理の代行)

第14条 市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者が行うセンターの管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の承認を受け、センターの開館時間又は休館日を変更すること。
- (2) 入館の制限に関する業務
- (3) センターの使用の許可に関する業務
- (4) 第3条各号に掲げる業務のうち市長が定めた計画の実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第4条から第8条まで及び第10条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(平20条例9・一部改正)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の武生市エコビレッジ交流センター設置及び管理条例(平成13年武生市条例第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年3月25日条例第9号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第4号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月14日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定による改正後の条例の使用料又は利用料金に関する規定は、令和2年4月1日以後の当該条例に規定する使用又は利用について適用し、同年3月31日までの使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

3 この条例の改正後の規定による使用料及び利用料金の徴収に係る必要な手続その他の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(その他)

4 前2項の規定によるほか必要な経過措置は、規則で定める。

別表(第10条関係)

(令元条例13・全改)

1 施設使用料

区分		基本使用料(1時間当たり)
料理研究室		100円
工房		100円
和室	1部屋使用	100円
	2部屋使用	150円
里山ギャラリー		100円
大ホール		250円
備考		
1 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。		
2 市外の者が使用する場合の施設使用料は、基本使用料の5割増しとする。		

2 冷暖房使用料

区分		基本使用料	定額使用料	
		1回	月額	年額
料理研究室		200円	1,000円	6,000円
工房		100円	500円	3,000円
和室	1部屋使用	200円	1,000円	6,000円
	2部屋使用	300円	1,500円	9,000円
里山ギャラリー		200円	1,000円	6,000円
大ホール		300円	1,500円	9,000円
備考				
同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、1部屋分を上限に算定するものとする。				

越前市エコビレッジ交流センター設置及び管理条例施行規則

平成17年10月1日

規則第116号

改正 平成20年3月31日規則第6号

平成24年3月29日規則第14号

平成25年2月26日規則第5号

平成25年3月22日規則第17号

平成27年3月31日規則第21号

平成28年3月23日規則第6号

令和2年2月17日規則第2号

令和3年3月31日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、越前市エコビレッジ交流センター設置及び管理条例(平成17年越前市条例第126号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可申請)

第2条 条例第6条の規定により、越前市エコビレッジ交流センター(以下「センター」という。)の使用許可を受けようとする者は、市長に越前市エコビレッジ交流センター使用許可申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとするときは、その初日をいう。以下同じ。)前3月から当該使用しようとする日までの間に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の申請を許可したときは、越前市エコビレッジ交流センター使用許可書(様式第2号)を申請者に交付する。

(使用の変更及び取消し)

第3条 センターの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が使用の取消しをしようとするときは越前市エコビレッジ交流センター使用取消申請書(様式第3号)に、使用許可の内容を変更しようとするときは越前市エコビレッジ交流センター使用変更申請書(様式第4号)に使用許可書を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき使用許可の内容変更を承認したときは、越前市エコビレッジ交流センター使用変更承認書(様式第5号)を使用者に交付する。

(使用許可の取消し等の通知)

第4条 市長は、条例第8条の規定により、センターの使用許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは使用条件を変更したときは、越前市エコビレッジ交流センター使用許可取消決定書(様式第6号)、越前市エコビレッジ交流センター使用中止命令書(様式第7号)又は越前市エコビレッジ交流センター使用条件変更決

定書(様式第8号)を使用者に交付する。

(使用料の後納)

第5条 条例第10条第2項ただし書の規定により使用料の後納をしようとする者は、越前市エコビレッジ交流センター使用料後納申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用料の後納を承認したときは、その旨を使用者に通知する。

(使用料の返還)

第6条 使用者が、条例第10条第3項ただし書の規定により、既に納入した使用料の返還を受けようとするときは、越前市エコビレッジ交流センター使用料返還申請書(様式第10号)に使用料を納入したことを証する書面を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の申請があった場合において使用料を返還することができる理由及び金額は、次の各号に該当する場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 使用者が自己の責めによらない事由によりセンターを使用できなくなったとき 当該使用料の全額
- (2) 使用者が使用しようとする日前7日までに使用の取消しを申し出たとき 当該使用料の全額
- (3) 使用者が使用変更の許可を受けた場合において既に納付した使用料に過納が生じたとき その相当額

3 市長は、前項の使用料返還を決定し、又は返還しない旨を決定したときは、越前市エコビレッジ交流センター使用料返還決定書(様式第11号)により、その旨を使用者に通知する。

(使用料の減免)

第7条 条例第11条の規定による減免は、別表に定める減免基準表によるものとする。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、越前市エコビレッジ交流センター使用料減免申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の使用料の減免を承認したときは、その旨を使用者に通知する。

(施設等の毀損(滅失)届)

第8条 使用者は、施設又は附属設備を毀損し、又は滅失したときは、越前市エコビレッジ交流センター施設等毀損(滅失)届(様式第13号)を提出しなければならない。

(平25規則5・一部改正)

(指定管理者制度による読替え)

第9条 条例第14条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第2条から第6条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号から様式第11号までの規定中「越前市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(平20規則6・一部改正)

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第6号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日規則第14号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月26日規則第5号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日規則第17号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則を施行する際現にあるこの規則による改正前の様式により調製した用紙は、所要の調整を行い、使用することができる。

附 則(平成27年3月31日規則第21号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月23日規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月17日規則第2号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第8号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

(平24規則14・全改、平27規則21・一部改正)

使用料の減免基準表

区分	項目	減免する額
1	越前市又は越前市教育委員会の主催、共催又は委託事業として使用するとき。	全額
2	市内の認定こども園、保育所、幼稚園、小学校又は中学校が主催して、園児、児童又は生徒の環境教育活動に関する事業に使用するとき。	全額
3	市長が市内に環境活動の主たる本拠を置く団体であると認めるものが、本来の環境活動事業に使用し、その事業が市民の環境意識の向上に寄与するものと認められるとき。	全額
4	市長が市内に活動の主たる本拠を置く団体であると認めるものが、社会教育及び地域自治の目的を達成するための事業に使用するとき。	全額
5	前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。	市長が必要と認める額

越前市生ごみ処理器設置奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般家庭における生ごみ処理器（以下「処理器」という。）設置に対し、奨励金を交付することにより、ごみの減量化と堆肥化による有効利用を図ることを目的とする。

(対象処理器等)

第2条 奨励金交付の対象となる処理器は、生ごみを自然に、又は微生物の発酵作用により得られたボカシ等を利用して発酵を促進させる機能を有するもので電気を動力として用いないものとする。

(対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、越前市内に住所を有し、越前市内の販売店で前年度又は当該年度に購入された処理器を設置している者とする。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、処理器の購入額の2分の1以内とし、処理器1基に対して3,000円を上限とし、かつ、1家庭につき2基を限度とする。この場合において、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、生ごみ処理器設置奨励金交付申請書（別記様式）に処理器購入に係る領収証書を添えて、市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付)

第6条 市長は、前条の申請書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、奨励金の交付額を決定し、口座振込みの方法により交付する。

(奨励金の返還)

第7条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けた者に対し、当該奨励金の全部又はその一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行期日の日の前日までに、武生市ごみ処理器設置奨励金交付要綱又はゴミ減量化対策費補助金交付要綱の規定によりなされた補助金交付手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、改正前の第5条の規定によりごみ処理器設置奨励金交付申請書兼請求書を市長に提出した者は、改正後の第2条の規定を適用しない。

附 則

この要綱は、平成22年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則（令和3年3月31日越前市公衆浴場設備整備事業補助金交付要綱等の一部を改正する要綱）抄
この要綱中第1条、第3条及び第6条の規定は令和3年3月31日から、第2条、第4条、第5条、第7条、第8条及び第9条の規定は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

越前市資源回収奨励金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市内の地域住民で組織する団体が実施する市内各家庭からの資源回収に対し奨励金を交付することにより、資源の有効利用に対する市民の意識の高揚及びごみの減量化による処理及び経費の低減を図ることを目的とする。

（対象団体等）

第2条 奨励金の交付を受けることができる団体は、次に掲げる要件を備える市内の団体とする。

- (1) 資源回収を地域住民自らの手で継続的に実施すること。
- (2) 営利を目的にしないこと。
- (3) 回収した資源を次項に規定する資源回収業者に引き渡すこと。

2 奨励金の交付を受けることができる資源回収業者は、前項の団体が回収した資源の引き渡しを受けた資源回収業者で、越前市に次条に規定する届出がある者とする。

（資源回収業者の届出）

第3条 前条第2項の規定による資源回収業者の届出は、資源回収業者届出書（様式第1号）によるものとする。

（対象品目）

第4条 奨励金の交付対象品目は、古紙類（新聞、雑誌、ダンボール等）及び古衣類とする。

（奨励金の額）

第5条 奨励金の額は、団体については回収した古紙類及び古衣類の重量に1キログラム当たり単価5円を乗じて得た額とし、資源回収業者については引渡しを受けた古紙類及び古衣類の重量に1キログラム当たり単価1円を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

（奨励金の交付申請）

第6条 奨励金の交付を受けようとする団体は、資源回収奨励金交付申請書（団体用）（様式第2号）に資源回収業者が発行する計量伝票と受入伝票を添付し、市長に提出しなければならない。

2 奨励金の交付を受けようとする資源回収業者は、毎年度6月、9月、12月又は3月に資源回収奨励金交付申請書兼請求書（業者用）（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 団体及び資源回収業者は、資源回収を実施した年度内及び翌年度内に限り、奨励金の交付を申請できる。

（奨励金の交付）

第7条 市長は、前条の交付申請書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、奨励金の交付額を決定し、口座振込みの方法により交付する。

2 資源回収業者に対する奨励金は、該当する団体から奨励金交付申請があったものについて交付する。

（奨励金の返還）

第8条 市長は、虚為の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けた団体又は資源回収業者に対し当該奨励金の全部又はその一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前日までに、武生市資源回収奨励金交付要綱又は今立町資源回収奨励金交付要綱によりなされた補助金交付手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成19年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は平成22年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月20日から施行する。

附 則(令和3年3月31日越前市公衆浴場設備整備事業補助金交付要綱等の一部を改正する要綱)抄

この要綱中第1条、第3条及び第6条の規定は令和3年3月31日から、第2条、第4条、第5条、第7条、第8条及び第9条の規定は令和3年4月1日から施行する。

越前市ごみ減量化・リサイクル推進員及び推進団体設置要綱

（設置）

第1条 本市は、分別ルールの適正化にかかる市民への周知及びリサイクル等への取組み等によるごみの減量化並びに循環型社会の構築を推進するため、ごみ減量化・リサイクル推進員（以下「推進員」という。）及びごみ減量化・リサイクル推進団体（以下「推進団体」という。）を設置する。

（推進員及び推進団体の役割）

第2条 推進員は、各町内において正しいごみの出し方を啓発し、当該町内のごみステーションにかかる諸問題についてその解決方法を検討するとともに、市全体のごみの減量化及びリサイクルを推進するものとする。

2 推進団体は、ごみ減量化及びリサイクルの推進に関する情報を広く市民に提供するとともに、市全体のごみの減量化及びリサイクルを推進するものとする。

（推進員の認定）

第3条 区長は、その町内において活動する推進員を置こうとするときは、推薦書（様式第1号）によりその候補者を市長へ推薦する。

2 市長は、前項の推薦のあった者（次条第2項の規定により認定を受けた推進団体の構成員を含む。）を対象に、ごみ減量化・リサイクル推進員研修会（以下「研修会」という。）を行う。

3 市長は、研修会を修了した者を推進員に認定し、認定証（様式第2号）を交付する。

（推進団体の認定）

第4条 推進団体の認定を受けようとする団体は、認定申請書（様式第3号）に当該団体の構成員の名簿を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、認定申請書の提出があったときは、次項の認定要件を満たすかを審査し、認定することを決定したときは認定証を、認定しないことを決定したときは認定却下通知書（様式第4号）を当該団体へ交付するものとする。

3 推進団体として認定を受けるための要件は、団体の構成員のうち少なくとも1人が研修会を受講し、及び修了していることとする。

4 推進団体は、その構成員のうち少なくとも1人が毎年度研修会を受講し、及び修了しなければならない。

5 市長は、推進団体が前項の規定を満たさなくなったときは、当該推進団体の認定を取り消すことができる。

6 市長は、前項の規定により推進団体の認定を取り消したときは、認定取消通知書（様式第5号）により、当該推進団体に通知するものとする。

（活動報告）

第5条 推進団体は、その活動内容を、毎年度3月末日までに活動報告書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。

（認定の抹消）

第6条 推進員又は推進団体を辞任しようとする者は、ごみ減量化・リサイクル推進員（推進団体）辞任届（様式第7号。以下「辞任届」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、辞任届の提出があったときは、当該推進員又は推進団体の認定を抹消し、認定抹消通知書（様式第8号）により、当該推進員又は推進団体に通知するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の越前市ごみ減量化・リサイクル推進員設置要綱第３条の規定によりされている認定は、改正後の越前市ごみ減量化・リサイクル推進員及び推進団体設置要綱第３条の規定によりされた認定とみなす。

越前市不法投棄廃棄物処分等支援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、不法投棄廃棄物の撤去等又は未然防止に取り組む町内会等を支援することにより、不法投棄の再発防止及び未然防止を推進し、もって市民協働による市内の環境美化及び環境保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「不法投棄廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物のうち、同法その他法令に基づく保管又は処分がされずに投棄された廃棄物をいう。ただし、土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものを除く。

(支援の内容)

第3条 市長は、市内の町内会又は非営利団体（以下「町内会等」という。）が不法投棄廃棄物の撤去等又は不法投棄の未然防止のための作業（以下「作業」という。）を行う場合に、予算の範囲内において当該町内会等を支援する。

2 前項の規定による支援は、別表に掲げるもののうち、市長が必要と認めるものとする。

(支援の要件)

第4条 支援を受けようとする町内会等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 不法投棄廃棄物が、市内の土地に投棄されたものであること。
- (2) 撤去等を行おうとする不法投棄廃棄物により、近隣の住民に健康又は生活環境上の重大な影響を及ぼす可能性があること。
- (3) 作業を行う土地の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）の同意を得ていること。
- (4) 作業には、町内会等から2人以上が参加すること。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次のいずれかに該当するときは、支援を行わない。

- (1) 不法投棄をした者が判明した場合
- (2) 土地所有者等の責任において対処すべき場合
- (3) 同一年度において2回支援を受けている場合
- (4) その他支援を行うことが適切でないと市長が認める場合

3 前項の規定にかかわらず、市長は、不法投棄により市民の健康又は生活環境上の重大な危険を及ぼし、かつ緊急の必要があると認めるときは、支援を行う。

(支援の申請)

第5条 支援を受けようとする町内会等は、越前市不法投棄廃棄物処分等支援申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、土地所有者等の同意を得たことが分かる書面（以下「同意書」という。）を添付しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、これを省略することができる。

(支援の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請を行った町内会等を代表する者とともに現地確認を行ったのち、支援の可否を決定し、その結果を書面にて当該町内会等に通知するものとする。

2 市長は、支援を行うために必要な範囲において、前項の決定に条件を付することができる。

（作業実施日の報告）

第7条 支援の決定を受けた者（以下「支援決定者」という。）は、作業を行う日（以下「作業実施日」という。）の前7日までに、市長に作業実施日を報告しなければならない。

2 支援決定者は、前項の報告後に、やむを得ず作業実施日を変更する場合は、速やかに市長に変更後の作業実施日を報告しなければならない。

（作業の実績報告）

第8条 支援決定者は、作業が終了したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があったときは、速やかに作業が完了したことを現地において確認するものとする。

（助言及び指導）

第9条 支援決定者は、作業を行うときは、支援の条件を遵守するとともに、市の助言及び指導に従うものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則（令和3年3月31日越前市公衆浴場設備整備事業補助金交付要綱等の一部を改正する要綱）抄

この要綱中第1条、第3条及び第6条の規定は令和3年3月31日から、第2条、第4条、第5条、第7条、第8条及び第9条の規定は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和4年3月31日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	支援の内容
不法投棄廃棄物の分別、回収、運搬及び処分	(1) 職員の派遣(若干名) (2) 重機(作業員を含む。)のレンタル(ただし、レンタル期間は1日以内とする。) (3) コンテナ(8m ³)の設置 (4) 一般廃棄物(廃家電リサイクル製品を含む。)その他廃棄物の運搬及び処分。ただし、南越清掃組合で処分が可能な廃棄物に限る。
不法投棄の未然防止の措置	(1) 不法投棄防止啓発看板の提供 (2) 刈り取られた雑草の運搬及び処分 (3) 防草シートの提供(100m ² 分まで)

越前市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の不法投棄対策として設置する監視カメラの設置及び運用に関し、必要な事項を定めることにより、監視カメラの適正な管理及び運用を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不法投棄 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てる行為をいう。
- (2) 監視カメラ 不法投棄の予防及び不法投棄者の特定を目的として市が設置するカメラで、録画のために必要な関連機器で構成される装置をいう。
- (3) 画像 監視カメラによって記録された映像をいう。
- (4) 記録媒体 メモリーカード等監視カメラで撮影した画像を記録する媒体をいう。

(管理体制)

第3条 市長は、監視カメラの適正な運用を図るため、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、環境政策課長とする。

3 管理責任者は、環境政策課の職員の中から監視カメラの運用に従事する職員を取扱責任者として指名することができる。

4 管理責任者及び取扱責任者（以下「管理責任者等」という。）は、監視カメラの取扱いに当たっては、この要綱その他法令の規定を遵守しなければならない。

5 管理責任者等は、監視カメラ及び画像を適正に取扱い、画像により知り得た情報の漏えい、又は不当な使用をしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(設置場所等)

第4条 市長は、市内の現に不法投棄が行われ又は不法投棄が行われるおそれがあると認められる場所に監視カメラを設置するものとする。

2 監視カメラの設置に当たっては、土地の所有者又は管理者（工作物又は立木に設置するときは、当該工作物又は立木の所有者又は管理者）の承諾を得なければならない。

3 監視カメラを設置したときは、設置場所の周辺に、監視カメラが作動中である旨を表示するものとする。

4 不法投棄の状況等により、市長は、監視カメラの設置場所を必要に応じて随時変更するものとする。

(画像の保存等)

第5条 管理責任者等は画像を保存するときは、当該画像を加工することなく、撮影時の状態のままで保存するものとする。

2 不法投棄監視カメラの設置目的を達成するために必要な場合を除き、画像を複製してはならない。

3 画像の保存期間は、原則として30日とする。ただし、管理責任者が特に必要と認めた場合は、保存期間を延長することができる。

4 管理責任者等は、画像の保存期間が経過した場合は、複製した画像も含め全ての画像を確実に消去しなければならない。ただし、提供した画像を除く。

5 管理責任者等は、記録媒体を適切に管理できる場所に保管しなければならない。

6 何人も、管理責任者の許可なく、画像及び記録媒体を、外部に持ち出してはならない。

（画像提供の制限）

第6条 保存している画像は、不法投棄の行為者を特定し、不法投棄の撤去を指導するためのみに用いるものとし、目的外での利用や提供は行わないものとする。ただし、刑事告発を行う場合、越前市個人情報保護条例第11条第1項ただし書の規定による場合その他法令の規定に基づく場合は、この限りでない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月15日から施行する。

越前市狂犬病予防法施行条例

平成17年10月1日

条例第119号

(趣旨)

第1条 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号。以下「法」という。)の施行については、狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号。以下「政令」という。)及び狂犬病予防法施行規則(昭和25年厚生省令第52号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(登録申請)

第2条 法第4条第1項の規定により犬の登録申請をしようとする者は、犬の登録申請書に別表に定める手数料を添えて市長に提出しなければならない。

(鑑札の再交付申請)

第3条 省令第6条第1項の規定により鑑札の再交付を申請しようとする者は、犬の鑑札再交付申請書に別表に定める手数料を添えて市長に提出しなければならない。

(注射済票の交付)

第4条 省令第12条第2項の規定により注射済票の交付を受けようとする者は、狂犬病予防注射済票交付申請書に別表に定める手数料を添えて市長に提出しなければならない。

(注射済票の再交付)

第5条 省令第13条第1項の規定により注射済票の再交付を受けようとする者は、狂犬病予防注射済票再交付申請書に別表に定める手数料を添えて市長に提出しなければならない。

(犬の死亡の届出)

第6条 法第4条第4項の規定により犬の死亡の届出をする者は、死亡届を市長に提出しなければならない。

(犬の登録事項の変更の届出)

第7条 法第4条第4項の規定(前条に掲げるものを除く。)及び同条第5項の規定により登録事項を変更する者は、登録事項変更届を市長に提出しなければならない。

(公示)

第8条 市長は、法第6条第7項の規定により通知を受けたときは、同条第8項の規定に基づき公示しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の武生市狂犬病予防法施行条例(平成12年武生市条例第2号)又は今立町狂犬病予防法施行細則(平成12年今立町規則第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和5年9月25日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に行われた狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第1項の規定に基づく犬の登録申請に係る手数料は、なお従前の例による。

別表(第2条―第5条関係)

事務	名称	金額
法第4条第1項の規定に基づく犬の登録(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7第2項の規定により法第4条第1項の登録の申請があったとみなされる場合を除く。)	犬の登録手数料	1頭につき3,000円
政令第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付	犬の鑑札の再交付手数料	1頭につき1,600円
法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付	狂犬病予防注射済票交付手数料	1頭につき550円
政令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付	狂犬病予防注射済票再交付手数料	1頭につき340円

越前市狂犬病予防法施行条例施行規則

平成17年10月1日

規則第106号

改正 平成21年3月31日規則第9号

平成25年2月26日規則第5号

令和3年3月31日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、越前市狂犬病予防法施行条例(平成17年越前市条例第119号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請書及び届出等の様式)

第2条 次の各号に掲げる申請書及び届出は、それぞれ当該各号に定める様式によらなければならない。

(1) 条例第2条に規定する犬の登録申請書及び条例第4条に規定する狂犬病予防注射済票交付申請書 様式第1号

(2) 条例第3条に規定する犬の鑑札再交付申請書及び条例第5条に規定する狂犬病予防注射済票再交付申請書 様式第2号

(3) 条例第6条に規定する犬の死亡届 様式第3号

(4) 条例第7条に規定する犬の登録事項の変更届 様式第4号

(5) 条例第8条に規定する公示 様式第5号

(平成21規則9・一部改正)

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(越前市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則)

2 越前市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成19年越前市規則第3号)別表越前市狂犬病予防法施行条例施行規則(平成17年越前市規則第106号)の項中「第2条第2号、第5号及び第6号」を「第2条第2号から第4号まで」に改める。

附 則(平成25年2月26日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則を施行する際現にあるこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、この規則に

よる改正後の様式により調製された用紙とみなす。

附 則(令和３年３月３１日規則第８号)

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

越前市公衆浴場設備整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福井県公衆浴場業生活衛生同業組合武生支部に加盟している公衆浴場営業者（以下「公衆浴場営業者」という。）の経営の安定を図るため、越前市補助金等交付規則（平成17年越前市規則第50号）に定めるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付の対象)

第2条 市長は、公衆浴場営業者が行う公衆浴場設備整備事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助率等)

第3条 この要綱における補助基準、補助率は、次の各号に定める区分による。

(1) 補助基準額（補助対象経費）

補助基準額及び補助対象設備は、別表に定めるとおりとする。

(2) 補助率

実施額又は補助基準額のいずれか少ない額に3分の1を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(発注の原則)

第4条 公衆浴場営業者は、この補助金の交付を受けようとする場合において、事業の実施のために設備の整備業務を発注するときは、市内業者（市内に本店若しくは本社又は支店若しくは営業所を有している業者）に発注するものとする。ただし、温水ボイラー等の特殊な設備の整備業務を発注する場合であって、市長が認めたときは、この限りでない。

(補助金等交付手続)

第5条 補助金の申請、交付等の手続などは、越前市補助金等交付規則に定めるもののほか、福井県公衆浴場設備整備補助金交付要領の規定による様式を準用する。

(事業の着手)

第6条 公衆浴場営業者は、事業に着手したときは、着手届（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、公衆浴場営業者は、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、着手届に代えて事前着手届（様式第2号）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、公衆浴場設備整備事業補助金交付要綱の規定によりなされた補助金交付手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成19年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則（令和3年3月31日越前市公衆浴場設備整備事業補助金交付要綱等の一部を改正する要綱）抄

この要綱中第1条、第3条及び第6条の規定は令和3年3月31日から、第2条、第4条、第5条、第7条、第8条及び第9条の規定は令和3年4月1日から施行する。

別表

対象設備	補助基準額	対象設備	補助基準額
温水ボイラー	2,500 千円	タイル張工事	1,200 千円
循環ろ過機	1,700 千円	空調設備	2,100 千円
温水器	1,250 千円	湯気抜き換気装置	1,800 千円
煙突工事	2,000 千円	手すり	300 千円
サウナ	2,000 千円	脱衣場改造設備	1,000 千円
段差解消設備	200 千円	自動ドア等改造設備	800 千円
休息室	1,000 千円	地下貯蔵タンク	2,500 千円
給湯(水)配管工事	1,200 千円		

越前市公衆浴場支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、利用者の減少傾向にある公衆浴場の支援と利用促進を図るため、公衆浴場支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、越前市補助金等交付規則（平成17年越前市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付の対象)

第2条 市長は、福井県公衆浴場業生活衛生同業組合武生支部に加盟している公衆浴場営業者（以下「公衆浴場営業者」という。）が行う次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

- (1) 入浴無料開放その他の利用者の増加及び公衆浴場の活性化を図るために取り組む事業であって、別表第1に定めるもの
- (2) 公衆浴場利用者の増加と定着を図るために取り組む事業であって、別表第2に定めるもの
- (3) 浴槽の清掃を行った後、浴場の開場までに浴槽一杯の湯を用意しておく事業（以下「作り湯」という。）

(補助金の額)

第3条 この要綱における補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号に掲げるものについては、その必要とした経費と補助基準額300,000円とのうち、いずれか少ない方の額に3分の2を乗じて得た額とする。
 - (2) 前条第2号に掲げるものについては、その必要とした経費と補助基準額600,000円とのうち、いずれか少ない方の額に3分の2を乗じて得た額とする。
 - (3) 前条第3号に掲げるものについては、作り湯の実施1回につき3,500円を補助することとし、その実施回数は、一の浴場につき年間50回を限度とする。
- 2 前項の規定により算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(事前着手届)

第4条 補助事業は、補助金の交付決定前に着手することができない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により、補助金の交付決定前に補助事業に着手しようとするときは、事前着手届（別記様式）を市長に提出し、その許可を得なければならない。

(補助金等交付手続)

第5条 補助金の申請、交付等の手続などは、越前市補助金等交付規則による。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、公衆浴場設備整備事業補助金交付要綱の規定によりなされた補助金交付手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日越前市公衆浴場設備整備事業補助金交付要綱等の一部を改正する要綱）抄

この要綱中第1条、第3条及び第6条の規定は令和3年3月31日から、第2条、第4条、第5条、第7条、第8条及び第9条の規定は令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

対象事業	詳 細
児童入浴無料開放事業	こどもの日等に小学生以下の入浴を無料とするもの
老人入浴無料開放事業	敬老の日等に70歳以上の入浴を無料とするもの

別表第2(第2条関係)

対象事業	詳 細
シャンプー等無料サービス事業	リンスインシャンプー及びボディソープを設置し、無料で提供するもの
四季の湯事業	6月5日の菖蒲湯、冬至の柚子湯その他の季節に応じた薬湯等のサービスを行うもの
公衆浴場広報事業	市広報等によって公衆浴場営業者の活動等を周知するもの
その他の事業	前3項に掲げるもののほか、公衆浴場の利用者の増加及び定着を図るために取り組むもの

越前市野良猫不妊手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越前市内に生息する飼い主のいない猫又は飼い主が不明な猫(以下「野良猫」という。)の繁殖を制限し、殺処分される不幸な野良猫を減らすとともに、市民の生活環境の保持に資するため、越前市野良猫不妊手術費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、越前市補助金等交付規則(平成17年越前市規則第50号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不妊手術 野良猫の精巣を摘出する去勢手術又は卵巣を摘出する避妊手術をいう。
- (2) 識別処置 片耳の先端にV字型の切り込みを入れる処置をいう。
- (3) 協力病院 公益社団法人福井県獣医師会(以下「県獣医師会」という。)の実施する飼い主のいない猫の不妊手術支援事業に賛同し、不妊手術及び識別処置に協力する動物病院をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者又は市内に主たる事務所を有する団体
- (2) 市税を滞納していない者

(補助対象不妊手術)

第4条 補助金は、次に掲げる要件を全て満たす不妊手術(以下「補助対象不妊手術」という。)を交付の対象とする。

- (1) 協力病院において不妊手術を受けること。
- (2) 不妊手術を行った猫に鑑別処置を行うこと。
- (3) 不妊手術を受けさせる猫は、捕獲された場所の区長又は近隣住民により、野良猫であることの確認がされたものであること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 去勢手術に対する補助金の額 5千円
- (2) 避妊手術に対する補助金の額 7千円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ越前市野良猫不妊手術補助金費交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 申請者が1年度あたりに補助金を申請できる件数は、個人にあっては1世帯あたり5件、団体にあっては1団体あたり5件を限度とする。

3 市長は、申請者に対し、申請書のほか、必要な書類を提示させ、及び提出させることができる。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、越前市野良猫不妊手術費補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号。以下「補助金交付決定通知書」という。)により当該申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定による通知がある前に補助対象不妊手術に着手してはならない。

(交付決定申請者の遵守事項)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定申請者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金の交付決定の日から起算して3月を経過する日又は交付決定の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、補助対象不妊手術を受けること。
- (2) 補助対象不妊手術を受ける協力病院に、補助金交付決定通知書の写しを提出すること。
- (3) 協力病院から野良猫の不妊手術を終えた旨の連絡を受けたときに、速やかに当該野良猫を引き取ること。
- (4) 手術後に引き取った野良猫を元の場所に返し、動物愛護の観点から、適時餌やり、健康観察等を行うよう努めること。

2 市長は、交付決定申請者が前項に規定する遵守事項に反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前項の規定は、第12条の規定に基づく補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

4 市長は、前2項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を求めるものとする。

(手続の委任)

第9条 交付決定申請者は、補助金の請求に係る手続(次条から第13条までに定める手続をいう。)を、協力病院に委任することができる。

2 交付決定申請者は、前項の規定により請求に係る手続を協力病院に委任したときは、当該協力病院の指定する不妊手術費用から補助金交付決定額を差し引いた額を当該協力病院に支払うものとする。

(実施報告)

第10条 協力病院は、補助対象不妊手術を終えたときは、越前市野良猫不妊手術実施報告書(様式第3号。以下「実施報告書」という。)を作成するものとする。

2 協力病院は、前条第1項の規定による委任(以下「委任」という。)がないときは、前項の規定により作成した実施報告書を交付決定申請者に提出するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定申請者(委任があるときは協力病院。以下同じ。)は、補助対象不妊手術が終わったときは、越前市野良猫不妊手術費補助金実績報告書兼請求書(様式第4号。以下「実績報告書」という。)に実施報告書(委任があるときは加えて委任状)を添えて市長(委任があるときは福井県獣医師会を経由して市長)に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、越前市野良猫不妊手術費補助金確定通知書(様式第5号)により交付決定申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに交付決定申請者に対し、補助金を支払うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
(失効)
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。
附 則
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、令和5年9月5日から施行する。

8 環境保全協定関係

環境保全協定書モデル

越前市と〇〇〇との間における環境保全協定書

越前市環境基本条例に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な環境を保全し、よりよい環境を次の世代に引き継ぐため、越前市長（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙が越前市□□□にて行う事業活動に関し、次のとおり環境保全協定を締結する。

第1章 総則

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、人の健康が保護され、生活環境、自然環境に配慮した適正な環境保全活動を推進し、地球温暖化防止等地球全体の環境問題にも寄与するため、信義を重んじ誠実にこの協定に定める事項及び法令等を遵守する。

（基本的姿勢）

第2条 甲及び乙は、環境保全のための施策について、越前市内の乙の事業所周辺地域住民（以下「周辺住民」という。）の意見を尊重しながら実施するものとする。

第2章 環境の維持及び向上のための基本的方向

（連携）

第3条 甲及び乙は、それぞれの役割を認識し、また相互に連携を保ちながら基本理念に則した活動に取り組まなければならない。

（環境への負荷の低減）

第4条 乙は、事業活動に伴う環境への負荷が極力少なくなるよう、省エネルギー活動の推進など継続的な改善に努力するものとし、甲はそれを適切に指導するものとする。

（環境向上に向けての努力）

第5条 甲及び乙は、基本理念にのっとり、周辺住民と協力しつつ、環境の維持及び向上への先導的な取組を積極的に行っていくよう努めるものとする。

第3章 環境保全活動

（環境保全活動の総合的推進）

第6条 乙は、基本理念にのっとり、環境保全の向上に寄与する技術の導入、生活環境、自然環境及び地球環境保全への取組みの充実、甲が行う環境施策への協力並びに周辺住民が行う環境保全活動への参加など、総合的視点に立った環境活動を行うものとする。

（環境教育の推進）

第7条 乙は、従業員及び取引業者等に対する環境教育の推進に努めなければならない。

（環境への影響の把握）

第8条 乙は、必要に応じて調査を行い、事業活動による環境影響の把握に努めなければならない。

(具体的環境保全対策等)

第9条 環境保全に関する乙の具体的対策及びこの協定の実施に関し必要な事項は、別に細目協定で定める。

(管理体制の整備)

第10条 乙は、施設の適切かつ十分な管理体制を整え、環境保全活動に努めるものとする。

2 乙は、この協定及び管理体制を所管する環境保全管理者を選任し、甲に書面で届け出るものとする。また環境保全管理者を変更した場合も同様とする。

(監視測定等)

第11条 乙は、法令に基づく測定を行うほか、環境保全細目協定に定める監視測定を実施するものとする。

2 乙は、監視測定結果を速やかに甲に報告するとともに、その記録を5年間保管しなければならない。ただし、乙がISO14001認証又は認定審査登録機関が認定するISO14001認証と同等と認められるものに係る認証もしくはエコアクション21認証、KES認証又はエコステージ認証(以下「ISO14001認証等」という。)を取得したときは、年間の測定結果を文書にまとめ提出することができるものとする。ただし、甲から測定結果の報告を求められたときは、乙は随時これに応じなければならない。

3 乙は、前項の監視測定結果について、周辺住民の代表者から公表の申し出があった場合は、これに応じなければならない。

(周辺住民への対応)

第12条 乙は、環境に関する周辺住民の問い合わせ等に迅速に対応するとともに、必要に応じ、説明会を開催するなど、乙の事業活動についての周辺住民の理解を得るよう努めるものとする。

(事前協議)

第13条 乙は、施設の新設、増設及び改造並びに事業内容の変更等環境への影響が予想される事業活動を行う場合にあっては、事前に甲及び周辺住民の代表者と協議し理解を得たうえで、その変更等工事着手の30日前までに甲に届け出なければならない。ただし、乙がISO14001認証等を取得したときは、年間の変更等を文書にまとめ提出することができるものとする。

(調査及び公表)

第14条 甲及び周辺住民の代表者は、必要に応じ、乙の施設に立入調査することができる。

2 甲は、必要に応じ前項及び第11条第2項の報告により知り得た調査結果及び監視測定結果を、周辺住民等に公表できるものとする。

(環境マネジメント取得事業者に係る環境報告書の作成及び報告)

第15条 乙がISO14001認証等を取得したときは、次に掲げる方針、記録類及びその他活動等の事項を記した環境に関する報告書を作成し、甲に提出するものとする。変更等がある場合は、年度当初に作成し甲に提出するものとする。

(1) 環境方針

(2) 従業員等の環境教育訓練の実施記録

(3) 環境保全組織(組織図)

(4) 生活環境保全・自然環境保全・省エネルギー活動等地球温暖化防止活動記録

(5) 法規制の調査と評価記録

(6) その他の環境保全活動

(公害発生時等の対応)

第 16 条 甲・乙調査の結果、公害の発生の恐れが生じ、又は発生していることが判明した場合にあっては、乙は甲の指示に従い、乙の責任において速やかに必要な措置を講じなければならない。

2 甲は、前項の規定による対策によっても、現に人の健康・生活環境又は自然環境が損なわれると判断したときは、必要な措置を指示するものとし、乙はその指示に従わなければならない。

(事故に関する対応)

第 17 条 乙は、環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事故（以下「事故」という。）に適切に対処するため、環境保全上必要な施設の整備及び訓練を行わなければならない。

2 乙は、事故が発生したときは、直ちに必要な措置をとるとともに、速やかに甲及び周辺住民の代表者にその状況を報告しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に対し事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置をとるべきことを指示したときは、乙はこれに従わなければならない。

4 甲は、前項に基づく乙の措置が完了し安全が確保できるまでの間、乙の施設等の操業の停止を指示することができる。

5 乙は、事故の原因の究明を行い、その結果等を文書にて甲及び周辺住民の代表者に報告しなければならない。

(違反時の措置)

第 18 条 甲は、乙がこの協定に違反したときは、乙に対し施設の点検等の必要な措置をとること、又は違反状態が解消されるまでの間、当該違反に係る施設等の操業の全部もしくは一部の停止の指示をすることができる。

(無過失損害賠償責任)

第 19 条 乙は、乙の事業活動により公害が発生した場合又は生活環境上の障害が生じた場合で、その発生原因が乙によるものと甲が判断したときは、その被害の程度に応じて損害を賠償し、又は適切な措置を講じるものとする。

第 4 章 雑則

(地位の承継)

第 20 条 乙は、施設等の全部又は一部を譲渡し又は貸与しようとするときは、協定上の地位を継承させるように必要な措置を講じなければならない。

(苦情処理)

第 21 条 乙は、その事業活動に起因する苦情を周辺住民より受けたときは、関係施設の点検実施など、誠意をもってその解決に努めるものとし、必要に応じ、関係項目に係る監視測定を直ちに実施しなければならない。

(協定の改定)

第 22 条 この協定に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙及び周辺住民の代表者いずれかにより、その改定を申し出ることができる。この場合において、甲又は乙は誠意をもってこれに応ずるものとする。

(疑義又は定めのない事項)

第 23 条 この協定に定めた事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、

甲、乙及び周辺住民の代表者が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定書は、締結の日から適用する。
- 2 年 月 日付け と の間における公害防止協定書（以下「旧協定書」という）は、これを廃止する
- 3 この協定締結の日以前に生じた事項については、旧協定書を適用するものとする。

この協定を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙及び立会人（周辺住民の代表者）において記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 越前市府中一丁目 1 3 番 7 号
越前市
市長

乙 越前市

立会人 越前市
（周辺住民の代表者）
町区長

環境保全細目協定書

越前市長（以下「甲」という。）と△△（以下「乙」という。）は、令和 年 月 日締結した「環境保全協定書」（以下「協定」という。）第 9 条の規定に基づき、次のとおり環境保全細目協定書を締結する。

（具体的環境保全対策等）

第 1 条 乙は、環境保全に関する具体的対策については、次の各号に定めるところにより措置するものとする。

（1）大気汚染防止対策

法及び条例規制値を遵守すること。

（2）水質汚濁防止対策

ア 排水口における排水温度は、30℃又は気温のいずれか高い方を越えない水温とする。

イ 排水の色相等については、環境に著しい影響を及ぼさないものとし、透視度は 30 度以上とする。

ウ 事業所排水口における排水の汚濁物質等の許容限度は、次表に掲げる数値とする。

汚濁物質項目	許容限度
水 素 イ オ ン 濃 度 （ p H ）	
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L 以下
浮 遊 物 質 量 （ S S ）	mg/L 以下
そ の 他 の 有 害 物 質 等	法及び条例規制値等を遵守

エ 排水量は、低減に努めるものとする。

オ 排水口は、水質測定のための採水が可能な構造とする。

（3）騒音防止対策

事業所敷地境界において維持すべき騒音の大きさは、次表に掲げる数値以下とする。

時 間 帯	騒音の大きさ（単位：デシベル）
午 前 6 時 ～ 午 前 8 時	
午 前 8 時 ～ 午 後 7 時	
午 後 7 時 ～ 午 後 10 時	
午後 10 時～翌日の午前 6 時	

（4）振動防止対策

事業所敷地境界において維持すべき振動の大きさは、次表に掲げる数値以下とする。

時 間 帯	振動の大きさ（単位：デシベル）
午 前 6 時 ～ 午 後 10 時	
午後 10 時～翌日午前 6 時	

（5）悪臭防止対策

事業所から発生する悪臭については、周辺住民が不快を感じないと認められる程度とする。

（6）地下浸透防止対策

乙は、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れのある物質について、関係法令に定める基準

を超えて地下に浸透させないように措置する。

(7) 廃棄物の取扱

乙は、廃棄物の取扱いにあたっては、関係法令を遵守するとともに、次に掲げる事項について留意するものとする。

- ① 収集・運搬・積替保管・処分にあっては、飛散・流出・地下浸透・悪臭の発生が生ずることのないようにすること。万一事故が発生した場合、敷地外へ流出しない構造とすること。
- ② 再生利用に極力努めることとし、再生利用できない廃棄物の処分については、法の規定を遵守すること。

(8) 省エネの推進とグリーン購入

乙は、事業所で使用するエネルギーの削減に努めるとともに、物品の購入及び使用にあたっては、環境への負荷の少ないものの選定に努めること。

(監視測定)

第2条 監視測定にあたっては、別表1から別表5までに掲げるところにより行うものとする。

2 前項に掲げる項目のほか、汚染の拡大のおそれがある場合、甲の指示する項目についても測定しなければならない。

(事前協議)

第3条 協定第13条に定める事前協議にあたっては、第1条に定める基準を超えないよう対策を講じるものとする。

(改善時における協定の遵守)

第4条 乙は、公害防止施設の修繕又は改善の期間中においても、この協定を遵守しなければならない。

附 則

1 この細目協定書は、締結の日から適用する。

この細目協定書の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び立会人（周辺住民の代表者）において記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 越前市府中一丁目13番7号
越前市
市長

乙 越前市

立会人 越前市
(周辺住民の代表者)
町区長

別表 1 大気汚染に係る測定

項 目	測 定 方 法	測 定 回 数
ばい煙、粉じん等	法・条例等に定める方法	1 年に 1 回以上

別表 2 水質汚濁に係る測定

項 目	測 定 方 法	測 定 回 数
水 温	JIS K 0102	3 月に 1 回以上
透 視 度	JIS K 0102	3 月に 1 回以上
P H	排水基準を定める省令の規定に基づく 環境大臣が定める排水基準に係る検定方法	3 月に 1 回以上
B O D		3 月に 1 回以上
S S		3 月に 1 回以上
その他の有害物質等	法・条例等に定める方法	1 年に 1 回以上

別表 3 騒音に係る測定

測定場所	測定時間帯	測定方法	測定回数
工場敷地境界線 東西南北 4 地点	甲が指示する時間帯	JIS Z 8731 に定める方法	1 年に 1 回以上

別表 4 振動に係る測定

測定場所	測定時間帯	測定方法	測定回数
工場敷地境界線 東西南北 4 地点	甲が指示する時間帯	特定工場等において発生する振動の規制に関する基準(備考第 4～第 6)に掲げる方法	1 年に 1 回以上

別表 5 その他に係る測定

項 目	測定方法	測定回数
廃棄物の排出量及びリサイクル率 ※	資源区分ごとの月別排出量及びリサイクル率	四半期ごとの記録(累計)
エネルギー消費量	電力・燃料等区分ごとの月別消費量	四半期ごとの記録(累計)

リサイクル率: 資源化量 / (廃棄物処分量 + 資源化量) × 100
(資源化量: 廃棄物発生総量のうち再生リサイクルに回せた分量)
(廃棄物処分量: 廃棄物発生総量のうち埋め立て又は焼却処分に回した量)

環境保全協定締結状況

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

番号	事業所名	所在地	締結年月日
1	株式会社TOP	今宿町	S48. 2. 7 (改定)H30. 8. 1
3	倉茂電工株式会社	高木町	S49. 4. 6 (改定)H24. 3. 1
4	アイ・エム・エヌ株式会社	今宿町	S49. 6. 20 (改定)H23. 4. 12
5	レンゴー株式会社福井事業部武生工場	上真柄町	S49. 6. 25 (改定)H24. 3. 28
6	柳井化学工業株式会社武生工場	上真柄町	S49. 6. 25 (改定)H24. 3. 14
9	レンゴー株式会社福井工場	瓜生町	S49. 11. 28 (改定)H7. 4. 7 (改定)H24. 4. 10
10	南越アスコン株式会社	妙法寺町	S49. 12. 10 (改定)H23. 2. 1
11	武生特殊鋼材株式会社	四郎丸町	S50. 3. 26 (改定)H24. 3. 28
12	武生青果株式会社	矢船町	S50. 9. 16 (改定)H24. 3. 1
13	株式会社武生総合食品市場	矢船町	S50. 9. 16 (改定)H24. 3. 28
15	越前打刃物協同組合	池ノ上町	S50. 11. 14
16	大和食品株式会社	矢放町	S50. 11. 15
17	越前たけふ農業協同組合 (東部カントリー・エレベーター)	西尾町	S51. 5. 4
18	川研ファインケミカル株式会社	北府一丁目	S52. 1. 21 (改定)H23. 7. 13
19	津田鋼業株式会社	栗田部町	S52. 11. 21 (改定)H24. 3. 14
20	信越化学工業株式会社武生工場	北府二丁目	S54. 6. 6
21	日信化学工業株式会社	北府二丁目	S54. 6. 6
22	未来コーセン株式会社武生工場	今宿町	S54. 9. 27 (改定)H25. 11. 1
23	越前たけふ農業協同組合 (西部カントリー・エレベーター)	大虫町	S54. 10. 15
24	株式会社福井村田製作所	岡本町	S54. 11. 20 (改定)H2. 10. 12 (改定)H9. 6. 9
25	有限会社岩六製紙所	岩本町	S55. 12. 5
27	株式会社五十嵐製紙所	岩本町	S55. 12. 5
28	梅田和紙株式会社	不老町	S55. 12. 5
29	有限会社五箇製紙 (休業中)	不老町	S55. 12. 5
30	山田兄弟製紙株式会社	不老町	S55. 12. 5
31	山一製紙所	不老町	S55. 12. 5
32	水上製紙株式会社	不老町	S55. 12. 5
33	株式会社岩野平三郎製紙所	大滝町	S55. 12. 5
34	株式会社滝製紙所	大滝町	S55. 12. 5
36	石川製紙株式会社	大滝町	S55. 12. 5

37	有限会社小畑製紙所	大滝町	S55.12.5
38	有限会社山喜製紙所	大滝町	S55.12.5
39	有限会社三田村製紙所	大滝町	S55.12.5
40	株式会社山路製紙所	大滝町	S55.12.5
41	福井特殊紙株式会社	定友町	S55.12.5
42	株式会社新在家製紙所	新在家町	S55.12.5
43	有限会社清水製紙所	新在家町	S55.12.5
44	ウエサカニット	池ノ上町	S56.4.27
45	ゼットクリエイト株式会社	池ノ上町	S57.10.14 (改定)H10.3.30
46	アイシン・エイ・ダブリュ工業株式会社	池ノ上町	S58.4.21 (改定)H2.1.31 (改定)H9.1.23 (改定)H20.8.6
47	株式会社福井信越石英	萱谷町	S58.12.23 (改定)H25.3.15
48	株式会社ふじや食品	矢放町	S59.1.20 (改定)H24.1.13
49	垣内産業株式会社	今宿町	S59.7.16 (改定)H24.2.10
50	有限会社中村合金鑄造所	池ノ上町	S62.1.27
51	株式会社結城鉄工所	池ノ上町	S62.3.5
52	上嶋養鶏場	丹生郷町	S63.5.24
53	信越化学工業株式会社武生工場 (池ノ上分工場)	池ノ上町	S63.9.2 (改定)H27.10.21
54	松栄産業株式会社武生支店	池ノ上町	S63.9.6
56	株式会社北陸油化	大塩町	H1.3.27
57	株式会社武生環境保全(安養寺工場)	安養寺町	H2.3.23 (改定)H25.2.15
58	株式会社福井村田製作所白山工場	米口町	H2.10.12 (改定)H15.12.22
59	カワイ株式会社	池ノ上町	H5.9.28
60	鈴与トラックステーション株式会社	塚原町	H6.11.24
61	港南株式会社	白崎町	H8.7.17
62	株式会社武生環境保全	家久町	H14.1.8
64	村田電機工業株式会社	粟田部町	H15.7.23
65	ナカヤ化学産業株式会社	粟田部町	H15.8.8
66	ダイヤロン株式会社	粟田部町	H16.3.30
67	株式会社山口エンジニア	粟田部町	H16.5.26 (改定)H24.3.1
68	グリーンメタルズ株式会社	粟田部町	H16.10.15 (改定)H24.3.1
69	アイシン・エイ・ダブリュ工業株式会社 (白崎工場)	白崎町	H18.10.4
70	忠央容器株式会社	粟田部町	H19.1.24
72	株式会社ダイエイ	粟田部町	H21.4.21 (改定)R5.9.1
73	株式会社ホームエネルギー北陸	粟田部町	H21.10.29
74	株式会社福井急行	粟田部町	H24.7.20
75	有限会社吉田加工	粟田部町	H25.1.25
76	A P B 株式会社	庄田町	R3.12.10

*2、7、8、14、26、35、55、63、71 は欠番

9 その他

環境行政のあゆみ

年 月	主な施策等
平成 17 年 10 月 11 月 12 月 平成 18 年 1 月 2 月	(合併により越前市に) コウノトリ「武生」里帰り(公会堂記念館外で展示) 南越清掃組合プラスチック圧縮減容施設供用開始 プラスチック製容器包装ごみの毎週収集を開始 里地里山保全再生モデル事業第 3 回懇談会開催 「環境フェア」開催 越前市里地里山地域再生計画第 2 回特定地域プロジェクトチーム会議 越前市環境審議会
平成 18 年 4 月 8 月 10 月 11 月 平成 19 年 2 月	越前市環境審議会 越前市環境基本計画策定市民委員会 白山地区で「エコキャンプ」が開催される 越前市環境基本計画策定市民委員会 「環境フェア」開催 越前市環境審議会 第 2 回目開催 越前市環境基本計画策定市民委員会
平成 19 年 4 月 7 月 8 月 10 月 12 月 平成 20 年 2 月	越前市環境基本計画策定市民委員会 越前市で「第 9 回両生類自然史フォーラム」開催 白山地区で「エコキャンプ」が開催される 越前市環境審議会 越前市環境基本計画策定 こしの都千五百年大祭 越前市で「アベサンショウウオネットワーク会議」開催 越前市環境審議会
平成 20 年 4 月 8 月 9 月 10 月 11 月 12 月 平成 21 年 1 月 2 月 3 月	「アースデイ越前 2008」開催 白山地区で「エコキャンプ」が開催される 越前市環境審議会 第 1 回 E E ネットワーク協議会 越前市で「里地里山保全再生全国フォーラム」が開催される 第 2 回 E E ネットワーク協議会 レジ袋削減検討会議 第 3 回 E E ネットワーク協議会 レジ袋削減事業所会議 第 4 回 E E ネットワーク協議会 レジ袋削減検討会議 レジ袋削減推進協定締結 レジ袋削減チラシ配布開始 越前市環境審議会
平成 21 年 4 月 6 月 8 月 10 月 11 月 平成 22 年 2 月 3 月	「アースデイ越前 2009」開催 レジ袋削減協定締結(食品小売商組合) 第 1 回 E E ネットワーク協議会 越前里地里山チャレンジ隊千年の森 2009 開催(白山・坂口) 第 2 回 E E ネットワーク協議会 公用車に電気自動車を導入 「呼び戻そうコウノトリ」シンポジウム 越前市環境審議会 E E ネットワーク協議会リサイクル施設見学会 「生ごみ堆肥化」講習会

平成 22 年 4 月	白山地区にコウノトリ飛来 「アースデイ越前 2010」開催
7 月	第 1 回 E E ネットワーク協議会
8 月	越前市環境審議会 第 2 回 E E ネットワーク協議会
9 月	第 3 回 E E ネットワーク協議会
10 月	第 4 回 E E ネットワーク協議会
11 月	第 5 回 E E ネットワーク協議会
平成 23 年 3 月	越前市地球温暖化対策実行計画(家庭部門)策定
3 月	越前市環境審議会
平成 23 年 4 月	「アースデイ越前 2011」開催
11 月	越前市環境審議会
10 月	「コウノトリが舞う里づくり大作戦」開催 「ふくい環境フェア 2011」開催
12 月	県が白山地区でコウノトリ親鳥 2 羽の飼育と繁殖を開始 電気自動車カーシェアリング事業を開始
平成 24 年 4 月	「アースデイ越前 2012」開催
7 月	越前市太陽光発電推進協議会発足式・第一回総会
10 月	越前市太陽光発電推進協議会役員会 「コウノトリが舞う里づくり大作戦」開催
11 月	越前市太陽光発電推進協議会全体会・公共施設屋根貸し発電事業協議 太陽光発電に関する講演会・既設置者と未設置者との意見交換会
12 月	越前市環境審議会
平成 25 年 3 月	国の地球温暖化対策推進事業費補助金（小規模地方公共団体における LED 街路灯等導入促進事業）について、採択決定
平成 25 年 4 月	「アースデイ越前 2013」開催
5 月	越前市太陽光発電推進協議会総会
11 月	越前市環境審議会 「コウノトリが舞う里づくり大作戦」開催
平成 26 年 3 月	越前市太陽光発電推進協議会総会
平成 26 年 5 月	「アースデイ越前 2014」開催
6 月	白山地区でコウノトリの雛 2 羽が誕生
10 月	「コウノトリが舞う里づくり大作戦」開催
12 月	越前市環境審議会
平成 27 年 5 月	「アースデイ越前 2015」開催
9 月	議会にて「環境・文化創造都市宣言」が議決
10 月	白山地区でコウノトリ 2 羽を放鳥 「コウノトリが舞う里づくり大作戦」開催
12 月	越前市環境審議会
平成 28 年 5 月	「アースデイ越前 2016」開催
6 月	越前市環境審議会
8 月	越前市環境審議会
10 月	坂口地区でコウノトリ 2 羽を放鳥 「コウノトリが舞う里づくり大作戦」開催
	越前市環境審議会
11 月	越前市環境審議会
12 月	エコビレッジ交流センターに太陽光発電設備を設置
平成 29 年 2 月	越前市環境審議会
3 月	越前市環境基本計画の改定

平成 29 年 5 月 8 月 9 月 10 月 平成 30 年 1 月	「アースデイ越前 2017」開催 坂口地区でコウノトリ 2 羽を放鳥 郵便局と地域における協力に関する協定を締結 「コウノトリが舞う里づくり大作戦」開催 越前市環境審議会
平成 30 年 4 月 5 月 9 月 12 月 平成 31 年 3 月	大塩町にコウノトリ飛来 「アースデイ越前 2018」開催 坂口地区でコウノトリ 3 羽を放鳥 「コウノトリが舞う里づくり大作戦」開催 越前市環境審議会 白山地区にコウノトリ飛来、営巣を始める
令和元年 5 月 10 月 令和 2 年 3 月	「アースデイ越前 2019」開催 服間地区にコウノトリ飛来 「コウノトリが舞う里づくり大作戦」開催 越前市環境審議会 白山地区にコウノトリ飛来、営巣を始める
令和 2 年 6 月 8 月 9 月 令和 3 年 3 月	白山地区 安養寺町の人口巣塔より 4 羽の野外コウノトリが巣立つ (越前市で初) 「コウノトリが舞う里づくり大作戦」開催 越前市環境審議会 越前市環境審議会
令和 3 年 5 月 6 月 7 月 8 月 10 月 11 月 令和 4 年 1 月 3 月	越前市環境審議会 「アースデイ越前 2021」開催 越前市環境審議会脱炭素社会検討部会 越前市環境審議会 「ゼロカーボンシティ宣言」を表明 越前市環境審議会脱炭素社会検討部会 越前市環境審議会 越前市環境審議会 越前市環境基本計画の改定
令和 4 年 5 月 令和 5 年 1 月 3 月	「アースデイえちぜん 2022」開催 越前市環境審議会 越前市総合計画 2023 策定 12 のチャレンジプロジェクトに「脱炭素チャレンジプロジェクト」を位置づけ
令和 5 年 5 月 6 月 11 月 令和 6 年 1 月 3 月	「アースデイえちぜん 2023」開催 地域一体型食と農の温室効果ガス削減運動に関する連携協定の締結 越前市カーボンニュートラル推進協議会の設立 越前市環境審議会 J-クレジット等の環境価値に関する連携協定の締結

越前市環境・文化 創造都市宣言

わたしたちのまち越前市は、北陸の豊かな自然環境に育まれ、1500年にわたる歴史や文化を継承し、伝統のものづくりと先端産業が共存する、調和のとれたまちとして発展を続けています。

わたしたちは、このすばらしい環境と文化を新たな時代に生かし、一人ひとりが誇りをもって暮らすまちを築くため「環境・文化 創造都市」を宣言します。

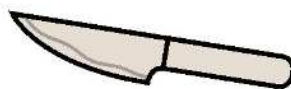
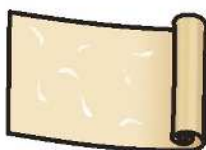
- 1 幸せ運ぶコウノトリが舞い、
人にも生き物にも優しい、
うるおいのあるまちを創ります。



- 1 紫式部が暮らした越前国府の文化を^{とうと}尊び、
未来に向けて新しい風を起こします。



- 1 ^{わし}和紙・^{うちものはもの}打刃物・^{たんす}箆笥の伝統の技を受け継ぎ、
先端技術とともに、
ものづくり越前を世界へ発信します。



令和 6 年版

環 境 白 書

発 行 越 前 市
編 集 環境農林部環境政策課

越前市府中一丁目13番7号
T E L (0778) 22-5342
F A X (0778) 22-5167